平成18年10月1日告示第184号

改正

平成19年3月30日告示第92号 平成25年6月27日告示第169号

伊賀市ガイドヘルプ事業実施要綱

(目的)

第1条 伊賀市ガイドヘルプ事業(以下「事業」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第8号の規定に基づき、障がい児(者)がその能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、屋外での移動が困難な障がい児(者)について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、伊賀市とする。ただし、事業の利用資格の決定を除き、事業の運営を、 法に基づく居宅介護など個別給付のサービス提供を行う指定事業所及び基準該当事業所のうち、 適切な事業運営ができると認められる事業所(以下「受託者」という。)に対して委託するもの とする。

(事業内容)

- 第3条 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)の際の移動を支援するものとする。
- 2 実施方法は、以下の利用形態とする。ただし、グループ支援型における複数とは、3人までと するが、特に市長が必要と認める場合は、この限りではない。
 - (1) 個別支援型

個別支援が必要な場合のマンツーマンによる支援

- (2) グループ支援型
 - ア 複数の障がい児(者)への同時支援
 - イ 屋外でのグループワーク又は同一目的地若しくは同一イベントへの複数人同時参加の際の 支援

(対象者)

- 第4条 事業の対象者は、<u>法第4条第1項の規定による障がい者及び同条第2項の規定による障がい</u><u>い児</u>のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、その者又はその者の保護者が<u>市内に居住地</u>(居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。)を有するものとする。
 - (1) 屋外での移動に著しい制限のある<u>視覚障がい児(者)、全身性障がい児(者)</u>(肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の一級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障がいを有する者又はこれに準ずる者をいう。)、知的障がい児(者)及び精神障がい児(者)とする。
 - (2) その他、市長が特に必要と認めた者
- 2 前項に規定するもののほか、同項各号のいずれかに該当する者で、法第19条第3項に規定する 特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への<u>入所前に有した居住地</u>(同項に規定す る継続入所障害者にあっては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「居住 地特例地」という。)が市内である者は、事業の対象とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、居住地特例地が他の市町村の区域内である者は、事業の対象としない。

(利用の申請及び決定)

- 第5条 利用の申請及び決定については、<u>伊賀市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則</u>(平成18年伊賀市規則第72号)<u>第2条から第7条までの規定を準用する</u>。 (サービスを提供する者)
- 第6条 サービスを提供する者の要件は、対象者の障がいの種別により以下のとおりとし、第3号 についてはア、イ、ウ又はエのいずれかの要件を満たす者とする。ただし、第1号及び第2号に おいては、受託者からの申し出により特に市長が必要と認める場合に限り、第3号ア、イ又はエ のいずれかの要件を満たす者とすることができる。
 - (1) 視覚障がい児(者) ヘサービスを提供する者 「視覚障害者移動介護従業者養成研修」の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当 該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
 - (2) 全身性障がい児(者) ヘサービスを提供する者 「全身性障害者移動介護従業者養成研修」の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から 当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
 - (3) 知的障がい児(者)及び精神障がい児(者)へサービスを提供する者 ア 介護福祉士

- イ 「居宅介護従業者養成研修」の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の 課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- ウ 「知的障害者移動介護従業者養成研修」の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から 当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- エ 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項に規定する者

(利用者負担額)

- 第7条 市が負担する額は、次条に規定する単価により算定した額の100分の90に相当する額を負担するものとし(1円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。)、受給者等が負担する額は、市が負担する額を控除した額とする。ただし、第2項から第4項までの規定が適用された場合は、当該受給者等が負担する額を控除した額を市が負担する額とする。
- 2 利用者負担額の上限月額を設けることとし、その合算の対象となる費用は、法第29条及び第30 条に規定する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費及び特例訓練等給付費、法第77条第1 項第9号に規定する地域活動支援センター事業及び同条第3項に規定する事業のうち日中一時支援事業のサービス利用に係る費用とする。
- 3 共同生活援助を利用する者が当該事業を利用する場合は、個別減免後の額を利用者負担上限月額とする。
- 4 利用者負担金は、受託者が徴収するものとし、この場合受託者は、その収入及び支出関係を明らかにした経理を行わなければならない。

(利用単価)

第8条 利用単価は、別表に定めるとおりとする。ただし、第3条第2項第2号による利用の場合は、一人の利用者につき30%の減算を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第92号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月27日告示第169号)

この告示は、平成25年6月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、第1条の 規定(伊賀市障害児(者)訓練施設等通所費助成事業実施要綱第2条第2号中「同条第13項、同条 第14項及び第15項」を「同条第12項から第14項まで」に改める部分に限る。)、第5条の規定(伊賀市ガイドへルプ事業実施要綱第7条第3項中「共同生活介護及び」を削る部分に限る。)、第7条の規定(伊賀市障がい者相談支援事業実施要綱第3条第4項中「法第5条第10項に規定する共同生活介護又は」を削り、「同条第16項」を「法第5条第15項」に改める部分に限る。)、第11条の規定(伊賀市障害者更生訓練費支給事業実施要綱第1条中「第5条第13項」を「第5条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に改める部分に限る。)、第12条の規定(伊賀市障がい者職場実習事業実施要綱第2条第2号中「第5条第13項、同条第14項及び同条第15項」を「第5条第12項、同条第13項及び同条第14項」に改める部分に限る。)、第17条の規定(伊賀市障がい者日中一時支援事業実施要綱第7条第3項中「共同生活介護及び」を削る部分及び別表第1中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める部分に限る。)、第18条の規定(伊賀市障がい者地域活動支援センター事業実施要綱第8条第3項中「共同生活介護及び」を削る部分に限る。)並びに第19条の規定(伊賀市障がい者等介護用品購入費助成事業実施要綱第4条第1項第5号中「共同生活介護、同条第11項に規定する」を削る部分及び「同条第16項」を「同条第15項」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

別表

利用単価

利用時間 (時間)	ガイドヘルプ(身体介護あり)	ガイドヘルプ(身体介護なし)
~0.5未満	2,300円	800円
~1.0未満	4,000円	1,500円
~1.5未満	5,800円	2,250円
~2.0未満	6, 550円	3,000円
~2.5未満	7,300円	3,750円
~3.0未満	8,050円	4,500円
3.0以上	30分ごとに700円	30分ごとに700円

○伊賀市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

平成18年8月17日規則第72号

改正

平成19年2月20日規則第7号 平成23年9月30日規則第59号 平成24年5月31日規則第44号 平成25年5月24日規則第34号 平成27年10月1日規則第55号 平成28年4月1日規則第60号

伊賀市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の施行にあたっては、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「施行令」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

- 第1条の2 この規則において「障がい者」とは、法第4条第1項の規定に該当するものをいう。
- 2 この規則において「障がい児」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に該当する児童をいう。

(介護給付費等の支給申請)

- 第2条 法第19条に規定する介護給付費、訓練等給付費、法第34条に規定する特定障害者特別給付費、法第51条の5に規定する地域相談支援給付費及び法第77条に規定する地域生活支援事業(以下「介護給付費等」という。)の支給申請及び法第29条第4項に規定する利用者負担額の減額及び免除の申請は、様式第1号の(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費 地域生活支援事業)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により支給を受けようとする日の30日前(更新申請の場合は支給を受けようとする日の60日前から30日前)までに行うものとする。
- 2 社会福祉事務所長(以下「所長」という。)は、法第22条第4項、法第24条第3項及び法第51 条の7第4項の規定により、介護給付費等の支給申請を行った障がい者及び障がい児の保護者に

- 対し、様式第2号のサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書によりサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。
- 3 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障がい者及び障がい児の保護者は、 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者(以下「指定特定相談支援事業者」 という。)が作成したサービス等利用計画案、様式第3号の計画相談支援給付費・障害児相談支 援給付費支給申請書及び様式第4号の計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書を提出 するものとする。なお、厚生労働省令で定める場合には指定特定相談支援事業者が作成するサー ビス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。
- 4 所長は、法第21条第1項の規定により障害支援区分の認定を行ったときは、様式第5号の障害 支援区分認定通知書により当該認定を受けた障がい者又は障がい児の保護者(以下「支給決定障 がい者等」という。)に通知するものとする。
- 5 所長は、法第22条第1項の規定により介護給付費等を支給する旨の決定を行ったときは、様式 第6号の(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費 地域生活 支援事業)支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書、様式第7号による計画相談 支援給付費・障害児相談支援給付費支給(却下)通知書及び様式第8号による障害福祉サービス 受給者証又は様式第9号による地域相談支援受給者証又は様式第10号による療養介護医療受給者 証を交付する。
- 6 所長は、法第22条第1項の規定により介護給付費等を支給しない旨の決定を行ったときは、様 式第11号の却下決定通知書により通知するものとする。
- 7 法第24条に規定する介護給付費等の支給の変更及び利用者負担額減額又は免除等の変更にかかる申請は、様式第12号の(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域生活支援事業)支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書により行うものとする。
- 8 所長は、前項の申請にかかる要否の決定を様式第13号の(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域生活支援事業)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書又は様式第11号の却下決定通知書により行うものとする。
- 9 所長は、第5項の規定により計画相談支援給付及び障害児相談支援給付の支給決定を行った障がい者及び障がい児の継続サービス利用支援のモニタリング期間を変更する場合は、様式第14号のモニタリング期間変更通知書により当該障がい者及び障がい児の保護者に通知するものとする。 (申請内容の変更の届出)
- 第3条 施行令第15条の規定による申請内容の変更の届出は、様式第15号の障害福祉サービス受給

者証等記載事項変更届出書により行うものとする。

(障害福祉サービス受給者証等の再交付)

第4条 施行令第16条の規定による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は療養介護医療受給者証の再交付の申請は、様式第16号の障害福祉サービス受給者証等再交付申請書により行うものとする。

(特例介護給付費等の支給)

- 第5条 法第30条第3項に規定する市町村が定める特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等又は法第30条第1項第2号に規定する基準該 当障害福祉サービスについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する 基準(平成18年厚生労働省告示第523号)により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)の100分の90に相当する額とする。
- 2 法第30条第1項第1号に規定する特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給又は法第35条第 1項第1号に規定する特例特定障害者特別給付費の支給又は法第51条の15第1項に規定する特例 地域相談支援給付にかかる申請は、様式第17号の(特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特 定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費)支給申請書により行うものとする。
- 3 所長は、前項の申請にかかる決定を様式第18号の(特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例 特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費)支給(不支給)決定通知書により行うものと する。

(支給申請にかかる同意及び個別減免等申請にかかる世帯状況等の申告)

第6条 法第6条に定める自立支援給付にかかる支給申請にあたり、<u>申請者及び申請者の属する世帯の生計中心者から提出させる世帯の所得及び課税の状況</u>の調査にかかる同意書及び個別減免、補足給付及び社会福祉法人軽減の申請にかかる世帯状況、収入及び資産等の申告については<u>様式</u>第19号の同意書兼世帯状況・収入等申告書によるものとする。

(支給決定の取消し)

- 第7条 所長は、法第25条及び法第51条の10に規定する支給決定の取消しを様式第20号の支給決定 取消通知書により行うものとする。
- 第8条 削除

(介護給付費等の額の特例等)

- 第9条 法第31条の規定による介護給付費等の額の特例(以下「介護給付費等の特例」という。) に係る割合は、次の各号に掲げる割合とする。
 - (1) 施行規則第32条第1号に該当する者が、主たる住宅の全壊、全焼、流出その他これらに類する被害を受けたとき。 100分の100
 - (2) 施行規則第32条第1号に該当する者が、主たる住宅の半壊、半焼、流出その他これらに類する被害を受けたとき。 100分の95
 - (3) 施行規則第32条第2号から第4号までに該当する者が要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)であって、この規定の適用を受けた場合に保護を必要としない 状態であるとき。 100分の100
- 2 法第31条の規定による介護給付費等の特例の適用を受けようとする者は、様式第21号による介 護給付費等利用者負担特例減額・免除申請書を所長に提出するものとする。
- 3 第1項に規定する割合は、同項第1号及び第2号に規定する者については、災害等が発生した 日の属する月の翌月から、同項第3号に規定する者については、前項の規定による申請を行った 日の属する月の翌月から、それぞれ6か月以内の期間に限り、その期間内に受けるサービスにつ いて適用する。
- 4 所長は、介護給付費等の特例の適用の可否について決定したときは、様式第22号による介護給付費等利用者負担特例減額・免除決定(却下)通知書により支給決定障がい者等に通知するものとする。
- 5 介護給付費等の特例の適用を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、 所長はこれらの決定の一部又は全部を取り消すことができる。
 - (1) 介護給付費等の特例を受けた者又はその属する世帯の世帯主及び世帯員の収入その他の事情が変化したため、当該特例の適用を行う必要がなくなったとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な行為により介護給付費等の特例の適用を受けたと認められるとき。

第10条 削除

(高額障害福祉サービス費の支給申請)

- 第11条 法第76条の2に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給にかかる申請は、様式第23 号の高額障害福祉サービス費等給付支給申請書によるものとする。
- 2 前項の申請にかかる支給又は不支給の決定は、様式第24号の高額障害福祉サービス費等給付支 給(不支給)決定通知書によるものとする。

(自立支援医療費の支給認定申請)

- 第12条 法第53条第1項の規定により自立支援医療費(更生医療及び育成医療に係るものに限る。) の支給認定を受けようとする障がい者は、様式第25号の自立支援医療費支給認定申請書を提出す るものとする。
- 2 前項の申請を却下する場合は、様式第26号により通知するものとする。 (自立支援医療受給者証)
- 第13条 法第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証(以下「受給者証」という。)は、様式 第27号(更生医療)及び様式第27号の2(育成医療)によるものとする。
- 2 受給者証及び自立支援医療支給認定申請書に記載された事項を変更するときは、様式第28号の 自立支援医療受給者証等記載事項変更届によるものとする。

(補装具費の支給の手続)

- 第14条 施行規則第65条の7の規定により補装具費の支給を受けようとする障がい者又は障がい児の保護者(以下この条において「当該障がい者等」という。)は、様式第29号の補装具費(購入・修理)支給申請書兼利用者負担額減額等申請書に当該申請に係る医師の意見書又は診断書及び補装具の購入又は修理に要する費用の見積書等を添えて提出するものとする。
- 2 前項の申請を受けた場合には、所長は様式第30号による調査書を作成するとともに、必要に応じ、更生相談所の判定を求めなければならない。
- 3 所長は、法第76条第1項の規定により補装具費の支給を決定したときは、様式第31号による補 装具費支給決定通知書及び様式第32号による補装具費支給券を当該障がい者等に交付することと し、様式第33号による補装具作成(修理)依頼書を補装具の販売又は修理を行う当該業者に送付 しなければならない。
- 4 所長は、第1項の申請を却下するときは、様式第34号の却下決定通知書により行うものとする。
- 5 当該障がい者等は、補装具費の支給を受ける場合は、様式第35号の補装具費(購入・修理)請求書に必要書類を添えて所長に提出するものとし、所長は審査の上、当該障がい者等に補装具費を支給する。

(補装具費の代理受領)

第15条 前条第5項の規定にかかわらず、所長は、あらかじめ代理受領による補装具費の支払について市長と契約を締結している業者であって、当該障がい者等が業者に代理受領の委任を行っている場合に限り、補装具費を当該業者に支払うことができる。この場合、当該障がい者等に補装具費の支給があったものとみなす。

(関係帳簿)

第16条 所長は、様式第36号による補装具費支給申請決定簿を備え、必要な事項を記載しておかな ければならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年2月20日規則第7号)

この規則は公布の日から施行し、改正後の伊賀市障害者自立支援法施行細則は平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成23年9月30日規則第59号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月31日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市障害者自立支援法施行細則の規定は、平成24 年4月1日から適用する。

附 則(平成25年5月24日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市支所設置条例施行規則、伊賀市社会福祉事務所設置条例施行規則、伊賀市社会福祉事務所長に対する事務委任規則、伊賀市知的障害者福祉法施行細則、伊賀市身体障害者福祉法施行細則、伊賀市基準該当障害福祉サービス事業者の登録及び特例介護給付費等の支給に関する規則、伊賀市障害者自立支援法施行細則及び障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。(後略)

附 則 (平成27年10月1日規則第55号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊賀市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律施行細則の規定によりなされた支給申請にかかる手続その他の行為は、この 規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年4月1日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

-3.	(介護			練等給	付費		ミ障害 書兼和										地域	线生活	5支援	爭事	美)
1	伊賀市社	t会福 ²	业事	務所長	様																
	欠のとま	らり申	請し	ます。							申	請年	月日	l			年		月		目
申	フ! 氏	<u>リガナ</u> 名							 (F)	-	生年	月日					年		月		B
請者	居	住 地		Ŧ																	
	フリカ									-	生年	電話:	番号	•			年		月		日
ß	支給申請 量が いり 体障害者	見氏名			療育手	帳				-	続精神	柄	保健				難病	に係			
手	帳番号 保険者証(及び番	番号(※)	番	号				1	福祉	手 帳 名及び	番号	}				病名			
障? ※				と給の有無 B及び番号						_							る場合	有記入	するこ	無と。	
#	障害	ᇶᆉ		害 支 援 分の認定	有・	無	区分	1	2	3	4	5	6	有効 期間							
サービス利用	関係サ-		利用	中のサービ	スの種	類と内	容等														
用の状況	介護サー			更介護認定 中のサービ		有・類と内	7711	要介	護度	1	要支	援()	·要	介記	雙 1	2	3	4	5	
	区分					+	ービス								\Box		申請に	係る』	体的	内容	
申		口居宅		護給付費		\vdash	2011	練等給	付費		\forall	地域生		接事業等	9						-
	04-	口重度		介護		1				/											
請	訪問系	口同行	援護			1		/													
	その	口行動	援護			1															
す	他	口短期	入所				/														
_		口重度	障害	者等包括支	援																
る		口療養	介護			DÉ	自立訓練	(機能	訓練)			□地域									
#		口生活	介護			DÉ	自立訓制	生活	訓練)			セン	ター	-							
,	日中				/	口宿	自泊型自	立訓練	ŧ			口日中		支援							
ı	日中活動系						忧労移行				_				- 1		活援助				
	系		/				大学移行			色設	()						望する事 定共同:				-ビス
Ľ		/					北労継続				\dashv						括型) 部サー			指定士	t同生
	居住系	口施設	1 75	支 埋		-	t労継続 も同生活			±/						活	援助事	業所			
ス		口地均				1 1 2	、阿生活	10年4月(/ IV - / I	n-1	M/		_	_			6、排せ 供につ		は食事	等のか	↑護の
	地域相 談支援	□地域				1				_	_						望する 望しな				
																山布	主しな	٠,			

主治医	主治医の氏名		医療機関名	
		₸		
<u>×</u>	所 在 地			
			電話	番号
(>	() 主治医の欄は	、介護給付費又は地域移行支援(料	青神科病院(#	青神科病院以外の病院で精神病室が設けられ
てし	\るものを含む。)) に入院している者に限る。) を申	請する場合記	入すること。
	□ I 負担.	上限月額に関する認定		
	下記	の区分の適用を申請します。		
	(あて)	はまるものに○をつける。いずれに	もあてはまら	ない場合は空欄とすること。)
	1 生	活保護受給世帯		
	2 市	民税非課税世帯(※)に属する者		
	* 1	療養介護を利用する場合は、①又は	(②のあてはま	る方にも〇をつける。
	1	利用者本人の合計所得金額及び障	售者基礎年金	き等の収入の合計額が80万円以下のもの
	2	①以外のもの		
	3 市」	民税課税世帯(障害者:所得割 16 万	可未満、障害	『児:所得割28万円未満)に属する者
申	□ Ⅱ 医療	型個別減免に関する認定		
請	下記	のいずれにもあてはまるため、医療	・型個別減免を	申請します。
す	〈20歳以上の	の方〉	(20歳未満の方〉

減

免 の

種

- 1 療養介護利用者であること。(年令 才)
- 1 療養介護利用者であること。(年令
- 2 市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者
- □ Ⅲ 施設入所者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(入所施設の食費等

下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。

(注)対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設、特定旧法指定施設)

〈20歳以上の方〉

〈20歳未満の方〉

- 1 施設入所者であること。(年令 才)
- 1 施設入所者であること。(年令

才)

- 2 市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者
- □ Ⅳ グループホーム等入居者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(家賃

軽減措置)

市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯にあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。

(注)対象事業所は、共同生活援助 (グループホーム)

- □ V 生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(口自己負担減免措置 口補足給付の特例措置)を申請します。
 - ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書	提出者	□申請者本人 □申請者本人以外 (下の欄に記入	
氏	名	申請者との関	Ķ.
43		Ŧ	
住	所	電話番	}

様式第2号(第2条関係)

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書

年 月 日

様

伊賀市社会福祉事務所長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第22条第4項 第24条第3項 第51条の7第4項・児童福祉法(第21条の5の7第4項 第21条の5の8第3項 の規定に基づき、支給(給付)要否決定を行うに当たって、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を求めます。

提出に当たっては、下記の書類を併せて提出願います。

記

- 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書
- ※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給の期間内であるときは、提出不要
- 計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書
- ※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、 計画相談支援・障害児相談支援を担当する事業者変更がない場合は、提出不要

提出先 伊賀市 課 住所

電話番号

提出期限 年 月 日

様式第3号(第2条関係)

31	画相談支援給付費	. 陪宝旧扣款去	经处什弗去公	中誌士			
н	四怕秋又扬和竹箕	* 阵音光和缺又	仮和刊其 义和	中明育			
伊賀市社会福祉 次のとおり申請し			申請年月日	年	月	Ħ	
申 フリガナ 請 氏 名		P	生年月日		年	月	日
者 居住地	Ŧ		電話番	污			
フリガナ 申 請 に 係 ?	3		生年月日		年	月	日
児童氏	名		続柄				
申請書提出者	□申請者本人	□申請者本人	以外(下の欄)	ご記入)			
フリガナ			申請者				
氏 名			との関係				
住 所	Ŧ		電	話番号			

様式第4号(第2条関係)

章	画相談支援・障害児相談支援	依頼(変更))	届出書
伊賀市社会福祉事	務所長 様		
次のとおり届け出ま	きす。		
		届出年月日	年 月 日
			区分 新規・変更
申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
請 氏 名	₽	生年月日	年 月 日
者居住地	Ŧ	ą	話番号
フリガナ		生年月日	年 月 日
申請に係る			
児童氏名		続柄	
計画相談支援・障	害児相談支援を依頼した指定特定相	談支援事業所・	指定障害児相談支援事業所名
フリガナ			
事業所名			
住所		電話番	- 号
指定特定相談支援事	「業所・指定障害児相談支援事業所	所を変更する理に	由(変更の場合に記載)
変更年月日	年 月 旦		

様式第5号(第2条関係)

障害支援区分認定通知書 第 号 年 月 日 様 伊賀市社会福祉事務所長 (EII) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条の規定により、下記のとおり障害支 援区分の認定を行ったので通知します。 記 氏 名 認定年月日 障害支援区分 理由 障害支援区分の 年 月 日から 年 月 日まで 認定の有効期間 (留意事項) 1 上記の障害支援区分や申請者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用に係る支給決定 2 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。 3 認定結果等について、不明な点があれば下記の担当課にご連絡ください。 不服申立て及び取消訴訟 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に三重県 知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、三重県知事に申し立てれば、 口頭により意見を述べることができます。 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月 以内に伊賀市を被告として(訴訟において伊賀市を代表する者は伊賀市長となります。)、提起することがで きます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいず れかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

課

様式第6号(第2条関係)

伊賀市

住所 電話番号

問い合わせ先

ので設備付貸	訓練寺稻勺貸	符正阵告有特別紹付貧	地域怕談文振桁竹貧	地域生活文振争亲)	
	支給(給	付)決定通知書兼利用者	負担額減額・免除等決	定通知書		
				第		号
				年	月	日

/人等4人, 注: 引沙士佐女人, 上津: 6十二年中, 七十日, 6人, 上津: 141年1月3火十十年6人, 上津: 141年1月7十年7年18年18年18年18日

様

伊賀市社会福祉事務所長 (FI)

年 月 日に申請のありました介護給付費等の支給及び利用者負担額減額・免除等について、障害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第22条 第29条 第34条 第51条の7 第51条 の14) の規定に基づき下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記 障害福祉サービス 地域相談支援 受 給 者 証 受 給 者 証 뮹 番 支給決定障害者 支給決定に係る (保護者) 氏名 児童 氏 障害支援区分の 隨害支援区分 支給決定年月日 有 効 期 間 サービスの種類 支援の内容及び支給(給付)量 有効期間 支給 (給付) 決定内容 特記事項 左の上限月額の 利用者負担上限月額 円 適用期間 左の給付費の 特定障害者特別給付費 日額 円 (施設入所支援) 適用期間 特定障害者特別給付費 左の給付費の 月額 円 (共同生活援助) 適用期間

療	公費負担者番号			公費受給者番号		
療養介護医療	療養介護医療(食事療 養(生活療養)を除く。) の負担上限月額	月額	円	食事療養(生活療 養)の負担上限月額	月額	円
療	上限額の 適用期間					

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に三重県 知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、三重県知事に申し立てれば、 口頭により意見を述べることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月 以内に伊賀市を被告として(訴訟において伊賀市を代表する者は伊賀市長となります。)、提起することがで きます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後 (次の(1)から(3)までのいず れかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

電話番号 伊賀市 住所

様式第7号(第2条関係)

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給(却下)通知書

第 号

年 月 日

様

伊賀市社会福祉事務所長 ⑩

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項・児童福祉 法第24条の26第1項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号	地城相談支援 受給者証番号
通所受給者証番号	
申請者氏名	申 請 に 係 る 児 童 氏 名
支給の可否	可 • 否
支 支給期間	年 月 ~ 年 月
す モニタリング る 期間	
支給しない曲	

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に三重 県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、三重県知事に申し立てれ ば、口頭により意見を述べることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6か月以内に伊賀市を被告として(訴訟において伊賀市を代表する者は伊賀市長となります。)提起するこ とができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日 の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいず れかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先 伊賀市 課 住所 電話番号

様式第8号(省略)

様式第9号(第2条関係)

		地城相談支援受給者証	
受	給者証番号		
地域相談支援給付決定障害者	居住地		
付決	フリカーナ		
定障害	氏名		
者	生年月日		
	等害種別		
2	付年月日		
支	給市町村名 及び印	三重原伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市 242164	Βp

			(=)			
地域村	I談支担	髮糸	合付	費の給	付決定	内容	拏
地域相談支援 の種類							
地域相談支援 給付量等							
地域和英文提給什 決定期間		ģ;	Л	日から	qs.	Л	日まで
地域相談支援 の種類							
地域相談支援 給付量等							
地域和英文提給什 決定期間		q:	Я	日から	41	Я	日まて
子编模							

提供する 地域相談支援 の種類	事業者及びその事 業所の名称	契約日 サービス提供終了日	事業者 確認印
		契約日 年 月 日 サービス提供終了日 年 月 日	
		契約日 年 月 日 サービス提供終了日 年 月 日	
子偏欄		+ // //	<u> </u>

(图)										
計	計画相談支援給付費の支給内容									
支給期間		年	Я	日から	年	Я	日まで			
指定特定相談	支援事業	所名								
モニタリング	期間									
子倫欄										
1										

(五)
注意事項欄
1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてくだ
さい。
2 指定地域相談支援を受けようとするときは、必ずこ
の証を指定一般相談支援事業者に提示してください。 3 給付決定期間を経過したときは地域相談支援給付費
3 給付決定期間を経過したときは地域相談支援給付費の給付を受けられませんので、給付決定期間を経過す
る前に、市町村にこの証を添えて、給付の再申請をし
てください。
4 この証の一面の記載事項に変更があったときは、
14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け
出てください。
5 給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、
事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談く
ださい。
また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住
地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、 この証を交付した市町村(旧居住地の市町村)に届け
この誰を交付した中町村 (旧居住地の中町村) に種() 出てください。
6 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、
速やかに届け出て、再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見し
たときは、速やかに市町村に返してください。
7 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を
市町村に返してください。
8 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰
されることがあります。
9 給付決定の内容欄に記載されていない地域相談支援
については、地域相談支援給付費の給付は受けられま せん。
₹/0,

様式第10号 (第2条関係)

		療養介護	医療受給	者証	
23	货 負担者番号				
公費受給者番号					
支給決定障害者	居住地				
	フリガナ				生年月日
	氏 名				
	被保険者証の 記号及び番号			保険者名 及び番号	
	1.担上限額	療養介護医療(食事療養 (生活療養)を除く)	月額		円
,	4.111 LINCOR	食事療養(生活療養)	月額		PI
	適用期間				
3	2付年月日				
支給市町村名 及び印		伊賀市上野丸之内 伊賀市 242164	1 1 6 番地		

	注意事項欄
3 4 5	この話は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 物資介運を受けようとするときは、必ずこの話に障害福祉サービス受給者証及び医療保 険の施保険者証を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。 報義介護医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額機に記載された金額が一月当たり の上限なかます。 (※医療型側別減等の認定を受けた場合には減免後の額が表示さ れています。) 報義介護医療の負担上限月額は毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時 期に、この証と認定に必要な関係情報を市町村に提出してください。 療養介護に係る介護的付費の支給決定期間を経過したときは、療養介護医療費の支給を 受われませんので、支給決定期間を経過する前に市町村にこの証を添えて、療養介護 に係る介護的費の支給の再申請をしてください。
	この証を添えて、この証を交付した市町村に届け出てください。 この証を確損したり、汚したり又は紛失したときは、連やかに届け出て、再交付を受け てください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、連やかに、市町村に返し てください。
	お問い合わせ先 518-8501 伊賀市上野丸之内1 1 6 番地 伊賀市投所 障がい福祉課 (TEL): 0595-22-9656 (FAX): 0595-22-9662

様式第11号 (第2条関係)

却下決定通知書

第 号 日

様

伊賀市社会福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました介護給付費等の支給(変更)及び利用者負担額減額・免除等(の変更)については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

- 1 申請事項
- 2 却下の理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月 以内に三重県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、三 重県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に伊賀市を被告として(訴訟において伊賀市を代表する者は伊賀市長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

伊賀市 課 住所 電話番号

様式第12号 (第2条関係)

	(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費 地域生活支援事業) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書																
•	伊賀市社会福祉事務所長 様																
_ :	次のとおり申請します。 申請年月日 年 月 日																
申	フリ 氏	<u>リガナ</u> 名					 D	生年	月日				年		月		В
請			Ŧ														\dashv
者	居	住 地							電話都	番号							
	フリカ 支給申請							生年	月日				年		月		日
	章 が いり	見氏名		療育手	ÁE.		_	続物	柄 障害者	무성			難病に	- 15			
	帳番号				号		\dashv		手帳				る疾病				_
-			なび番号(※)	_					名及び			<u> </u>					
			の受給の有類										7 48 45	有	+ z -	無	
*	1 1放1米ド	き 有証の)記号及び番号 障 害 支 援	T						Τ:	有効	と中請9	る場合	記入?	9 0 -	٠٤.	
サージ	障害	福祉	区分の認定	有・無		1 2	3	4	5 6	8 I	朝間						
ビス利用	関係サー	-ビス	利用中のサート	ころの種類	夏と内容等												
用の	A ##	/D 04	要介護認定	È	有・無	要介護	度	要支	援()	・要介	 護 1	2	3	4	5	
の状況	介護サー		利用中のサービ	この種類	質と内容等												
	変更の理	曲															
																	-
	区分		介護給付費		サービスの種類 訓練等給付費				地域生活支援事業等			申請に係る具体的内容					
申		口居宅							□移動支援								
	04:	口重度	訪問介護				/										
請	訪問系・	口同行	援護														
	その	口行動	援護														
す	他	口短期	入所														
_		口重度	障害者等包括支	援													
る		□療養	介護		口自立訓	練(機能訓	練)		□地域		支援						
		口生活	介護		口自立訓	練(生活訓	練)		セン	ター							
サ	且由				口宿泊型	自立訓練			□日中	一時3	を援						
1	日中活動系		/		口就労移	行支援							活援助に				
'	素				口就労移	行支援(養	成施訓	没)					望する事: 定共同生				ビス
ビ		/			口就労継	続支援A型						包	括型)事	業所			
-		\angle			口就労継	続支援B型							部サーと		用型	指定共	同生
2	居住系	口施設	入所支援		口共同生	活援助(グル	ープホー	-A)				(2) 入剂	谷、排せ	つ又に	は食事	等の介	護の
_	地域相	口地域	移行支援										供につい 望する	いて			
1	談支援	□地域	定着支援						口希望しない								

主	主治	医の	氏名	医療機関名					
主治医				Ŧ					
*	所	在	地						
				電話番号					
(%	(※) 主治医の欄は、介護給付費又は地域移行支援(精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられ								
てじ	ているものを含む。)に入院している者に限る。)を申請する場合記入すること。								

	1	見た工限が限に関する心に
		下記の区分の適用を申請します。

(あてはまるものに〇をつける。いずれにもあてはまらない場合は空欄とすること。)

- 1 生活保護受給世帯
- 2 市民税非課税世帯(※)に属する者
 - ※ 療養介護を利用する場合は、①又は②のあてはまる方にも〇をつける。
 - ① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの
 - ② ①以外のもの
- 3 市民税課税世帯(障害者:所得割16万円未満、障害児:所得割28万円未満)に属する者
- □ Ⅱ 医療型個別減免に関する認定

下記のいずれにもあてはまるため、医療型個別減免を申請します。

〈20歳以上の方〉

申

請

す

減

免

の

種

類

〈20歳未満の方〉

- 1 療養介護利用者であること。(年令 才)
- 1 療養介護利用者であること。(年令
- 2 市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者
- □ Ⅲ 施設入所者 (注) に対する特定障害者特別給付費 (補足給付) に関する認定 (入所施設の食費等 軽減措置)

下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。

(注)対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設、特定旧法指定施設)

〈20歳以上の方〉

〈20歳未満の方〉

- 1 施設入所者であること。(年令 才)
- 1 施設入所者であること。(年令 才)
- 2 市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者
- □ IV グループホーム等入居者 (注) に対する特定障害者特別給付費 (補足給付) に関する認定 (家賃軽減措置)

市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯にあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。

- (注)対象事業所は、共同生活援助 (グループホーム)
- □ V 生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□自己負担減免措置 □補足給付の特例措置)を申請します。
 - ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書	提出者	□申請者本人	□申請者本人以外	(下の欄に記入)	
氏	名			申請者との関係	
住	所	₹			
ш.	771			電話番号	

様式第13号 (第2条関係)

支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定			
100	第 年	月	号日
様 伊賀市社会福祉	上事務所長		Ø

(介護給付費 訓練等給付費 特定隨害者特別給付費 地域生活支援事業)

年 月 日に申請のありました介護給付費等の支給変更及び利用者負担額減額・免除等の変更について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第22条第29条第34条)の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

記

受給者証 番 号 変更年月日		支給決定障害者 (保護者)氏名 支給決定に係る 児 童 氏 名
変更の内容	変更前	
Z X V N A	変更後	

受給者証を伊賀市 課に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

提出先 伊賀市 課 住 所 電話番号

提出期限 年 月 日

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に三重 県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、三重県知事に申し立てれ ば、口頭により意見を述べることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か 月以内に伊賀市を被告として(訴訟において伊賀市を代表する者は伊賀市長となります。)、提起すること ができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までの いずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

伊賀市 課 住 所 電話番号

様式第14号 (第2条関係)

モニタリング期間変更通知書										
					第 年	月	号 日			
	様	伊賀市	社会福祉	事務所長		Ð				
継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助について、下記のとおり変更の決定をしましたの で通知します。										
		記								
障害福祉サービス 受給者証番号			地域相談支援 受給者証番号							
通所受給者証番号										
変更に係る障がい者 (保護者)			変更に係る 児童氏名							
変 更 後 の モニタリング期間										
障害福祉サービス受 給者証、地域相談支援 受給者証又は通所受 給者証の提出期限及		提出先:		月						
び提出先		1定口分的	K: 4	Я						

様式第15号 (第3条関係)

障害福祉サービス受給者証等記載事項変更届出書									
伊賀市社会福祉事務所長 様									
		年	月	日					
次のとおり変更な	がありましたので届け出ます。								
フリガナ	the feet and we have								
支給決定障害者 (保護者)氏名		年	月	日					
	₸								
居 住 地	電話番号								
フリガナ	統柄								
支給決定に係る 児 童 氏 名	生年 月日 昭和・平成	年	月	日					
Dill de Mill de		B) = 50.7							
届出書提出者 フリガナ	□支給(給付)決定障害者等(本人) □本人以外(下の欄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	に記入)						
氏 名	の関係								
住 所	Ŧ								
15. 771	電話番号								
変更事項	支給(給付)決定 障害者等に関する ①氏名 ②居住地 ③連絡先 こと								
(該当に○をし て下さい。)	利用者である児童 に関すること ④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者と	の続柄							
	そ の 他								
変更内容	変更前								
22170	変更後								
※変更した内容を	を証する書類を添付すること。								

様式第16号(第4条関係)

障害福祉サービス受給者証等再交付申請書								
伊賀市社会福祉事務所見	長 様							
					年	月	日	
						~		
受給者証の再交付につい								
又和有証 2 地域村	福祉サービス受給者証 目談支援受給者証		受給者 証番号					
3 擦育分	介護医療受給者証		mcm 5					
フリガナ			- 生年	明公 七王				
支給(給付)決 定障害者(保護者) 氏 名			月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日	
₹								
居 住 地			電話者	最 号				
フリガナ			続柄					
支給決定に係る 障害児氏名			生年月日	昭和・平成	年	月	日	
申請書提出者 □申請	青者本人 □申請者本	本人以外(下	の欄に言	2入)				
フリガナ			- 本人					
氏 名			の関係	F				
住 所								
			電話者	备号				
	汚損 本的な状況	2 紛失		3	その他			
※従前使用していた受給	合者証を添付すること。	(紛失を除	(ه)					

様式第17号(第5条関係)

(特例介	(特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費)										
				支給申	請書						
			[年	三 月	分】					
伊賀市社会	福祉	解所長 様									
									年	月	日
下記のとおり)、関	係書類を添えて	(特例	介護給付	費 特例	訓練等給	付費 特	寺例特定	記障害者	特別給	付費
	接給	付費)の支給を	申請しる	ます。							
フリガナ						[ii	書福祉	サービ	ス受給者	証番号	
申請者氏名					(EI)		 	除立接:	受給者証	悉号	
申請者生年月日			年	月	H			T		, ini	\top
居住地	₹										
						電話	潘号				
フリガナ					生年		hr	ь	н	彩	辆
支給決定に係る 障がい児氏名					月日		年	月	日		
特例介護給付費	特例	訓練等給付費									
		付費 特例地域相	談						円		
支援給付費請求	額										
申請書提出者	申請書提出者 □申請者本人 □申請者本人以外 (下の欄に記入)										
フリガナ							請者				
氏 名						20	D関係				
住 所	'	T				489-0	元 . 口				
1 1000 1000 3 100	- /41-4	-1.6	L. A	-4-4-1 A 1 1 -44	at the best to		番号		A. ballal I b	I Tide - I	100.64
上記に関する) (特修	心 護給付費 特	評列訓練	等給付費	特例特	定障害者	特別給	寸費	特例地域	相談文	援給
付費)を下記の	D口座	に振り込んで下	さい。								
		銀行			本店	種目	1	普通 :	2 当座	370	の他
座		信用金庫			支店						
振		信用組合 農協			支所 出張所		П	座	番 号		
	金融機	観コード		店舗コー		-	- ;	-	;	;	;
依											
頼	7	:: リカ゛ナ		-		-				-	•
欄	口座	名義人									
(注意) この	の申請	書に該当月分の	領収証	及びサー	ビス提供	証明書を	添付して	こくださ	٤٧٧		
市町村記入村											
領収書確認		4ンッ批(H:70) 計画を記載				[#:	考				
可利又青州區	শ্ৰেম	サービス担当四書館の欄				備	与				

様式第18号 (第5条関係)

(特例介護給付費	特例訓練等終		定障害者特別給付款 (給) 決定通知書	费 特例地域	相談支	接給付	(費)	
						第 年	月	号日
	様							
				伊賀市社会	福祉事	務所長	į.	(FI)
	特例地域相談支 の法律(第30	支援給付費) 0	と(特例介護給付費 の支給について障害 第51条の15)の 記	者の日常生活	及び社	会生活	らを総	合
障害福祉サービス 受給者証番号			地城相談支援受給者証番号	8 8 8 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9				
文和 有 証 併 方 申請者氏名			又和 有 此 份 万		1			
受付年月日	年	月 日	決定年月日		年	月	日	
(特例介護給付費 定障害者特別給付 費)申請額								円
支給(給付)決定 の内容								
支 給	口する	□ しない	支給金額				F	Э
不支給・減額 の理由 不服申立て及び取済	持官を含め							
 この決定につい 県知事に対し審 ば、口頭によりが また、処分のい 月以内に伊賀市 ができます。な 	いて不服があると 査請求をすること 意見を述べること 取消しの訴えは、 を被告として(調 お、処分の取消し	とができます。 だできます。 前記の審査請 所訟において伊 しの訴えは、前	知書を受け取った日のなお、審査請求をした なお、審査請求をした 求に対する裁決書を受 賀市を代表する者は伊 記の審査請求に対する を	場合には、三 とけ取った日の け賀市長となり の裁決を経た後	重県知 翌日か ます。) (次の	事に申 ら起算 、提起 (1)から(し立て して 6 するこ	てれ 6か こと

様式第19号 (第6条関係)

課

住所

伊賀市

電話番号

	同意書兼世帯状況	兄・収入等甲告書			
		申告年月日	年	月	B
伊賀市社会福祉事務所長	様				
		申請者 <u>(保護者)住所</u>			

(保護者) 氏名

1 同意書について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) の介護給付費等の支給(変更)申請及び利用者負担額減額・免除等申請にあたり、以下の者の同意 を添えて申請します。

- 伊賀市社会福祉事務所長が私及び私の世帯の住民基本台帳、課税台帳並びに介護保険被保険 者台帳を閲覧すること。
- 伊賀市社会福祉事務所長が必要に応じて関係機関に調査を依頼すること。
- サービス利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、伊賀市社会福祉事務所長から指定相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者若しくは障害者支援施設の関係者に提示すること。

	氏 名	生年月日	本人との関係
申請者			
世帯員			

(裏面に続く。)

		代況について下記	のとおり申告し	ます。			
	f得金額の 所得金額	状況	円				
(2) 収入等	の状況 (A)(年4	又)					
区分			種類			収入額	
		*等(障害基礎年金、障害) 手金等、遺族基礎年金、遺族					
稼得等収入		扶養手当等(特別的					
收入	工賃等収	入					
	その他の	収入(
その	仕送り収	入					
他収	不動産等	による家賃収入					
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	その他の	収入()				
必要約	圣費(B)						
種	類		内 容			金 額	
租	税						
社会	会保険料						
	家賃	共同	生活援助(グルーフ	ポーム)家賃			
		(グループホー	ム) 入所者に対す してください。	る補足給付を	申請する場合	合は、利用契約	書の

(記入上の注意)

住

- 1 収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付して下さい。
- 2 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- 3 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。

様式第20号 (第7条関係)

所

電話番号

支給決定取消通知書

第 号 年 月 日

様

伊賀市社会福祉事務所長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条第1項及び第51条の10 第1項の規定により、下記のとおり支給(給付)決定を取り消しましたので通知します。

記

摩薔祉サービス	地域相談支援
受給者証	受 給 者 証
番 号	番 号
支給(給付)決定障がい者	支給決定に係る
(保護者)氏名	児 童 氏 名
支給(給付)決定取消日	
取 消 理 由	

受給者証を伊賀市

課に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、

不要です。

返還先 伊賀市

住所 課

電話番号

月 В 返還期限

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に三重 県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、三重県知事に申し立てれ ば、口頭により意見を述べることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か 月以内に伊賀市を被告として(訴訟において伊賀市を代表する者は伊賀市長となります。)、提起すること ができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までの いずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

伊賀市 住所 課 電話番号

様式第21号 (第9条関係)

介護給付費等利用者負担特例減額・免除申請書

伊賀市長 様

次のとおり利用者負担額に係る減額・免除について申請します。

ı	申請者	皆氏 名	3	申請年	月日		年	J	月	目	
受	給有	备 番	뮹								
フ	IJ	ガ	ナ	 	生					性	Ħ
氏			名		年月日	年		月	目	別	男・女
住			所	電;	話番号	-	_	-	_		
申	請	理	由								

備考 受給者証を提示してください。

様式第22号 (第9条関係)

介護給付費	等利用者	負担特例減額	 免除決定 	(却下)	通知書

伊 第 号 年 月 日

様

伊賀市社会福祉事務所長 @

年 月 日付けで申請のあった介護給付費・訓練等給付費等の利用 者負担額に係る減額・免除について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

受給番	者記	正							決定	年月	日	年	月	日
支給決(保	氏	名							支児	氏	名			
決保定護者	居住	地							支給決定に係る	生年	月日	年	月	日
(定障害者	生年月	日		年		月		日	係る童	続	柄			
決定0	介護給付費等の給付率 定の場合 期間													
却下の場合 理由														

受給者証を伊賀市 課に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は不要です。

提出先 伊賀市

課 住所

電話番号

提出期限

年 月 日

別記

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起 算して3か月以内に三重県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審 査請求をした場合には、三重県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるこ とができます。
- とができます。
 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に伊賀市を被告として(訴訟において伊賀市を代表する者は伊賀市長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊 急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

伊賀市 課 住所

電話番号

様式第23号 (第11条関係)

高額障害福祉サービス費等給付支給申請書

伊賀市社会福祉事務所長 様

次のとおり関係書類を添えて高額障害福祉サービス費等の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリ	リガナ				①障害者の日常生活及び社会生活を の法律 ②児童福祉法 ③介護保険									りにす	で接す	-るた	こめ	
申請	者氏名					(A)	制	度		受給	者証	E#	号•	被保	験者	THE S	B号	
伎織地	衛州 者等氏名)					(H)			П									
生 年	三月日			年	月	日				_	4							
居	住 地	Ŧ						電話	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □									
~7 I	1 444-						_		117									
	〕ガナ 						続	柄										
	決定に R童氏名						生年	月日					年		月		日	
サービン	ス利用月の世	L 帯における	対象費用の支払	1合計額					申記						h		_	
サービス	利用月の申請	者の対象費	用の支払合計額						るす	-					年		月	分
		氏	名		生年月	Вн	①障害 るため	渚の1	日常生	活》)児:	をびう 童福	社会祉法	生混 ;	5を終 ③介	総合1 護係	的に	支援 と	す
同支		14	71		エー	.1 H	制	度		受給	渚証	E番:	号•	被保	験者	証	器	
一世帯に属する他の																		
に定														\vdash			\vdash	
暦が				\top														
るい																		
の者				+					-		\vdash		\vdash	\vdash		\vdash	\vdash	_
														\vdash		П		
l I																		

- (注1) 支払額を証する領収書を添付するか、支払いを行った障害福祉サービス事業所等で裏面の領収証明書を記入してもらってください。
- (注2) 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。
- (注3) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

	銀行	本店	種目	口座番号
	信用金庫	支店	1普通預金	
	信用組合	出張所		
口座振替	金融機関コード	店舗コード	2当座預金 3その他	
依頼書			3 CONE	
	フリカ・ナ			
	口座名義人			

申請書提出者		□申請者本人	□申請者本人以外(下の欄に記	入)
フリガナ			申請者	
氏	名		との関係	
住	所	₸	·	
		電話番号		

		領	収 証	明	書	
サービス利用者	サービス利用者名					
利用サービス名						
サービス利用料					円	
上記のとおり、		月分日	のサーヒ	ごス利	用料を領収したこと	を証明します。

様式第24号 (第11条関係)

高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定通知書 伊 第 年 号 日 月

様

					伊賀	市社	会福祉	上事務	所長	1
先に申請のあ	りました	給付費	について	は、下記	己のとおり	決定	しまし	たの	で通知	ルます
支 給 決 第 障害者等氏。 支給決定に係	名 る			① 合	給の根拠。 障害者の 的に支援・ <u>③介護保</u> 制度	日常生	上活及 こめの	び社会	全生活 ②児童	を総
障害児氏	名									\perp
受付年月日	年	月	日	決定	年月日		年	月	日	
本人支払額			円		に 係 る ス利用月			年	月分	分
支 給	ロす	る 口	しない	支 給	金 額				-	円
不支給の理由										
		支	払	j		法				=
	窓口		14			口	座	払		\dashv
	・この通				金融模	後関				\neg
だくもの	· /				口座種					
支払場所	年 月	日~ 年	三月日	振込先	口座番	4 号				
				口座名	義人					
1 2 2 3 2 3 2 5 3 2 5 3 2 5 3 2 5 3 2 5 5 3 2 5 5 5 3 2 5 5 5 5	に以外に、消化のには、取代のは、取代のは、取代のは、取代のは、取代のでは、取代のでは、取代のでは、取代のでは、対象のでは、ないのでは、対象のでは、ないないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ない	不重三 しかり求)つ執。 の月まにでた行 が知県 訴以すがおり が知県 訴以すがおり	事知 え内() 大内() 大内() 大内() 大内() 大力() 大 大) 大() 大() 大() 大() 大() 大()	審査 記市する経す経過である 審査 記事する では できる こう できる とう とう とう こう	ルば、口頭 正請求に対 ことできている。 こが次の(とに す訴す)を決著がよ る訟。かながし	でり 裁にならいないき意 決おお(こい損	きむ 登伊分です。述 受伊分です。	なべ け賀ののていなる 取市取いい	審と た代しれす。
・問い合わせ先 伊賀市	3	課	住所	電話番号	<u>1.</u>					

様式第25号(第12条関係)

機性別 男・女 生年月日 電話番号 受診者との関係 電話番号 深2 保険者名 一般・退職本人・退職家族・その他) 3 船保(本人・家族) 期 6 生命 7 労災 8 その他() ・一定以上 重度かつ継続 ※4 該当・非該当
性 別 男・女 電話番号 保険者名 一般・退職本人・退職家族・その他) 3 船保(本人・家族) 期 6 生命 7 労災 8 その他() ・一定以上 重度かつ継続 該 当・非該当
年 月 日 電話番号 受診者との関係 電話番号 受診者との関係 電話番号 ※2 保険者名 一般・退職本人・退職家族・その他) 3 船保(本人・家族) 期 6 生命 7 労災 8 その他()
受診者との関係 電話番号 ※2 保険者名 一般・退職本人・退職家族・その他) 3 船保(本人・家族)期 6 生命 7 労災 8 その他() ・一定以上 重度かつ継続 該 当・非該当
受診者との関係 電話番号 ※2 保険者名 一般・退職本人・退職家族・その他) 3 船保(本人・家族)期 6 生命 7 労災 8 その他() ・一定以上 重度かつ継続 該 当・非該当
との関係 電話番号 ※2 保険者名 一般・退職本人・退職家族・その他) 3 船保(本人・家族) 期 6 生命 7 労災 8 その他()
電話番号 ※2 保険者名 一般・退職本人・退職家族・その他) 3 船保(本人・家族) 期 6 生命 7 労災 8 その他()
※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2
※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2
一般・退職本人・退職家族・その他) 3 船保(本人・家族) 期 6 生命 7 労災 8 その他()) () () 重度かつ継続 () 数 当・非該当
一般・退職本人・退職家族・その他) 3 船保(本人・家族) 期 6 生命 7 労災 8 その他()) () () 重度かつ継続 () 数 当・非該当
期 6 生命 7 労災 8 その他() - 一宝以上 重度かつ継続 該 当・非該当
・一宝以上 重度かつ継続 該 当・非該当
· — 是以 F
· — 是以 F
83
所 在 地 ・ 電 話 番 号 変更(追加)年月日
// L - L - 45 Hd H - 7
現在の受給者証の有効期限 年 月 日
現在の受給者証の有効期限 年 月 日 申請者電話番号 続 柄
申請者電話番号 続 柄
申請者電話番号 続 柄 年 月 日
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名 印 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 漫医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名 印 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名 印 「療機関の変更認定の申請の場合)のいずれかに〇をする。 う区分に〇をする。 こ〇をする。 こ〇をする。また、原則として主たる病院、調剤を受ける薬局等はそ
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名 印 「療機関の変更認定の申請の場合)のいずれかに〇をする。 「○区分に〇をする。 こ○をする。 入する。また、原則として主たる病院、調剤を受ける薬局等はそ
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名 印 (療機関の変更認定の申請の場合)のいずれかに〇をする。 う区分に〇をする。 こ〇をする。 八する。また、原則として主たる病院、調剤を受ける薬局等はそ 記載すること。 ずれかとすること。 成を執行するための情報提供です。氏名欄には受給者(18歳未満
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名 印 (孫機関の変更認定の申請の場合)のいずれかに〇をする。 う区分に〇をする。 (〇をする。) へする。また、原則として主たる病院、調剤を受ける薬局等はそ 記載すること。 ずれかとすること。 成を執行するための情報提供です。氏名欄には受給者(18歳未満 時日)
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名 印 (療機関の変更認定の申請の場合)のいずれかに〇をする。 う区分に〇をする。 こ〇をする。 八する。また、原則として主たる病院、調剤を受ける薬局等はそ 記載すること。 ずれかとすること。 成を執行するための情報提供です。氏名欄には受給者(18歳未満
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名 印 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名 印 を療機関の変更認定の申請の場合)のいずれかに〇をする。 う区分に〇をする。 こ〇をする。 入する。また、原則として主たる病院、調剤を受ける薬局等はそ 記載すること。 ずれかとすること。 成を執行するための情報提供です。氏名欄には受給者(18歳未満 時間) 入しないでください。
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 か、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名 町 () () () () () () () () () (
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名 印 (
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名 町 (長療機関の変更認定の申請の場合)のいずれかに〇をする。このをする。このをする。このをする。このをする。また、原則として主たる病院、調剤を受ける薬局等はそ配載すること。ずれかとすること。成を執行するための情報提供です。氏名欄には受給者(18歳未満 即印) 入しないでください。 (18歳未満 取印) (19歳 を) (19ま
申請者電話番号 続 柄 年 月 日 め、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月 援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※8 氏名 印 (

〈所得の区分に関するチェックシート〉

- ※ 以下の質問中の「世帯」とは、自立支援医療を受診する方が加入している医療保険が健康保険や共済組合の場合には扶養・ 被扶養の関係にある方全員、国民健康保険の場合には一緒に国民健康保険に加入している方全員をいいます。
- 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」に関しての質問
- 1 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。
 - ・受けている:「生保」に〇をしてください。
 - ・受けていない:2へ
- 2 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、市町村民税(均等割か所得割の両方)が課税されていますか。
 - 課税されていない:3へ
 - ・課税されている:4へ
- 3 自立支援医療を受診する方の収入が80万円以下ですか。(自立支援医療を受診する方が18才未満の場合には<u>保護者(生計を一にする保護者のうち最多収入者)の収入が80万円以下</u>ですか。

(※収入とは障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額)

- ・80万円以下:「低1」に〇をしてください。
- ·80万円を超える:「低2」にOをしてください。
- 4 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、以下の方の市町村民税額(所得割)は、以下のどの金額に該当しますか。
 - 対象:加入している保険が社会保険の場合→被保険者の市町村民税額(所得割)

加入している保険が国民健康保険の場合→被保険者全員の市町村民税額(所得割)の合算

- ・市町村民税額(所得割)3万3,000円未満:「中間1」に○をしてください。
- ・市町村民税額(所得割)23万5,000円未満:「中間2」に○をしてください。
- ・市町村民税額(所得割)23万5,000円以上:「一定以上」に〇をしてください。
- 5 「重度かつ継続」(※下記参照)に該当しますか。
 - ・該当する:「重度かつ継続」の「該当」に〇をしてください。
 - ・該当しない:「重度かつ継続」の「非該当」に〇をしてください。
- ※ 「重度かつ継続」の対象範囲
 - ① 更生医療・育成医療……腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、免疫機能障害
 - ② 医療保険の多数該当の方(申請前12か月で3回以上の医療保険高額療養費を受けた方)

	一定所得以下		中間的	かな所得	一定所得以上
生保	低1	低2	「中間1」	「中間2」	「一定以上」
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	医療保険の自	上限額 □負担額限度額 ○負担額限度額 負担上限額 □0,000円	公費負担の対象外 (医療保険の負担割合)
			負担上限額 5,000円	重 度 か つ 負担上限額 10,000円	継 続 負担上限額 20,000円

様式第26号 (第12条関係)

 伊第号

 年月日

却 下 通 知 書

申請者

様

伊賀市社会福祉事務所長 @

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の規 定による自立支援医療の申請は、下記の理由により認定されませんでしたので通知 します。

理由

- 1 所得基準を上回る所得であるため
- 2 自立支援医療の対象となる疾病、障害ではないため
- 3 その他(

別記

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内に、市長に対し審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、伊賀市を被告として(訴訟において伊賀市を代表する者は伊賀市長となります。)提起することができます。(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求を した場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知が あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することが できます(なお、その審査請求に対する裁決の通知があったことを知った日の翌 日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することがで なくなります。)。

様式第27号(第13条関係)

				自立支制	爱医康 _多	2輪書	新駐(3	生医療)						
	公費負担者番号			1			-	-							
Ė	3 立支援医療費受給者番号														
	フリガナ			•				•	性別	ÍΤ		4	年月日		
受	氏 名								男・	\$t	明大昭平 治正和成		年	月	В
	フリガナ	<u> </u>													
t ŝ	住 病														
耆	機保険者配の記号及び番号								保険者	括					
	重度かつ継続							終当	- 非該	当					
		<u> </u>	ガナ									+	Ř	村	
		Æ	名												
	養者(受診者が18歳未満の場	<u></u>	31.3												
合有	22)	<i>フ</i> リ.	ガナ												
		住	所												
	病院・診療所						所有	E地・ S番号							
ш.							-1 8	027							
楷															
定		\vdash					_		+						
_															
医							ا ا	. 14							
康	弊 局						所任 雪銀	E地・ S番号							
機															
网															
名															
							所	E地·							
	訪問看護事業者						E .	番号							
		<u> </u>													
	自己負担上隊領		月額	τ							円				
	有効期間			年	月		В	から		年	ļ	1	B	≢र	
L	t記のとおり都定する。														
	年 月 日										(3 -722 +	+ #+ ≙:	福祉事	名所 具	ை
	+ 7 P											- ше	13 III 74	arzi PC	_

ė s	Z支援医療受給者配(対象となる障害名及び医療	の具体的方針)
公責負担の対象となる障害		
医療の具体的方針		
特定疾病療養受療証	# .	無

【注意事項】

- 1 この医療受給者証を交付された方には、上記について保険診療を受けた場合に限り、 この券の月額上限額欄に記載された金額を限度とする一部負担額を医療機関等に対し て支払ってください。
- 2 この券に表記された医療機関、調剤薬局等でしか使用できません。
- 3 上記医療機関等において診療、調剤等を受ける場合、被保険者証(又は組合員証)、 負担上限管理票に添えてこの券を必ず窓口に提出してください。
- 4 氏名、居住地、加入する医療保険又は医療機関等に変更があったときは、市役所へ 届け出てください。
- 5 この券を破損したり、汚したり、紛失した場合は、市役所へその旨を届け出てください。
- 6 有効期間満了後も継続して自立支援医療費の支給を希望する場合は、必ず更新手続きを行ってください。なお、有効期間が過ぎると自立支援医療費の支給が受けられなくなりますのでご注意ください。

様式第27号の2 (第13条関係)

							自立	支担	爱医统	寮受	給者証	(育	成医	療)						
公	費 負	担	者 番	号												重	度かっ	O継紙	売	
自受	立 支 給	援者	医 療番	費号												該	当・非	╞該当	当	
	フ	IJ	ガ	ナ																
受	住			所																
診	フ	IJ	ガ	ナ										性	別	生	年		月	日
者	氏			名										男・	女		年	月		日
本人			者証び番																	
	保	険	者	名																
	フ	リ	ガ	ナ																
保護	住			所																
者	フ	IJ	ガ	ナ																
	氏			名											粉	柄				
有	効	l	期	間			年		月		日から			年	F	1	日まて	\$		
自	己負	担	上限	額			J	月額	Ą						P	9				
	上記の) Ł	おり認	定し	します															
		1	年	月	日	l														
														伊賀	市社	会福	祉事務	所長		印

[※] 裏面も記入のこと。

公費!	負担の対象とな 害									
	の具体的方針	入院: 通院:	年年	月月	日~ 日~	年年	月月	日日	計計	日日
	病院·診療所									
	所在地· 電 話 番 号									
	薬 局									
指定医	所在地・ 電 話 番 号									
療機関	訪問看護 事 業 者									
i×i	所在地・ 電 話 番 号									
特定统	疾病療養受療証				有	• 無				

※ <u>人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口に提出すること。</u>

様式第28号 (第13条関係)

		自立艺	泛援医	療受	給者	証等	記載	支事 」	頁変	更届	(更	生色	医療	• 育	成图	医療)		
受	フ	IJ	ガ	ナ								性	別		生	年	月	日	
	氏			名								男	· 女			年	J	目	日
診	フ	IJ	ガ	ナ															
者	住			所	₹														
					フリ	ガナ										続		柄	
但郭	能去(四	診者が1	2 年 去 3	の担	氏	名													
	己人)	砂石がい	0 脉入 小	107730	フリ	ガナ													
					住	所													
自3	立支援	医療費	受給者	番号									/			_	_		
受	給 者	証のる	有 効 非	期間		4	Ŧ	月		日か	Ġ			年	F	1	E	まで	
		事項	頁			変	更	前			変	更	į.	後		変見	巨年	月	日
変	受診	者に関	する	事項															
		・住所																	
更															+				
内		者に関																	
		食者証に													_				
容	(記号	及び番号	保険者	皆名・															
	受診者	6 日一の 3※		i)															
備				考															
		立支援医 出ます。		者証及	び自:	立支援	医療	支給記	忍定申	請書	に記	載され	ht:	事項の	変更	につ	いて	、上言	己の
	届出者		₹									届出:	者電	話番号	-				
	届出者	氏名							印										

市町村受付

※1 自己負担上限額(所得区分及び重度かつ継続該当・非該当)及び指定自立支援医療機関の変更について は、支給認定の変更を行うため、自立支援医療支給認定申請書(変更)に記載すること。

※2 被保険者証に関する事項の変更を行う場合は、保険証の写しを添付すること。※3 届出者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。

日

様式第29号 (第14条関係)

年

月

※3

(宛先) 伊賀市社会福祉事務所長

補装具費 (購入·修理) 支給申請書 兼利用者負担額減額等申請書

		申請日		年	月	日
伊賀市社会福祉事	努所長 様					
		(申請				
			所			
			名		_	1
			象者との	の続札	内	
		電	話			
てきのしわり材料	日本の士処内等	/n# 1 . Werm\ ->.\	J- 1	}-		
		(購入・修理)をい の決定のため、私			元 9% 451.7 次	sksl. #84
務資料その他につい						
が貝がて の他につい	(、甘)医(水)()()	- 胸重、黑云、凤 夏	, y & _ c	C & A	内的しょ	90
住 所						
対フリガナ						
象			性	別	男	· 女
者氏名						
生年月日	$M \cdot T \cdot S \cdot F$	I 年 月	日電	話		
身体障害者手帳	手帳番号	第			号	
3 FF 6 6 7 7	障害等級	種			級	
障 害 名						
購入・修理を受ける						
補装具名						
m3x344						
of state 3, we debut to allow the						
希望する補装具業者						
該当する所得区分	生活保護・低所	所得・一般・一定所	得以上			
	□ 下記のいる	げれにもあてはまる	ため、住	主民理	恵に記載	された
	世帯ではなく	く、申請者のみ又は	申請者			
世帯範囲の特例に関		ることを申請します		× -	7 12 3 AA	よさ日本中
する認定		司一の世帯に属する 余の対象としていな		わ、こ	ナとも寺	沙障吉
, 5,10,70	2 健康保険制	制度において、同一	の世帯に	こ属っ	ける親、	兄弟、
		皮扶養者となってい				
生活保護への移行予		への移行予防(定率	負担減多	免措置	置) を希	望しま
防措置に関する認定	す。					

備考						

様式第30号 (第14条関係)

						訓	問査	書						
			第 年	月	号 日			電害者 番号			笋	ř		号
			(年	J	月		月)	性別	- 1		電訊	f	
居	住	地												
	数年月日 象年月日 ま年日 地 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		名	続柄	年间	齢		市民税 税の有			所得智 (収入			備考
世														
帯													T	
員						\dashv							t	
U)	び年月日 象年月 名 集年月 地 1 生活保 1 具名 おお年 か他参考と												+	
状況						_							-	
OL	まび年月日 象者氏日 住 氏 氏 名 1 生活保 に記のとおり												L	
	1 生活保													
世帯区分	1	生活	保護	采護 2			ř	3	− ∮	役	4	1 -	·定	三所得以上
)	用具名	Ä	基	準額		見	1積	額	利力	用え	針 負打	<u>E</u>	1	公費負担
Ŧ	上記のとおり確													
		2	F-	月	П			Ē	調査	者				(P)

様式第31号(第14条関係)

様

伊賀市社会福祉事務所長 @

補装具費支給決定通知書

標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

住	所											
	リガナ 名				フリ 氏 (保護	名						
生生	年月日				性	別			電話	舌		
支持	給番号	第		号	支給決	定日		4	丰	月		日
決	定内容											
補	名	东										
補装具業者	所在均	<u>t</u>										
者	電言	舌										
基	準額	見積額	Į .	利	用者負	担額			公費	負担	額	
	円		円	(±77)B	表示)		円					
	月額負担	旦上限額		(超過	祖()		m					円
			円	計			円円					

不服申立て及び取消訴訟

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、市長に対し審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、市長を被告として(訴訟において伊賀市を代表する者は伊賀市長となります。)提起することができます(なお、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

問い合わせ先:伊賀市 課 電話番号

様式第32号 (第14条関係)

		補	装	具	費	支	給	券	Ŕ			
支約	合番号	第		号		支決	定	給日		年	月	日
民	名					生生	丰月	日		年	月	日
住	所											
保護	者氏名					続		柄				
補装具	見の名称											
修理	里部位											
補	名移	5										
装具	所在地	ti.										
業 者	電影	5										
基準	準額	見積額			利用	者負	担	質		公費負	負担額	
	円		円	本人:	負担	額			円			
	日婚召出	コト四番	-	内	沢							円
	月額負担	2.上 収領	_	2	基準	内		F	म			1.1
			円	2	基準	外		F	म			
上記	のとおり 年	決定する。 E 月	月		伊	賀市	社会	≷福	祉事務	所長	(P)	
判定	上記補輩	 長具について	、本	人に	適合	して	いる	5 C	とを確	解認しまし	した。	
検査		年 月	日		Mate	수무기	rist cc.	b			@	
					刊人	定員	帳氏	4			(II)	
受領	受 領年月日	年月	日		: 領者 : 名				印	本人と の続柄		
問い合	合わせ先	伊賀市役	折			課						
		電	活			FA	X					

様式第33号(第14条関係)

第 号年 月 日

様

伊賀市社会福祉事務所長 @

補装具作成 (修理) 依賴書

次のとおり下記の者に対し補装具費支給を決定したので、被交付者が補装具費支給券を提示した場合、別紙の処方箋により作成(修理)を依頼します。

なお、完成後は、適合判定をした結果により補装具費を支給します。

. 5	401		101 10	2 LJ I	1VF G	ンバーがロスト	1-57	1111/48/25	M C	文州しょ	- 7 0	
交	付 番	5 号	ĵ	第		号	交付沒	央定日		年	月	日
交亻	寸者」	氏名					生年	月日		年	月	日
居	住	地										
保言	蒦 者」	氏名						続	柄			
補装	長具の	名称										
修	理音	弦 位										
補装	名	称										
具 業	所右	E地										
老者	電	話										
基	準	額	見	積	額	利	用者負	担額		公費	負担額	
		円			円		担額 準内 準外	円 円 円				円

問い合わせ先 伊賀市役所 課 電話 FAX

様式第34号 (第14条関係)

伊賀市社会福祉事務所長

却下決定通知書

年 月 日に申請された補装具の支給申請及び利用者負担額減額・免除 等申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

- 1 申請事項
- 2 却下の理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か 月以内に限り、市長を被告として(訴訟において伊賀市を代表する者は伊賀市長となりま す。)提起することができます(なお、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以 内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴 えを提起することができなくなります。)。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。(なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第35号 (第14条関係)

補装具費(購入・修理)請求書

	氏 名									
対 象 者	住 旂									
	生年月日	м•т•ѕ•н	年 月	目						
補裝具名称										
1	名 称									
補装具業者 	所 在 地									
受領年月日		年 月 日								
支払済額		F	寸							
公費請求額	円									
15 /4 E		銀 金 農	行 庫 協	本 店 支 店						
振込先	預金種別	普通 ・ 当座	カナ氏名							
	口座番号		名義人							
備 考										
上記のと: します。	おり、補装具 年 月	具の作成又は修理に 日	要した 費用 とし [、]	て関係書類を添えて請求						
			住 所 氏 名 対象者との続 電話番号	⊕						
伊賀市社会福祉事務所長 様										

【添付書類】・補装具費支給券

・補装具業者の発行した領収書

様式第36号(第16条関係)

補 装 具 費 支 給 申 請 決 定 簿

申請	ケース	氏名	居	手	購入	判	定	支給	支給	補装	補装	基準	利用	世	適	引	補裝具	支
受付	番号		住	帳	・修	依	頼	決定	番号	具の	具業	客頁	者負	帯	合	渡	費支払	払
年月			地	番	理の	年月	目目	年月		名称	者名		担額	区	判	年	年月日	金
日				뮥	別			目		及び				分	定	月		客頁
						判定	書			修理					年	日		
						受	付			部位					月			
						年月	目目								日			

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

発令: 平成18年2月28日号外厚生労働省令第19号

最終改正:平成29年2月9日厚生労働省令第5号

改正内容:平成29年2月9日厚生労働省令第5号[平成29年4月1日]

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 〔平成十八年二月二十八日号外厚生労働省令第十九号〕

障害者自立支援法 [現行=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律=平成二四年六月法律五一号により題名改正] (平成十七年法律第百二十三号)及び障害者自立支援法施行令 [現行=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令=平成二五年一月政令五号により題名改正] (平成十八年政令第十号)の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、障害者自立支援法施行規則を次のように定める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

目次

第一章 総則 (第一条—第六条の二十一)

第二章 自立支援給付

- 第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給
 - 第一款 支給決定等(第七条—第二十三条)
 - 第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給(第二十四条—第三十二条)
 - 第三款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給(第三十三条—第 三十四条の六)
 - 第四款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設(第三十四条の七—第三十四条の二十六)
 - 第五款 業務管理体制の整備等(第三十四条の二十七一第三十四条の三十)
- 第二節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計 画相談支援給付費の支給
 - 第一款 地域相談支援給付決定等 (第三十四条の三十一-第三十四条の五十)
 - 第二款 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例 計画相談支援給付費の支給(第三十四条の五十一—第三十四条の五十六)
 - 第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者 (第三十四条の五十七— 第三十四条の六十)
 - 第四款 業務管理体制の整備等(第三十四条の六十一—第三十四条の六十四)
- 第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給(第三十五条一第六十五条の二)
- 第四節 補装具費の支給(第六十五条の三—第六十五条の九)
- 第五節 高額障害福祉サービス等給付費(第六十五条の九の二)
- 第三章 地域生活支援事業 (第六十五条の九の三-第六十五条の十五)
- 第四章 事業及び施設(第六十六条—第六十八条の三)
- 第五章 国民健康保険団体連合会の障害者総合支援法関係業務 (第六十八条の四)
- 第六章 雑則(第六十九条—第七十二条)

附則

第一章 総則

(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設)

- 第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設とする。(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)
- 第一条の二 法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、生活介護、 自立訓練、就労移行支援及び第六条の十第二号の就労継続支援B型とする。

(法第五条第二項及び第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第一条の三 法第五条第二項及び第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助とする。

(法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第一条の四 法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定めるものは、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものとする。

(法第五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第一条の五 法第五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等(法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)につき、外出時において、当該障害者等に同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助とする。

(法第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第二条 法第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助とする。

(法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

第二条の二 法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。

(法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第二条の三 法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める施設は、病院とする。

(法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

第二条の四 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。

(法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第二条の五 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

(法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

- 第二条の六 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援とする。
- 第三条及び第四条 削除〔平成二四年三月厚労令四〇号〕

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第五条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設、児童福祉 法第七条第一項に規定する児童福祉施設その他の次条に定める便宜の供与を適切に行うこ とができる施設とする。

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援とする。

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害者等)

第六条の二 法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害者等は、常時介護を要する 障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝 たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するも のとする。

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

- 第六条の三 法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、居宅介護、 重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労 継続支援及び共同生活援助とする。
- 第六条の四 削除〔平成二五年一一月厚労令一二四号〕

(法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

- 第六条の五 法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号のいずれかに 該当する障害者に対して行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言 その他の必要な日常生活上の支援とする。
 - 一 生活介護を受けている者
 - 二 自立訓練、就労移行支援又は第六条の十第二号の就労継続支援B型(以下この号において「訓練等」という。)を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの(法第五条第十二項に規定する厚生労働省令で定める期間)
- 第六条の六 法第五条第十二項に規定する厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
 - 一 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの(以下「自立訓練(機能訓練)」という。)一年六月間(頸(けい)髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあっては、三年間)
 - 二 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの(以下「自立訓練(生活訓練)」という。) 二年間(長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者にあっては、三年間) (法第五条第十二項に規定する厚生労働省令で定める便宜)
- 第六条の七 法第五条第十二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる訓

練の区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

- 一 自立訓練(機能訓練) 身体障害者(障害児を除く。以下この号において同じ。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第一条で定める疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの(以下この号において「身体障害者等」という。)につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所(法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。以下同じ。)又は当該身体障害者等の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援
- 二 自立訓練(生活訓練) 知的障害者(障害児を除く。以下この号において同じ。)又は 精神障害者(障害児を除く。以下この号において同じ。)につき、障害者支援施設若しく はサービス事業所又は当該知的障害者若しくは精神障害者の居宅において行う入浴、排せ つ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及 び助言その他の必要な支援

(法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第六条の八 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間は、二年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する便宜を供与する場合にあっては、三年又は五年とする。

(法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の九 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する六十 五歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、 生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上の ために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における 職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

(法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

- 第六条の十 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。
 - 一 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく 就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活 動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の 必要な支援
 - 二 就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく 就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(法第五条第十七項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十一 法第五条第十七項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者(以下この条及び第六十五条の十において「介護者」という。)に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。)、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

(法第五条第十八項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第六条の十一の二 法第五条第十八項に規定する厚生労働省令で定めるものは、障害者支援施設、のぞみの園(法第五条第一項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。)若しくは第一条若しくは第二条の三に規定する施設に入所している障害者、精神科病院(法第五条第十八項に規定する精神科病院をいう。)に入院している精神障害者、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設若しくは同条第三項に規定する更生施設に入所している障害者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第三条に規定する刑事施設、少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第三条に規定する少年院若しくは更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第七項に規定する更生保護施設(以下この条において「更生保護施設」という。)に収容されている障害者又は法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十五条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第六十二条第三項者しくは第八十五条第三項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第六十二条第二項の救護若しくは同法第八十五条第一項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊している障害者とする。

(法第五条第十八項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十二 法第五条第十八項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援とする。

(法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める状況)

第六条の十三 法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める状況は、居宅において単身 であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、 障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況とする。

(法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第六条の十四 法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合とする。

(法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める事項)

- 第六条の十五 法第五条第二十項に規定するサービス等利用計画案(以下「サービス等利用計画案」という。)に係る同項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等若しくは障害児の保護者又は法第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量及び日時並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とする。
- 2 法第五条第二十項に規定するサービス等利用計画に係る同項に規定する厚生労働省令で 定める事項は、支給決定(法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)に係 る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者(法第五条第二十一項に規定する地域相談支援 給付決定障害者をいう。以下同じ。)及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等又は 地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供さ

れる障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害福祉サービス 又は地域相談支援を提供する上での留意事項とする。

(法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める期間)

- 第六条の十六 法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第一号に定める期間については、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限る。
 - 一 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった 者 一月間
 - 二 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する 者又は地域定着支援を利用する者(いずれも前号に掲げる者を除く。)のうち次に掲げる もの 一月間
 - イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指 定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
 - ハ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者
 - 三 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する 者若しくは地域定着支援を利用する者(いずれも前二号に掲げる者を除く。)又は地域移 行支援を利用する者(第一号に掲げる者を除く。) 六月間
 - 四 療養介護、重度障害者等包括支援又は施設入所支援を利用する者(第一号に掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。) 一年間

(令第一条の二第一号に規定する厚生労働省令で定める身体障害)

- 第六条の十七 令第一条の二第一号に規定する厚生労働省令で定める身体障害は、次に掲げる ものであって、これらの障害に係る医療を行わないときは、将来において身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、 及び確実な治療の効果が期待できる状態のもの(内臓の機能の障害によるものについては、 手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限る。)とする。
 - 一 視覚障害
 - 二 聴覚又は平衡機能の障害
 - 三 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
 - 四 肢体不自由
 - 五 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害
 - 六 先天性の内臓の機能の障害(前号に掲げるものを除く。)
 - 七 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
 - (令第一条の二第二号に規定する厚生労働省令で定める身体障害)

- 第六条の十八 令第一条の二第二号に規定する厚生労働省令で定める身体障害は、次に掲げる ものであって、確実な治療の効果が期待できる状態のもの(内臓の機能の障害によるものに ついては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれる状態のも のに限る。)とする。
 - 一 視覚障害
 - 二 聴覚又は平衡機能の障害
 - 三 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
 - 四 肢体不自由
 - 五 心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能の障害(日常生活が著しい制限を受ける程度であると 認められるものに限る。)
 - 六 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害(日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。)

(令第一条の二第三号に規定する厚生労働省令で定める精神障害)

第六条の十九 令第一条の二第三号に規定する厚生労働省令で定める精神障害は、通院による 治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障害(てんかんを含む。)とする。

(法第五条第二十三項に規定する厚生労働省令で定める基準)

- 第六条の二十 法第五条第二十三項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいず れにも該当することとする。
 - 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
 - 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学の ために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
 - 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

(法第五条第二十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の二十一 法第五条第二十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

第二章 自立支援給付

第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給 第一款 支給決定等

(支給決定の申請)

- 第七条 法第二十条第一項の規定に基づき支給決定の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村(特別区を含む。以下同じ。) に提出しなければならない。
 - 一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号(行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律 第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)及び連絡先
 - 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、 個人番号及び当該障害児の保護者との続柄
 - 三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等(法第十九条第一項に規定する介護給付

費等をいう。第十二条第三号及び第十七条第三号において同じ。)及び地域相談支援給付費等(法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。第三十四条の三十一第一項第二号、第三十四条の三十五第二号及び第三十四条の四十四第二号において同じ。)の受給の状況

- 四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所 支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を利用している場合には、そ の利用の状況
- 五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による保 険給付に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいい、同条第二 項に規定する訪問介護、同条第七項に規定する通所介護及び同条第九項に規定する短期入 所生活介護に限る。第十二条第七号及び第十七条第七号において同じ。)を利用している 場合には、その利用の状況
- 六 当該申請に係る障害福祉サービスの具体的内容
- 七 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現に病院若しくは診療所を 開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院 又は診療所の名称及び所在地
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、 当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を 省略させることができる。
 - 一 負担上限月額(令第十七条に規定する負担上限月額をいう。以下この節において同じ。) 並びに療養介護に係る介護給付費又は特例介護給付費の支給決定の申請をしようする障 害者にあっては、療養介護医療費に係る負担上限月額(令第四十二条の四第一項に規定す る負担上限月額をいう。)並びに法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用す る法第五十八条第三項第二号及び第三号の厚生労働大臣が定める額(第二十一条において 「負担上限月額等」と総称する。)の算定のために必要な事項に関する書類
 - 二 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者が現に支給決定を受けている場合には、当該 支給決定に係る受給者証(法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。以下同じ。)
 - 三 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)又は 特例訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)の支給決定に係る申請をしようと する障害者にあっては、医師の診断書
- 3 支給決定障害者等(法第八条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。) は毎年、前項第一号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、 当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させる ことができる。

(法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項)

- 第八条 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項と する。
 - 一 法第二十条第一項の申請に係る障害者等の介護を行う者の状況
 - 二 当該障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(前条第一項第三号から第 五号までに掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況
 - 三 当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内

容

(法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者)

- 第九条 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。
 - 一 法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等(以下「指定障害者支援施設等」という。)(法第二十一条第一項の障害支援区分の認定を受けている支給決定障害者等が引き続き当該指定障害者支援施設等を利用する場合に必要となる障害支援区分の認定に限る。)
 - 二 法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者(以下「指定一般相談支援事業者」という。)又は法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者(以下「指定特定相談支援事業者」という。)のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第三号に規定する事業を行うもの
 - 三 介護保険法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人 (法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)
- 第十条 法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修 を修了した者とする。

(令第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第十一条 令第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)又は特例訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)の支給決定を受けようとする障害者に係る医師の診断の結果とする。

(法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

- 第十二条 法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 法第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その 他の心身の状況
 - 二 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況
 - 三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
 - 四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所 支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を利用している場合には、そ の利用の状況
 - 五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを 利用している場合には、その利用の状況
 - 六 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(第三号から前号までに掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況
 - 七 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容
 - 八 当該申請に係る障害者等の置かれている環境
 - 九 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

(法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第十二条の二 法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害 児の保護者が法第二十条第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法 第八条第二十四項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

(サービス等利用計画案の提出を求める場合の手続)

- 第十二条の三 市町村は、法第二十二条第四項の規定に基づきサービス等利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し通知するものとする。
 - 一 法第二十二条第四項の規定に基づき支給要否決定を行うに当たって当該サービス等利用計画案を提出する必要がある旨
 - 二 当該サービス等利用計画案の提出先及び提出期限

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第十二条の四 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案)

第十二条の五 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案 は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

(法第二十二条第七項に規定する厚生労働省令で定める期間)

- 第十三条 法第二十二条第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。 (法第二十二条第八項に規定する厚生労働省令で定める事項)
- 第十四条 法第二十二条第八項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 支給決定障害者等の氏名、居住地及び生年月日
 - 二 当該支給決定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名及び生 年月日
 - 三 交付の年月日及び受給者証番号
 - 四 支給量(法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。第十六条及び第十九条第二項に おいて同じ。)
 - 五 支給決定の有効期間(法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。以下同じ。)
 - 六 障害支援区分
 - 七 負担上限月額に関する事項
 - 八 その他必要な事項

(法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間)

- 第十五条 法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。
 - 一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練及び就労移行支援(第三号に掲げるものを除く。) 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間
 - 二 療養介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援及び共同生活援助 一月間から三十 六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間
 - 三 就労移行支援(第六条の八ただし書に規定する場合に限る。) 一月間から六十月間ま

での範囲内で月を単位として市町村が定める期間

2 支給決定を行った日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各 号の期間を支給決定の有効期間とする。

(法第二十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

- 第十六条 法第二十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、支給量とする。 (支給決定の変更の申請)
- 第十七条 法第二十四条第一項の規定に基づき支給決定の変更の申請をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
 - 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
 - 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、 個人番号及び支給決定障害者等との続柄
 - 三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
 - 四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所 支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を利用している場合には、そ の利用の状況
 - 五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを 利用している場合には、その利用の状況
 - 六 当該申請に係る障害福祉サービスの具体的内容
 - 七 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由
 - 八 その他必要な事項

(支給決定の変更の決定により受給者証の提出を求める場合の手続)

- 第十八条 市町村は、法第二十四条第二項の規定に基づき支給決定の変更の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により支給決定障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。
 - 一 法第二十四条第二項の規定により支給決定の変更の決定を行った旨
 - 二 受給者証を提出する必要がある旨
 - 三 受給者証の提出先及び提出期限
- 2 前項の支給決定障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(準用)

- 第十九条 第八条及び第九条の規定は、法第二十四条第三項において準用する法第二十条第二項の調査について準用する。この場合において、第八条第一号中「法第二十条第一項」とあるのは、「法第二十四条第一項」と読み替えるものとする。
- 2 第十条の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十条第三項の調査について、 第十一条の規定は令第十三条において準用する令第十条第一項の市町村審査会に対する通 知について、第十二条の二及び第十二条の三の規定は法第二十四条第三項において準用する 法第二十二条第四項のサービス等利用計画案の提出について、第十二条の四及び第十二条の 五の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第五項のサービス等利用計 画案の提出について、第十三条の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条 第七項の支給量について、第十四条(第四号及び第六号に限る。)の規定は法第二十四条第

- 三項において準用する法第二十二条第八項の受給者証の交付について準用する。 (支給決定の取消しにより受給者証の返還を求める場合の手続)
- 第二十条 市町村は、法第二十五条第一項の規定に基づき支給決定の取消しを行ったときは、 次の各号に掲げる事項を書面により支給決定障害者等に通知し、受給者証の返還を求めるも
 - のとする。 一 法第二十五条第一項の規定に基づき支給決定の取消しを行った旨
 - 二 受給者証を返還する必要がある旨
 - 三 受給者証の返還先及び返還期限
- 2 前項の支給決定障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(令第十五条に規定する厚生労働省令で定める事項)

第二十一条 令第十五条に規定する厚生労働省令で定める事項は、第七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに負担上限月額等の算定のために必要な事項とする。

(申請内容の変更の届出)

- 第二十二条 令第十五条の規定に基づき届出をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に 掲げる事項を記載した届出書に受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。
 - 一 当該届出を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
 - 二 当該届出に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、 個人番号及び支給決定障害者等との続柄
 - 三 前条に規定する事項のうち、変更した事項とその変更内容
 - 四 その他必要な事項
- 2 前項の届出書には、同項第三号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、 市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、 当該書類を省略させることができる。

(受給者証の再交付の申請)

- 第二十三条 令第十六条の規定に基づき申請をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に 掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。
 - 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
 - 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、 個人番号及び支給決定障害者等との続柄
 - 三 申請の理由
- 2 受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その受給者証を添えなければならない。
- 3 受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村 に返還しなければならない。

第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給 (介護給付費又は訓練等給付費の支給)

第二十四条 市町村は、法第二十九条第一項の規定に基づき、毎月、介護給付費又は訓練等給 付費を支給するものとする。

(特定費用)

- 第二十五条 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる 障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。
 - 一 療養介護 次に掲げる費用
 - イ 日用品費
 - ロ その他療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通 常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められ るもの
 - 二 生活介護 次に掲げる費用
 - イ 食事の提供に要する費用
 - ロ 創作的活動に係る材料費
 - ハ 生産活動に係る材料費
 - 二 日用品費
 - ホ その他生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通 常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められ るもの
 - 三 短期入所 次に掲げる費用
 - イ 食事の提供に要する費用
 - 口 光熱水費
 - ハ 日用品費
 - ニ その他短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通 常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められ るもの
 - 四 共同生活援助 次に掲げる費用
 - イ 食材料費
 - 口 家賃
 - ハ 光熱水費
 - ニ 日用品費
 - ホ その他共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において も通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認め られるもの
 - 五 施設入所支援 次に掲げる費用
 - イ 食事の提供に要する費用
 - 口 光熱水費
 - ハ被服費
 - ニ 日用品費
 - ホ その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において も通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認め られるもの
 - 六 自立訓練(宿泊型自立訓練(自立訓練(生活訓練)のうち利用者に対して居室その他の 設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。以下同 じ。)を除く。以下この号において同じ。) 次に掲げる費用

- イ 食事の提供に要する費用
- ロ 日用品費
- ハ その他自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通 常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められ るもの
- 七 宿泊型自立訓練 次に掲げる費用
 - イ 食事の提供に要する費用
 - 口 光熱水費
 - ハ 日用品費
 - ニ その他宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 八 就労移行支援又は就労継続支援 次に掲げる費用
 - イ 食事の提供に要する費用
 - ロ 生産活動に係る材料費
 - ハ 日用品費
 - ニ その他就労移行支援又は就労継続支援において提供される便宜に要する費用のうち、 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させる ことが適当と認められるもの

(受給者証の提示)

- 第二十六条 支給決定障害者等は、法第二十九条第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービス等(同条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。)を受けるに当たっては、その都度、指定障害福祉サービス事業者等に対して受給者証を提示しなければならない。 (令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定)
- 第二十六条の二 令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

(令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する額の算定方法)

第二十六条の三 令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族(十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。)及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(令第十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める者)

第二十七条 令第十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額としたならば<u>保護</u> (生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。) <u>を必要とする状態となる者</u>であって、同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるもの

とする。

第二十八条から第三十条まで 削除 [平成二二年四月厚労令五九号]

(特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の申請)

- 第三十一条 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者 等は、法第三十条第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町 村に提出しなければならない。
 - 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先及び受給者証番号(第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。)
 - 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、 個人番号及び支給決定障害者等との続柄
 - 三 支給を受けようとする特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額
- 2 前項の申請書には、同項第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。 (令第十九条第二号ロ(1)及び(2)並びにハに規定する額の算定方法)
- 第三十一条の二 令第十九条第二号ロ(1)及び(2)並びにハに規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。

(令第十九条第二号ニに規定する厚生労働省令で定める者)

第三十一条の三 令第十九条第二号ニに規定する厚生労働省令で定める者は、同号イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ同号イからハまでに定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同号ニに定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(法第三十一条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

- 第三十二条 法第三十一条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる 事情とする。
 - 一 支給決定障害者等又はその属する世帯(特定支給決定障害者(令第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。)にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。
 - 二 支給決定障害者等の属する世帯(特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。以下同じ。)の生計を主として維持する者が死亡したこと、 又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - 三 支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - 四 支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、 凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 第三款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給
- 第三十三条 削除 [平成二二年四月厚劳令五九号]

(法第三十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

- 第三十四条 法第三十四条第一項の厚生労働省令で定める障害者は、次の各号に掲げる障害者 の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
 - 一 施設入所支援に係る支給決定を受けた障害者 二十歳未満である者及び二十歳以上で

あって、令第十七条第四号に掲げる者に該当するもの

二 共同生活援助又は令第二十条に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を 受けた障害者 令第十七条第四号に掲げる者に該当するもの

(令第二十条に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第三十四条の二 令第二十条に規定する厚生労働省令で定めるものは、重度障害者等包括支援 とする。

(特定障害者特別給付費の支給の申請等)

- 第三十四条の三 特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者(法第三十四条第 一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請 書を市町村に提出しなければならない。
 - 一 当該申請に係る特定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
 - 二 特定入所等サービス(法第三十四条第一項に規定する特定入所等サービスをいう。)を 受けている指定障害者支援施設等又は指定障害者福祉サービス事業者の名称
 - 三 令第十七条第四号に該当する旨
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に 掲げる書類については、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認す ることができるときは、当該書類を省略させることができる。
 - 一 令第十七条第四号に該当する者であることを証する書類
 - 二 受給者証
 - 三 令第二十一条第一項第一号に規定する食費等の負担限度額の算定のために必要な事項 に関する書類(施設入所支援に係る支給決定を受けた特定障害者に限る。)
 - 四 入居している共同生活援助を行う住居に係る居住に要する費用の額を証する書類(共同生活援助又は令第二十条に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた特定障害者に限る。)
- 3 市町村は、第一項の申請に基づき特定障害者特別給付費の支給の決定を行ったときは、次 の各号に掲げる事項を受給者証に記載することとする。
 - 一 特定障害者特別給付費の額
 - 二 特定障害者特別給付費を支給する期間
- 4 特定障害者は、前項第二号に定める期間内において、第一項各号に掲げる事項又は前項第一号の特定障害者特別給付費の額の算定のために必要な事項について変更があったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。
 - 一 当該届出を行う特定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
 - 二 第一項各号に掲げる事項又は特定障害者特別給付費の額の算定のために必要な事項の うち変更があった事項とその変更内容
 - 三 その他必要な事項
- 5 前項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、 市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、 当該書類を省略させることができる。

(特例特定障害者特別給付費の支給の申請)

第三十四条の四 特例特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者は、次の各号

に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う特定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先及び受給者証 番号
- 二 支給を受けようとする特例特定障害者特別給付費の額
- 2 前項の申請書には、同項第二号の特例特定障害者特別給付費の額を証する書類を添付しなければならない。

(特定障害者特別給付費の額の変更)

- 第三十四条の五 市町村は、特定障害者の所得の状況等に変更があったときは、第三十四条の 三第三項第一号に掲げる事項の変更を行うことができる。この場合において、同号に掲げる 事項について変更を行った市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により特定障害者に通知 し、受給者証の提出を求めるものとする。
 - 一 第三十四条の三第三項第一号に掲げる事項を変更した旨
 - 二 受給者証を提出する必要がある旨
 - 三 受給者証の提出先及び提出期限
- 2 前項の特定障害者の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。
- 3 市町村は、第三十四条の三第三項第一号に掲げる事項に変更を行った場合には、受給者証 にその旨を記載し、これを返還するものとする。

(特定障害者特別給付費等の支給の取消し)

- 第三十四条の六 市町村は、次の各号に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定 障害者特別給付費(以下この条において「特定障害者特別給付費等」という。)の支給を行 わないことができる。
 - 一特定障害者が、法第三十四条第一項及び第三十五条第一項の規定に基づき特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。
 - 二 特定障害者が、第三十四条の三第三項第二号に規定する期間内に、当該市町村以外の市 町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- 2 前項の規定により特定障害者特別給付費等の支給を行わないこととした市町村は、次の各 号に掲げる事項を書面により当該特定障害者特別給付費等に係る特定障害者に通知し、受給 者証の提出を求めるものとする。
 - 一 特定障害者特別給付費等の支給を行わないこととした旨
 - 二 受給者証を提出する必要がある旨
 - 三 受給者証の提出先及び提出期限
- 3 前項の特定障害者の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。
- 4 市町村は、第一項の特定障害者特別給付費等の支給を行わないこととした場合には、受給 者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

第四款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)

第三十四条の七 法第三十六条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は

行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を 有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び 職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五. 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及びサービス提供責任者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この款において「指定障害福祉サービス基準」という。)第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この款において同じ。)の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- 十二 法第三十六条第三項各号に該当しないことを誓約する書面(次条を除き、以下この節において「誓約書」という。)
- 十三 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十四 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 居宅介護に係る法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス(以下この項において「指定居宅介護」という。)の事業を行う事業所であって重度訪問介護に係る法第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を満たすものについては、重度訪問介護に係る法第二十九条第一項の指定を受けたものとする。ただし、指定居宅介護の事業を行う事業者が、別段の申出をしたときは、この限りでない。
- 3 法第四十一条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(療養介護に係る指定の申請等)

- 第三十四条の八 法第三十六条第一項の規定に基づき療養介護に係る指定障害福祉サービス 事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都 道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限 りでない。
 - 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び 職名
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条の許可を受けた病院であることを証する 書類
 - 六 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要
 - 七 利用者の推定数
 - 八 事業所の管理者及びサービス管理責任者(指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第四号に規定するサービス管理責任者をいう。以下この款において同じ。)の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 九 運営規程
 - 十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十三 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び療養介護医療費の請求に関する事項
 - 十四 法第三十六条第三項各号(同項第七号を除く。)に該当しないことを誓約する書面(以下この条において「誓約書」という。)
 - 十五 役員の氏名、生年月日及び住所
 - 十六 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 法第四十一条第一項の規定に基づき療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定 の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び 次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都 道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書 又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用 して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知

事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(生活介護に係る指定の申請等)

- 第三十四条の九 法第三十六条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス 事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都 道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限 りでない。
 - 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び 職名
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要
 - 六 利用者の推定数
 - 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 八 運営規程
 - 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十二 指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当 該協力医療機関との契約の内容
 - 十三 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
 - 十四 誓約書
 - 十五 役員の氏名、生年月日及び住所
 - 十六 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 法第四十一条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定 の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び 次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都 道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書 又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用 して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 第三十四条の十 削除 [平成二四年三月厚労令四〇号]

(短期入所に係る指定の申請等)

第三十四条の十一 法第三十六条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービ

ス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都 道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限 りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び 職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の種別(指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する併設事業所(次 号及び第七号において「併設事業所」という。)又は同条第二項の規定の適用を受ける施 設の別をいう。)
- 六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第百十七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要
- 七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の推定数、指定障害福祉サービス基準第百十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所定員
- 八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 九 運営規程
- 十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 指定障害福祉サービス基準第百二十五条において準用する指定障害福祉サービス基 準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内 容
- 十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- 十五 誓約書
- 十六 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十七 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 法第四十一条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定 の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十五号を除く。)に掲げる事項及び 次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都 道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書 又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用 して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これら

- の事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
 - (重度障害者等包括支援に係る指定の申請等)
- 第三十四条の十二 法第三十六条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を 有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び 職名
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 提供する障害福祉サービスの種類
 - 六 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サ ービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地
 - 七 事業所の平面図
 - 八 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 九 運営規程
 - 十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十三 指定障害福祉サービス基準第百三十一条第三項の医療機関との協力体制の概要
 - 十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
 - 十五 誓約書
 - 十六 役員の氏名、生年月日及び住所
 - 十七 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 法第四十一条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス 事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十五号を除く。)に掲 げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地 を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記 載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インター ネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 第三十四条の十三 削除 [平成二五年一一月厚労令一二四号]
 - (自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請等)

- 第三十四条の十四 法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び 職名
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要
 - 六 利用者の推定数
 - 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 八 運営規程
 - 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十二 指定障害福祉サービス基準第百六十二条において準用する指定障害福祉サービス基 準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内 容
 - 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
 - 十四 誓約書
 - 十五 役員の氏名、生年月日及び住所
 - 十六 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 法第四十一条第一項の規定に基づき自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)

第三十四条の十五 法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)

については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる 場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び 職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第百七十一条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十四 誓約書
- 十五 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十六 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 法第四十一条第一項の規定に基づき自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(就労移行支援に係る指定の申請等)

- 第三十四条の十六 法第三十六条第一項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び

職名

- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第百八十四条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 指定障害福祉サービス基準第百八十条第二項、第百八十一条第二項及び第百八十二条 の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称
- 十四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十五 誓約書
- 十六 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十七 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 法第四十一条第一項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者の 指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十五号を除く。)に掲げる事項 及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄す る都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申 請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを 利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(就労継続支援A型に係る指定の申請等)

- 第三十四条の十七 法第三十六条第一項の規定に基づき第六条の十第一号の就労継続支援A型(以下「就労継続支援A型」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び 職名
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第百九十七条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十四 誓約書
- 十五 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十六 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 法第四十一条第一項の規定に基づき就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 一、誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(就労継続支援B型に係る指定の申請等)

- 第三十四条の十八 法第三十六条第一項の規定に基づき第六条の十第二号の就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び 職名
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要
 - 六 利用者の推定数
 - 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第二百二条において準用する指定障害福祉サービス基準 第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十四 誓約書
- 十五 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十六 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 法第四十一条第一項の規定に基づき就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(共同生活援助に係る指定の申請等)

- 第三十四条の十九 法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び 職名
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要
 - 六 利用者の推定数
 - 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 八 運営規程
 - 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十二 指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二に規定する受託居宅介護サービス事業

者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地

- 十三 指定障害福祉サービス基準第二百十二条の四第一項(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十二において準用する場合を含む。)の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
- 十四 指定障害福祉サービス基準第二百十二条の二(指定障害福祉サービス基準第二百十三 条の十二において準用する場合を含む。)の関係機関との連携その他の適切な支援体制の 概要
- 十五 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十六 誓約書
- 十七 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十八 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 法第四十一条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の 指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十六号を除く。)に掲げる事項 及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄す る都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申 請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを 利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第三十四条の二十 法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス (第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。)は、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型とする。

(法第三十六条第三項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに 該当しないこととすることが相当であると認められるもの)

第三十四条の二十の二 法第三十六条第三項第六号(法第三十七条第二項、第三十八条第三項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十一条第四項、第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)及び第五十九条第三項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第五十一条の三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者等(法第四十二条第一項に規定する指定事業者等をいう。以下同じ。)による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者等が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定事業者等が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

- 2 前項の規定は、法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指 定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて準用する。 (法第三十六条第三項第七号の申請者の親会社等)
- 第三十四条の二十の三 法第三十六条第三項第七号(法第三十七条第二項、第三十八条第三項 (法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十一条第四項、第五十一条の 十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)及び第五十一条 の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用 する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する申請者の親会社等(以下この条に おいて「申請者の親会社等」という。)は、次に掲げる者とする。
 - 一 申請者(株式会社である場合に限る。)の議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定 する持分会社をいう。以下この条において同じ。)である場合に限る。)の資本金の過半 数を出資している者
 - 三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると 認められる者
- 2 法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
 - 一 申請者の親会社等(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者の親会社等(持分会社である場合に限る。)が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上 と認められる者
- 3 法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、 又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
 - 申請者(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者(持分会社である場合に限る。)が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
- 4 法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。
 - 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が 重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。
 - 二 法第二十九条第一項、第五十一条の十四第一項又は第五十一条の十七第一項第一号の規 定により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。
 - 三 次のイからチまでに掲げる指定の申請者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める 障害福祉サービスを行っていた者、へに定める障害者支援施設を設置していた者又はト若 しくはチに定める地域相談支援若しくは計画相談支援を行っていた者であること。
 - イ 障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。以下このイにおいて同じ。)に係る指定の申請者 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス(以下この号において「指定障害福祉サービス」という。)に該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス
 - ロ 障害福祉サービス(生活介護(法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとし

て提供される場合を除く。)及び短期入所に限る。以下この口において同じ。)に係る 指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれかー 以上のサービス

- ハ 重度障害者等包括支援に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する重度 障害者等包括支援
- ニ 障害福祉サービス(共同生活援助に限る。以下このニにおいて同じ。)に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス
- ホ 障害福祉サービス(自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限り、法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。以下このホにおいて同じ。)に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス
- へ 障害者支援施設に係る指定の申請者 指定障害者支援施設
- ト 地域相談支援に係る指定の申請者 法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域 相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)
- チ 計画相談支援に係る指定の申請者 法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援(以下「指定計画相談支援」という。)

(聴聞決定予定日の通知)

第三十四条の二十の四 法第三十六条第三項第九号(法第三十七条第二項、第三十八条第三項 (法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十一条第四項、第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)及び第五十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知をするときは、法第四十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十一条の二十七の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

(法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準)

- 第三十四条の二十一 法第三十六条第四項(法第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請についてはこの限りでない。
- 2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定の更新について 準用する。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請)

- 第三十四条の二十二 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者(特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 生活介護 第三十四条の九第一号、第二号、第五号、第十号及び第十五号に掲げる事項 並びに利用定員

- 二 就労継続支援A型 第三十四条の十七第一号、第二号、第五号、第十号及び第十五号に 掲げる事項並びに利用定員
- 三 就労継続支援B型 第三十四条の十八第一号、第二号、第五号、第十号及び第十五号に 掲げる事項並びに利用定員

(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)

- 第三十四条の二十三 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三十四条の七第一項第四号、第三十四条の八第一項第四号、第三十四条の九第一項第四号、第三十四条の十一第一項第四号、第三十四条の十二第一項第四号、第三十四条の十五第一項第四号、第三十四条の十六第一項第四号、第三十四条の十七第一項第四号、第三十四条の十九第一項第四号及び第三十四条の十九第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護 第三十四条の七第一項第一号、第二 号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号から第七号まで、第十 一号及び第十三号に掲げる事項
 - 二 療養介護 第三十四条の八第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第六号、第八号、第九号、第十三号及び第十五号に掲げる事項
 - 三 生活介護 第三十四条の九第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる 事項
 - 四 短期入所 第三十四条の十一第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第六号、第七号(指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。)、第八号、第九号、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事項
 - 五 重度障害者等包括支援 第三十四条の十二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号から第九号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事項
 - 六 自立訓練(機能訓練) 第三十四条の十四第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に 係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号、第十二号、第十三号及び第 十五号に掲げる事項
 - 七 自立訓練(生活訓練) 第三十四条の十五第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項
 - 八 就労移行支援 第三十四条の十六第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業 に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号、第十二号から第十四号まで及び第十 六号に掲げる事項
 - 九 就労継続支援A型 第三十四条の十七第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る 事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第七号、第十二号、第十三号及び第十五

号に掲げる事項

- 十 就労継続支援B型 第三十四条の十八第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項
- 十一 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号、第十三号から第十五号まで及び第十七号に掲げる事項
- 2 前項の届出であって、同項第二号、第四号から第九号まで及び第十一号に掲げる障害福祉 サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該障害福祉サービスに係る従業者 の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したと きは、再開した年月日を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道 府県知事に届け出なければならない。
- 4 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
 - 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - 二 廃止し、又は休止しようとする理由
 - 三 現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置
 - 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間 (指定障害者支援施設の指定の申請等)
- 第三十四条の二十四 法第三十八条第一項の規定に基づき法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 施設の名称及び設置の場所
 - 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び 職名
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 提供する法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービス(施設入所支援を除く。以下 この条、次条及び第六十八条の二において同じ。)の種類
 - 六 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要
 - 七 利用者の推定数
 - 八 施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 九 運営規程
 - 十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態(提供する施設障害福祉

- サービスの種類ごとの従業者の勤務の体制及び勤務形態を明示するものとする。)
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者 支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。 以下この款において「指定障害者支援施設基準」という。)第四十六条第一項の協力医療 機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する 協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含 す。)
- 十四 指定障害者支援施設基準第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称(就労移行支援を行う場合に限る。)
- 十五 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び訓練等給付費の請求に関する事項
- 十六 誓約書
- 十七 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十八 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 法第四十一条第一項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十六号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事 に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの 事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- (法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準) 第三十四条の二十四の二 法第三十八条第三項(法第三十九条第二項において準用する場合を 含む。)において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準は、法人である こととする。
- 2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。 (指定障害者支援施設の指定の変更の申請)
- 第三十四条の二十五 法第三十九条第一項の規定に基づき法第二十九条第一項の指定に係る 施設障害福祉サービスの種類を変更するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けよ うとする者は、第三十四条の二十四第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第十一 号及び第十七号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る入所定員(生活 介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)を増加するために指定障害者支援施設 の指定の変更を受けようとする者は、同項第一号、第二号、第六号、第七号、第十一号及び 第十七号に掲げる事項並びに入所定員を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の 設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等)

第三十四条の二十六 指定障害者支援施設の設置者は、第三十四条の二十四第一項第一号、第

二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第六号、第八号、第九号、第十三号から第十五号まで及び第十七号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第五款 業務管理体制の整備等

(法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める基準)

- 第三十四条の二十七 法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲 げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - 一 指定を受けている事業所及び施設の数が一以上二十未満の指定事業者等(のぞみの園の 設置者を除く。以下この条において同じ。) 法令を遵守するための体制の確保に係る責 任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。
 - 二 指定を受けている事業所及び施設の数が二十以上百未満の指定事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
 - 三 指定を受けている事業所及び施設の数が百以上の指定事業者等並びにのぞみの園の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

- 第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。
 - 一 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月 日、住所及び職名
 - 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
 - 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限る。)
 - 四 業務執行の状況の監査の方法の概要(前条第三号に掲げる者である場合に限る。)
- 2 指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。
- 3 指定事業者等は、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更 後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届 け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

(都道府県知事の求めに応じて法第五十一条の三第一項の権限を行った場合における厚生 労働大臣による通知)

第三十四条の二十九 法第五十一条の三第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権 限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事 項を示さなければならない。

(法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣による 通知)

- 第三十四条の三十 厚生労働大臣は、指定事業者等が法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定事業者等の指定を行った都道府県知事に通知しなければならない。
 - 第二節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特 例計画相談支援給付費の支給

第一款 地域相談支援給付決定等

(地域相談支援給付決定の申請)

- 第三十四条の三十一 法第五十一条の六第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定(法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定をいう。以下同じ。)の申請をしようとする障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。
 - 一 当該申請を行う障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
 - 二 当該申請に係る障害者に関する介護給付費等及び地域相談支援給付費等の受給の状況
 - 三 当該申請に係る地域相談支援の具体的内容
 - 四 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地
- 2 当該申請を行う障害者が現に地域相談支援給付決定を受けている場合には、前項の申請書 に当該地域相談支援給付決定に係る地域相談支援受給者証(法第五十一条の七第八項に規定 する地域相談支援受給者証をいう。以下同じ。)を添付しなければならない。

(法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で 定める事項)

- 第三十四条の三十二 法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 当該障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(前条第一項第二号に掲げる ものに係るものを除く。)の利用の状況
 - 二 当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容 (法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で 定める者)
- 第三十四条の三十三 法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。
 - 一 指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第三号に規定する事業を行うもの
 - 二 介護保険法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人 (法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で 定める者)
- 第三十四条の三十四 法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

(法第五十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

- 第三十四条の三十五 法第五十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の 各号に掲げる事項とする。
 - 一 法第五十一条の六第一項の申請に係る障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
 - 二 当該申請に係る障害者に関する地域相談支援給付費等の受給の状況
 - 三 当該申請に係る障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(前号に係るものを除く。)の利用の状況
 - 四 当該申請に係る障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容
 - 五 当該申請に係る障害者の置かれている環境
 - 六 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況

(法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第三十四条の三十六 法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者が法第五十一条の六第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

(サービス等利用計画案の提出を求める場合の手続)

- 第三十四条の三十七 市町村は、法第五十一条の七第四項の規定に基づきサービス等利用計画 案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第五十一条の六第一項の申 請に係る障害者に対し通知するものとする。
 - 一 法第五十一条の七第四項の規定に基づき、給付要否決定を行うに当たって当該サービス 等利用計画案を提出する必要がある旨
 - 二 当該サービス等利用計画案の提出先及び提出期限 (法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合)
- 第三十四条の三十八 法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近 な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第五十一条の六第一項の申請に係る障 害者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

(法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案)

- 第三十四条の三十九 法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。 (法第五十一条の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間)
- 第三十四条の四十 法第五十一条の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間 とする。

(法第五十一条の七第八項に規定する厚生労働省令で定める事項)

- 第三十四条の四十一 法第五十一条の七第八項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の 各号に掲げる事項とする。
 - 一 地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地及び生年月日
 - 二 交付の年月日及び地域相談支援受給者証番号
 - 三 地域相談支援給付量(法第五十一条の七第七項に規定する地域相談支援給付量をいう。 第三十四条の四十三において同じ。)
 - 四 地域相談支援給付決定の有効期間(法第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定

の有効期間をいう。以下同じ。)

五 その他必要な事項

(法第五十一条の八に規定する厚生労働省令で定める期間)

- 第三十四条の四十二 法第五十一条の八に規定する厚生労働省令で定める期間は、地域相談支援給付決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる地域相談支援の種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。
 - 一 地域移行支援 一月間から六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間
 - 二 地域定着支援 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間
- 2 地域相談支援給付決定を行った日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各号の期間を地域相談支援給付決定の有効期間とする。

(法第五十一条の九第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第三十四条の四十三 法第五十一条の九第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、地域 相談支援給付量とする。

(地域相談支援給付決定の変更の申請)

- 第三十四条の四十四 法第五十一条の九第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定の変更 の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申 請書を市町村に提出しなければならない。
 - 一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び 連絡先
 - 二 当該申請に係る障害者に関する地域相談支援給付費等の受給の状況
 - 三 当該申請に係る地域相談支援の具体的内容
 - 四 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由
 - 五 その他必要な事項

(地域相談支援給付決定の変更の決定により地域相談支援受給者証の提出を求める場合の 手続)

- 第三十四条の四十五 市町村は、法第五十一条の九第二項の規定に基づき地域相談支援給付決 定の変更の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により地域相談支援給付決定 障害者に通知し、地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。
 - 一 法第五十一条の九第二項の規定により地域相談支援給付決定の変更の決定を行った旨
 - 二 地域相談支援受給者証を提出する必要がある旨
 - 三 地域相談支援受給者証の提出先及び提出期限
- 2 前項の地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(準用)

- 第三十四条の四十六 第八条及び第九条の規定は、法第五十一条の九第三項において準用する 法第二十条第二項の調査について準用する。この場合において、第八条第一号中「第二十条 第一項」とあるのは、「第五十一条の九第一項」と読み替えるものとする。
- 2 第十条の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第二十条第三項の調査について、第三十四条の三十六の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条

の七第四項のサービス等利用計画案の提出について、第三十四条の三十八及び第三十四条の三十九の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の七第五項のサービス等利用計画案の提出について、第三十四条の四十の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の七第七項の地域相談支援給付量について、第三十四条の四十一(第三号に限る。)の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の七第八項の地域相談支援受給者証の交付について準用する。

(令第二十六条の七に規定する厚生労働省令で定める事項)

第三十四条の四十七 令第二十六条の七に規定する厚生労働省令で定める事項は、第三十四条 の三十一第一号に掲げる事項とする。

(申請内容の変更の届出)

- 第三十四条の四十八 令第二十六条の七の規定に基づき申請内容の変更の届出をしようとす る地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に地域相談支援 受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。
 - 一 当該届出を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び 連絡先
 - 二 前条に規定する事項のうち、変更した事項とその変更内容
 - 三 その他必要な事項
- 2 前項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、 市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、 当該書類を省略させることができる。

(地域相談支援給付決定の取消しにより地域相談支援受給者証の返還を求める場合の手続)

- 第三十四条の四十九 市町村は、法第五十一条の十第一項の規定に基づき地域相談支援給付決 定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により地域相談支援給付決定障害 者に通知し、地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。
 - 一 法第五十一条の十第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定の取消しを行った旨
 - 二 地域相談支援受給者証を返還する必要がある旨
 - 三 地域相談支援受給者証の返還先及び返還期限
- 2 前項の地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(地域相談支援受給者証の再交付の申請)

- 第三十四条の五十 令第二十六条の八の規定に基づき地域相談支援受給者証の再交付の申請 をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、 市町村に提出しなければならない。
 - 一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び 連絡先
 - 二 当該申請の理由
- 2 地域相談支援受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その 地域相談支援受給者証を添えなければならない。
- 3 地域相談支援受給者証の再交付を受けた後、失った地域相談支援受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

第二款 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び 特例計画相談支援給付費の支給

(地域相談支援給付費の支給)

第三十四条の五十一 市町村は、法第五十一条の十四第一項の規定に基づき、毎月、地域相談 支援給付費を支給するものとする。

(地域相談支援受給者証の提示)

第三十四条の五十二 地域相談支援給付決定障害者は、法第五十一条の十四第二項の規定に基づき、指定地域相談支援を受けるに当たっては、その都度、指定一般相談支援事業者に対して地域相談支援受給者証を提示しなければならない。

(特例地域相談支援給付費の支給の申請)

- 第三十四条の五十三 特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする地域相談支援給付決 定障害者は、法第五十一条の十五第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した 申請書を、市町村に提出しなければならない。
 - 一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先及び地域相談支援受給者証番号(第三十四条の四十一第二号に規定する地域相談支援 受給者証番号をいう。以下同じ。)
 - 二 支給を受けようとする特例地域相談支援給付費の額
- 2 前項の申請書には、同項第二号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。 (計画相談支援給付費の支給の申請)
- 第三十四条の五十四 法第五十一条の十七第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給 を受けようとする計画相談支援対象障害者等(同項に規定する計画相談支援対象障害者等を いう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければ ならない。
 - 一 当該申請を行う計画相談支援対象障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
 - 二 当該申請に係る計画相談支援対象障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び個人番号
- 2 市町村は、前項の申請を行った計画相談支援対象障害者等が法第五十一条の十七第一項各 号に規定する計画相談支援を受けたと認めるときは、計画相談支援給付費を支給する期間 (以下この条及び次条において「支給期間」という。)及び法第五条第二十一項に規定する 厚生労働省令で定める期間等を定めて当該計画相談支援対象障害者等に通知するとともに、 支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を受給者証又は地域相談支援受 給者証に記載することとする。
- 3 支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も 長いものの終期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。

(計画相談支援給付費の支給の取消し)

- 第三十四条の五十五 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行 わないことができる。
 - 一 計画相談支援対象障害者等が、法第五十一条の十七第一項の規定に基づき計画相談支援 給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。

- 二 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住 地を有するに至ったと認めるとき。
- 2 前項の規定により計画相談支援給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に 掲げる事項を書面により当該計画相談支援給付費に係る計画相談支援対象障害者等に通知 し、受給者証又は地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。
 - 一 計画相談支援給付費の支給を行わないこととした旨
 - 二 受給者証又は地域相談支援受給者証を提出する必要がある旨
 - 三 受給者証又は地域相談支援受給者証の提出先及び提出期限
- 3 前項の計画相談支援対象障害者等の受給者証又は地域相談支援受給者証が既に市町村に 提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び 第三号に掲げる事項を記載することを要しない。
- 4 市町村は、第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を行わないこととした場合には、受給者証又は地域相談支援受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。 (計画相談支援給付費の支給)
- 第三十四条の五十六 市町村は、法第五十一条の十七第一項の規定に基づき、毎月、計画相談 支援給付費を支給するものとする。

第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

(指定一般相談支援事業者の指定の申請等)

- 第三十四条の五十七 法第五十一条の十九第一項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の 指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請 に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号 に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県 知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでな い。
 - 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び 職名
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 事業所の平面図
 - 六 事業所の管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 七 運営規程
 - 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十一 当該申請に係る事業に係る地域相談支援給付費の請求に関する事項
 - 十二 法第五十一条の十九第二項において準用する法第三十六条第三項各号(同項第四号、 第十号及び第十三号を除く。)に該当しないことを誓約する書面(以下この条において「誓 約書」という。)
 - 十三 役員の氏名、生年月日及び住所
 - 十四 その他指定に関し必要と認める事項

- 2 法第五十一条の二十一第一項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定一般相談支援事業者の名称等の変更の届出等)

- 第三十四条の五十八 指定一般相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号(当該 指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に 掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について指定一般相談支援事業者の 事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に 掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知 事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- 2 指定一般相談支援事業者は、休止した当該指定一般相談支援の事業を再開したときは、再 開した年月日を当該指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に 届け出なければならない。
- 3 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
 - 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - 二 廃止し、又は休止しようとする理由
 - 三 現に指定地域相談支援を受けている者に対する措置
 - 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間 (指定特定相談支援事業者の指定の申請等)
- 第三十四条の五十九 法第五十一条の二十第一項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の 指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請 に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲 げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、 インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び 職名
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 事業所の平面図
 - 六 事業所の管理者及び相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

るための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日、住所及び経歴

- 七 運営規程
- 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る計画相談支援給付費の請求に関する事項
- 十二 法第五十一条の二十第二項において準用する法第三十六条第三項各号(同項第四号、 第十号及び第十三号を除く。)に該当しないことを誓約する書面(以下この条において「誓 約書」という。)
- 十三 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十四 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 法第五十一条の二十第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。
 - 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談 支援の事業の人員及び運営に関する基準第十九条に規定する運営規程において、事業の主 たる対象とする障害の種類を定めていないこと(事業の主たる対象とする障害の種類を定 めている場合であって、他の指定特定相談支援事業者と連携することにより事業の主たる 対象としていない種類の障害についても対応できる体制を確保している場合又は身近な 地域に指定特定相談支援事業者がない場合に該当することを含む。)。
 - 二 法第八十九条の三第一項に規定する協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関 等の関係機関との連携体制を確保していること。
 - 三 特定相談支援事業所(法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。 以下同じ。)において、相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該特定相談支援事業 所における事例の検討等を行う体制を整えていること。
- 3 法第五十一条の二十一第一項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
 - 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- 4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定特定相談支援事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の六十 指定特定相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について指定特定相談支援事業者の事

業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる 事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、イン ターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 2 指定特定相談支援事業者は、休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、再 開した年月日を当該指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け 出なければならない。
- 3 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。
 - 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - 二 廃止し、又は休止しようとする理由
 - 三 現に指定計画相談支援を受けている者に対する措置
 - 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

第四款 業務管理体制の整備等

(法第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準)

- 第三十四条の六十一 法第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号 に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定相談支援事業者(法第五十一条の 二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。) 法令遵守責任者の選 任をすること。
 - 二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定相談支援事業者 法令遵守責任 者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備するこ と。
 - 三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任 をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執 行の状況の監査を定期的に行うこと。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

- 第三十四条の六十二 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第一項の規定による業務 管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号 に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長(以下この 条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。
 - 一 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職 名
 - 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
 - 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所の数が二十以上の指定相談支援事業者である場合に限る。)
 - 四 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談 支援事業者である場合に限る。)
- 2 指定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、 当該変更に係る事項について、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生 労働大臣等に届け出なければならない。

3 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

(都道府県知事又は市町村長の求めに応じて法第五十一条の三十二第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知)

第三十四条の六十三 法第五十一条の三十二第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県 知事が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果 の概要その他必要な事項を示さなければならない。

(法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知)

第三十四条の六十四 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相談支援事業者が法第五十一条 の三十三第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指 定を行った都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給 (支給認定の申請等)

- 第三十五条 法第五十三条第一項の規定に基づき支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村(精神通院医療(令第一条の二第三号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。)に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)に提出しなければならない。
 - 一 当該申請に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
 - 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、 居住地、個人番号、連絡先及び当該障害児との続柄
 - 三 当該申請に係る障害者等が受けることを希望する自立支援医療の種類
 - 四 当該申請に係る障害者等の医療保険各法(健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)をいう。以下同じ。)による被保険者証(日雇特例被保険者手帳(健康保険印紙をはり付けるべき余白があるものに限る。)及び被扶養者証を含む。附則第八条において同じ。)、組合員証又は加入者証に記載されている記号、番号及び保険者名称
 - 五 支給認定基準世帯員(令第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員をいう。以下 同じ。)の氏名及び個人番号
 - 六 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定に基づき交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあっては、その番号
 - 七 当該申請に係る障害者等が自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関(法第五十四条 第二項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。)として希望するものの名称、

所在地及び連絡先

- 八 令第二十九条第一項の基準に該当していることその他所得の状況に関する事項
- 九 高額治療継続者(令第三十五条第一号に規定する高額治療継続者をいう。以下同じ。) に該当するかの別
- 十 精神通院医療に係る支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者が、当該支給認定の有効期間(法第五十五条に規定する支給認定の有効期間をいう。以下同じ。)満了後に引き続き当該精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けるための支給認定の申請(以下この条において「継続申請」という。)をしようとする場合にあっては、当該支給認定に係る障害者等の病状の変化及び治療方針の変更の有無並びに直近の支給認定に係る申請書への診断書の添付の有無
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村等は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
 - 一 医師の意見書又は診断書
 - 二 前項第八号及び第九号の事項を証する書類その他負担上限月額(令第三十五条に規定する負担上限月額をいう。第四十一条第六号、第四十四条第二号、第四十六条、第五十三条、第五十五条及び第五十六条において同じ。)の算定のために必要な事項に関する書類
 - 三 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者が現に支給認定を受けている場合には、当該 支給認定に係る医療受給者証(法第五十四条第三項に規定する医療受給者証をいう。以下 同じ。)
- 3 精神通院医療に係る第一項の申請は、同項の障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村 (当該障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないと きは、その障害者又は障害児の保護者の現在地の市町村)を経由して行うものとする。
- 4 第二項の規定にかかわらず障害者又は障害児の保護者が継続申請をしようとする場合に おいて、当該申請に係る障害者等に病状の変化及び治療方針の変更がないときであって、直 近の支給認定に係る申請において第二項第一号に掲げる医師の診断書(高額治療継続者に該 当する者にあっては、第二項第一号に掲げる医師の診断書及び同項第二号に掲げる第一項第 九号の事項を証する書類)を添付しているときは、これを添付することを要しないものとす る。ただし、都道府県知事が必要があると認めるときは、当該継続申請をしようとする障害 者又は障害児の保護者に対して、第二項第一号に掲げる診断書及び同項第二号に掲げる第一 項第九号の事項を証する書類の提出を求めることができる。

(法第五十四条第一項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類)

- 第三十六条 法第五十四条第一項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 育成医療(令第一条の二第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。)
 - 二 更生医療(令第一条の二第二号に規定する更生医療をいう。以下同じ。)
 - 三 精神通院医療

(法第五十四条第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める種類の医療)

第三十七条 法第五十四条第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める種類の医療は、更 生医療及び精神通院医療とする。

(支給認定基準世帯員)

- 第三十八条 令第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる支給認定に係る障害者等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、支給認定に係る障害児の保護者が後期高齢者医療の被保険者である場合(第二号に掲げる場合に限る。)は、当該障害児の保護者及び当該支給認定に係る障害児の加入している国民健康保険の被保険者(当該支給認定に係る障害児以外の者であって、かつ、当該支給認定に係る障害児と同の世帯に属するものに限る。)とする。
 - 一 支給認定に係る障害者等の加入している医療保険が国民健康保険及び後期高齢者医療 以外である場合 当該支給認定に係る障害者等の加入している医療保険各法(国民健康保 険法及び高齢者医療確保法を除く。)の規定による被保険者(当該支給認定に係る障害者 等以外の者であって、かつ、健康保険法の規定による被保険者(同法第三条第二項の規定 による日雇特例被保険者を除く。)、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済 組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済 法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第百二十六条の規定に 基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余 白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。)
 - 二 支給認定に係る障害者等の加入している医療保険が国民健康保険である場合 当該支 給認定に係る障害者等の加入している国民健康保険の被保険者(当該支給認定に係る障害 者等以外の者であって、かつ、当該支給認定に係る障害者等と同一の世帯に属する者に限 る。)
 - 三 支給認定に係る障害者の加入している医療保険が後期高齢者医療である場合 当該支 給認定に係る障害者の加入している後期高齢者医療の被保険者(当該支給認定に係る障害 者以外の者であって、かつ、当該支給認定に係る障害者と同一の世帯に属する者に限る。) (支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法)
- 第三十八条の二 令第二十九条第一項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条 の三の規定を準用する。
- 第三十九条 令第二十九条第一項の合算した額の算定については、次の各号に掲げる支給認定に係る障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額を合算するものとする。
 - 一 支給認定に係る障害者等が医療保険各法(国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。)の規定による被保険者である場合又は被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。)である場合 当該支給認定に係る障害者等の地方税法の規定による市町村民税(令第十七条第二号イに規定する市町村民税をいう。以下この条において同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(令第十七条第二号イに規定する所得割をいう。以下この条において同じ。)の額
 - 二 第三十八条ただし書に該当する場合又は同条第二号若しくは第三号に掲げる場合 当該支給認定に係る障害者等の市町村民税の所得割の額及び当該支給認定に係る障害者等に関する支給認定基準世帯員の市町村民税の所得割の額
 - 三 支給認定に係る障害者等が前二号のいずれにも該当しない者である場合 当該支給認 定に係る障害者等に関する支給認定基準世帯員の市町村民税の所得割の額 (指定自立支援医療機関の選定)
- 第四十条 市町村等は、法第五十四条第二項の規定に基づき、支給認定に係る障害者等が受けることを希望する自立支援医療の種類に係る同項の指定を受けている指定自立支援医療機

関の中から、当該支給認定に係る第三十五条第一項の申請における同項第七号の事項に係る 記載を参考として、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けることが相当と認め られるものを、当該支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療(法第五十八条第一項に規 定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)を受ける指定自立支援医療機関として定める ものとする。

(法第五十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項)

- 第四十一条 法第五十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる 事項とする。
 - 一 支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地及び生年月日
 - 二 支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、 居住地及び当該障害児との続柄
 - 三 交付の年月日及び受給者番号
 - 四 支給認定に係る障害者等が受ける指定自立支援医療の種類
 - 五 支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関の名称、所 在地及び連絡先
 - 六 負担上限月額に関する事項
 - 七 支給認定の有効期間
 - 八 支給認定に係る障害者等が受ける指定自立支援医療が育成医療及び更生医療である場合においては、医療の具体的方針
 - 九 当該支給認定に係る申請書への診断書の添付の有無(精神通院医療に限る。)
 - 十 その他必要な事項

(令第三十条に基づく医療受給者証の交付)

第四十二条 精神通院医療に係る医療受給者証の交付は、令第三十条の規定に基づき、第三十 五条第一項の申請の際に経由した市町村を経由して行うことができる。

(法第五十五条に規定する厚生労働省令で定める期間)

第四十三条 法第五十五条に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年以内であって、支給 認定に係る障害者等の心身の障害の状態からみて指定自立支援医療を受けることが必要な 期間とする。

(法第五十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

- 第四十四条 法第五十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる 事項とする。
 - 一 法第五十四条第二項の規定に基づき定められた指定自立支援医療機関
 - 二 負担上限月額及び負担上限月額に関する事項
 - 三 支給認定の有効期間(第四十一条第八号に掲げる医療の具体的方針に変更を伴わない場合に限る。)
 - 四 第四十一条第八号に掲げる医療の具体的方針

(支給認定の変更の申請)

第四十五条 法第五十六条第一項の規定に基づき支給認定の変更を申請しようとする支給認 定障害者等(法第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。)は、次 の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて市町村等に提出しなければ ならない。

- 一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
- 二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏 名、居住地、個人番号、連絡先及び当該障害児との続柄
- 三 前条各号に掲げる事項のうち変更の必要が生じたもの
- 四 その他必要な事項
- 2 前項の申請書には、同項第三号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村等は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 3 精神通院医療に係る第一項の申請については、第三十五条第三項の規定を準用する。 (令第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)
- 第四十六条 令第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第三十五条第一項 各号(第三号及び第七号を除く。)に掲げる事項及び負担上限月額の算定のために必要な事 項とする。

(申請内容の変更の届出)

- 第四十七条 令第三十二条第一項の規定に基づき届出をしようとする支給認定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に医療受給者証を添えて市町村等に提出しなければならない。
 - 一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
 - 二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏 名、居住地、個人番号、連絡先及び当該障害児との続柄
 - 三 現に当該支給認定障害者等が受けている支給認定に係る自立支援医療の種類
 - 四 前条に規定する事項のうち、変更した事項とその変更内容
 - 五 その他必要な事項
- 2 前項の届出書には、同項第四号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村等は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 3 精神通院医療に係る第一項の届出については、第三十五条第三項の規定を準用する。 (医療受給者証の再交付の申請)
- 第四十八条 令第三十三条第一項の規定に基づき申請をしようとする支給認定障害者等は、次 の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村等に提出しなければならない。
 - 一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
 - 二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該障害児との続柄
 - 三 申請の理由
- 2 医療受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その医療受給 者証を添えなければならない。
- 3 医療受給者証の再交付を受けた後、失った医療受給者証を発見したときは、速やかにこれ を市町村等に返還しなければならない。
- 4 精神通院医療に係る第一項の申請及び前項の返還については、第三十五条第三項の規定を 準用する。
- 5 精神通院医療に係る医療受給者証の再交付については、第四十二条の規定を準用する。

(医療受給者証の返還を求める場合の手続)

- 第四十九条 市町村等は、法第五十七条第一項の規定に基づき支給認定の取消しを行ったとき は、同条第二項の規定により次の各号に掲げる事項を書面により支給認定障害者等に通知し、 医療受給者証の返還を求めるものとする。
 - 一 法第五十七条第一項の規定に基づき支給認定の取消しを行った旨
 - 二 医療受給者証を返還する必要がある旨
 - 三 医療受給者証の返還先及び返還期限
- 2 前項の支給認定障害者等の医療受給者証が既に市町村等に提出されているときは、市町村 等は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載す ることを要しない。

(自立支援医療費の支給)

- 第五十条 市町村等は、法第五十八条第一項の規定に基づき、毎月、自立支援医療費を支給するものとする。
- 2 支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から指定自立支援医療を受けたときは、 法第五十八条第五項の規定により当該支給認定障害者等に支給すべき自立支援医療費は当 該指定自立支援医療機関に対して支払うものとする。

(医療受給者証の提示)

第五十一条 支給認定に係る障害者等は、法第五十八条第二項の規定に基づき指定自立支援医療を受けるに当たっては、その都度、指定自立支援医療機関に対して医療受給者証を提示しなければならない。

(令第三十五条第二号に規定する額の算定方法)

- 第五十一条の二 令第三十五条第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条 の三の規定を準用する。
- 第五十二条 令第三十五条第二号に規定する合算した額を算定する場合は、第三十九条の規定 を準用する。

(令第三十五条第三号に規定する厚生労働省令で定める者)

第五十三条 令第三十五条第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第二号に定める 額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第三号に定め る額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付)

- 第五十四条 令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げる ものとする。
 - 一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及 び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下 この条において「法律第三十四号」という。)第一条の規定による改正前の国民年金法に 基づく障害年金
 - 二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)に基づく障害厚生年金、障害手当金及 び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基 づく障害年金
 - 三 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定によ る改正前の船員保険法に基づく障害年金

- 四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。) 附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧国共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの
- 四の二 平成二十四年一元化法附則第三十二条第一項の規定による障害一時金
- 四の三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族 共済年金
- 五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの
- 五の二 平成二十四年一元化法附則第五十六条第一項の規定による障害一時金
- 五の三 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族 共済年金
- 六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧私学共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの
- 七 移行農林共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。)のうち障害共済年金及び移行農林年金(同条第六項に規定する移行農林年金をいう。)のうち障害年金並びに特例年金給付(同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。)のうち障害を支給事由とするもの
- 八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六 号)に基づく特別障害給付金
- 九 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく障害補償給付及び障害給付
- 十 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。)に基づく障害補償
- 十一 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)に基づく障害補償及び同法 に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
- 十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)に基づく 特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十 七条第一項の規定による福祉手当
 - (令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める者)
- 第五十五条 令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第三号に定める

額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(令第三十五条第五号に規定する厚生労働省令で定める者)

第五十六条 令第三十五条第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第四号に定める 額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第五号に定め る額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の申請)

- 第五十七条 法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようと する病院又は診療所の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該病院又は 診療所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 病院又は診療所の名称及び所在地
 - 二 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称
 - 三 保険医療機関(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。第 五十九条において同じ。)である旨
 - 四 標ぼうしている診療科名(担当しようとする自立支援医療の種類に関係があるものに限 る。)
 - 五 担当しようとする自立支援医療の種類
 - 六 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名、生年月日、住所及び経 歴
 - 七 指定自立支援医療(育成医療又は更生医療に限る。)を行うために必要な設備の概要
 - 八 診療所(育成医療又は更生医療を行うものに限る。)にあっては、患者を収容する施設 の有無及び有するときはその収容定員
 - 九 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項各号(同項第一号から第三号まで及び第七号を除く。)に該当しないことを誓約する書面(以下この条において「誓約書」という。)
 - 十 役員の氏名、生年月日及び住所
 - 十一 その他必要な事項
- 2 法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようとする薬局の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 薬局の名称及び所在地
 - 二 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称
 - 三 保険薬局(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。第五十九条 において同じ。)である旨
 - 四 調剤のために必要な設備及び施設の概要
 - 五 担当しようとする自立支援医療の種類
 - 六 誓約書
 - 七 役員の氏名、生年月日及び住所
 - 八 その他必要な事項
- 3 法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようとする指定 訪問看護事業者等(令第三十六条第一号及び第二号に掲げる事業者をいう。以下同じ。)は、

次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション等(指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業(健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護事業をいう。)又は訪問看護(介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。以下この条において同じ。)に係る居宅サービス事業(同条第一項に規定する居宅サービス事業をいう。)若しくは介護予防訪問看護(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下この条において同じ。)に係る介護予防サービス事業(同条第一項に規定する介護予防サービス事業をいう。)を行う事業所をいう。以下同じ。)の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年 月日、住所及び職名
- 二 当該申請に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等である旨
- 四 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護(健康保険法第八十八条第一項又は 高齢者医療確保法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。)又は訪問看護に係 る指定居宅サービス(介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。) 若しくは介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項に規定す る指定介護予防サービスをいう。)に従事する職員の定数
- 五 担当しようとする自立支援医療の種類
- 六 誓約書
- 七 役員の氏名、生年月日及び住所
- 八 その他必要な事項

(法第五十九条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設)

第五十八条 法第五十九条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、 訪問看護ステーション等とする。

(厚生労働省令で定める指定自立支援医療機関)

第五十九条 法第六十条第二項で準用する健康保険法第六十八条第二項の厚生労働省令で定める指定自立支援医療機関は、保険医(健康保険法第六十四条に規定する保険医をいう。)である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師(健康保険法第六十四条に規定する保険薬剤師をいう。)である薬剤師の開設する保険薬局であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

(良質かつ適切な医療の提供)

- 第六十条 指定自立支援医療機関は、指定自立支援医療を提供するに当たっては、支給認定に 係る障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むため に良質かつ適切な医療を厚生労働大臣が定めるところにより提供しなければならない。 (変更の届出を行うべき事項)
- 第六十一条 法第六十四条に規定する厚生労働省令で定める事項は、指定自立支援医療機関が病院又は診療所であるときは第五十七条第一項各号(第一号、第五号及び第九号を除く。)

に掲げる事項とし、薬局であるときは同条第二項各号(第一号、第五号及び第六号を除く。) に掲げる事項とし、指定訪問看護事業者等であるときは同条第三項各号(第一号、第五号及 び第六号を除く。)に掲げる事項とする。

(変更の届出)

- 第六十二条 指定自立支援医療機関の開設者等(法第五十九条第一項の規定に基づき指定を受けた病院若しくは診療所若しくは薬局の開設者又は指定訪問看護事業者等をいう。次条及び第六十四条において同じ。)は、前条の事項に変更があったときは、法第六十四条の規定に基づき、変更のあった事項及びその年月日を、速やかに当該指定自立支援医療機関の所在地(当該指定自立支援医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、当該指定に係る訪問看護ステーション等の所在地をいう。以下同じ。)の都道府県知事に届け出なければならない。(届出)
- 第六十三条 指定自立支援医療機関の開設者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに当該 指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
 - 一 当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき。
 - 二 医療法第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、介護保険 法第七十七条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 律(昭和三十五年法律第百四十五号)第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七 十五条の二第一項又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八 十五号)第二十三条、第四十八条若しくは第四十九条に規定する処分を受けたとき。

(指定辞退の申出)

第六十四条 法第六十五条の規定に基づき指定を辞退しようとする指定自立支援医療機関の 開設者等は、その旨を、当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に申し出なけれ ばならない。

(療養介護医療費の支給)

- 第六十四条の二 市町村は、法第七十条第一項の規定に基づき、毎月、療養介護医療費を支給するものとする。
- 2 支給決定を受けた障害者が指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により当該支給決定を受けた障害者に支給すべき療養介護医療費は当該指定障害福祉サービス事業者に対して支払うものとする。

(基準該当療養介護医療費の支給の申請)

- 第六十四条の三 基準該当療養介護医療費の支給を受けようとする特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者は、法第七十一条第一項の規定に基づき、第三十一条第一項各号に掲げる事項のほか、支給を受けようとする基準該当療養介護医療費の額を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、同項の基準該当療養介護医療費の額を証する書類を添付しなければならない。

(令第四十二条の四第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者)

第六十四条の三の二 令第四十二条の四第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、 同項第一号に定める額を負担上限月額(同項に規定する負担上限月額をいう。以下この条、 第六十四条の三の四及び第六十四条の三の五において同じ。)としたならば保護を必要とす る状態となる者であって、同項第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要と しない状態となるものとする。

(令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付)

第六十四条の三の三 令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、第五十四条各号に掲げる給付とする。

(令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者)

第六十四条の三の四 令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、 同項第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であっ て、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるもの とする。

(令第四十二条の四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者)

第六十四条の三の五 令第四十二条の四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、 同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であっ て、同項第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるもの とする。

(令第四十二条の四第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額の算定方法)

- 第六十四条の四 令第四十二条の四第二項の規定により読み替えて適用する同項第一号から 第三号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額は、同条第二項に 規定する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額(その額が一万円を下回る場合には一万円とする。)とする。ただし、令第四十二条の四第一項第一号に掲げる者については、その額が四万二百円を超えるときは、四万二百円とし、同項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるとき は、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、要保護者(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をい う。)である者であって、令第四十二条の四第二項第二号の食事療養標準負担額を負担する こととしたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第二項の規定により読み替 えて適用する同項第一号から第三号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案 して定める額を一万円としたならば保護を必要としない状態となるものに係る当該額は、一 万円とする。

(診療報酬の請求、支払等)

第六十五条 市町村等が法第七十三条第一項の規定に基づき医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定自立支援医療機関、指定療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所(法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。)(以下この条において「指定自立支援医療機関等」と総称する。)は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該指定自立支援医療機関等が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

- 2 前項の場合において、市町村等は、当該指定自立支援医療機関等に対し、都道府県知事が 当該指定自立支援医療機関等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置 かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定め る特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十 五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する 組織、高齢者医療確保法に定める後期高齢者医療診療報酬審査委員会又は介護保険法第百七 十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療 報酬を支払うものとする。
- 3 法第七十三条第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第 六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

(法第七十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める機関)

第六十五条の二 法第七十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める機関は、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所及び児童相談所とする。

(令第四十三条の二第二項に規定する額の算定方法)

第六十五条の三 令第四十三条の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十 六条の三の規定を準用する。

第四節 補装具費の支給

(令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める者)

- 第六十五条の四 令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号に定める額を負担上限月額(同条に規定する政令で定める額をいう。以下この節において同じ。)としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。
- 第六十五条の五及び第六十五条の六 削除〔平成二四年六月厚労令九六号〕

(補装具費の支給の申請)

- 第六十五条の七 法第七十六条第一項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入又は修理を行おうとするときには、市町村に対し、あらかじめ、第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書及び第六号から第八号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入又は修理が完了した後に第九号及び第十号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。
 - 一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
 - 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、 個人番号及び当該障害児の保護者との続柄
 - 三 当該申請に係る補装具の種目、名称、製造事業者名及び販売事業者名又は修理事業者名 四 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳を所持 している当該申請に係る障害者等にあっては、その番号

- 五 当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち令第四十三条の二第 一項に規定する者の所得が同条第二項の基準未満であることその他所得の状況に関する 事項
- 六 医師の意見書又は診断書
- 七 第五号の事項を証する書類その他負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書 類
- 八 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要する費用の見積り
- 九 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要した費用に係る領収証
- 十 当該申請に係る補装具の購入又は修理の完了後の当該申請に係る障害者等の身体への 適合の状態を確認できる書類等
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入又は修理が完了した後に、同項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書並びに同項第六号及び第七号に掲げる添付書類を提出することができる。

(身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

- 第六十五条の八 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所及び次条に定める機関(次項において「身体障害者更生相談所等」という。)の意見を聴くことができる。
- 2 身体障害者更生相談所等は、補装具費の支給に係る補装具に関し、当該支給に係る障害者 等の身体に適合したものとなるよう、当該補装具の販売事業者又は修理事業者に対し、必要 な助言及び指導を行うことができる。

(法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関)

第六十五条の九 法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関は、指定自立支援 医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)及び保健所とする。

第五節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

- 第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
 - 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先及び受給者証番号
 - 二 当該申請を行う支給決定障害者等に係る利用者負担世帯合算額(令第四十三条の五第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。)
 - 三 当該申請を行う支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る令第四十三条の 五第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに当該購入又は修理をした補装具に係る同項 第二号に掲げる額を合算した額
 - 四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の 支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項に規定する補装具費 支給対象障害者等をいう。)、通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第八項に 規定する通所給付決定保護者をいう。)又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第 六項に規定する入所給付決定保護者をいう。)であって、同一の月に障害福祉サービス若 しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十 四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をした

ものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。)、入所受給者証番号(同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。)又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。)

2 前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第三章 地域生活支援事業

(市町村の地域生活支援事業)

- 第六十五条の九の三 市町村は、法第七十七条第一項各号に掲げる事業のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - 一 法第七十七条第一項第六号に掲げる事業 当該事業において意思疎通支援を行う者の 派遣を行うに当たっては、少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うこと。
 - 二 法第七十七条第一項第七号に掲げる事業 当該事業において意思疎通支援を行う者の 養成を行うに当たっては、少なくとも手話(特に専門性の高いものを除く。)に係るもの を行うこと。

(法第七十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六十五条の十 法第七十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

(法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める費用)

- 第六十五条の十の二 法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。
 - 一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第 一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項及び第八百七十六条の九第一項に規定 する審判の請求に要する費用
 - 二 前号の審判に基づく登記の嘱託及び申請についての手数料
 - 三 民法第八百六十二条(同法第八百五十二条、第八百七十六条の三第二項、第八百七十六条の五第二項、第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報酬
 - 四 前三号に掲げる費用のほか、成年後見制度の利用に関し必要となる費用であって、市町 村において支給することが適当であると認めたもの

(法第七十七条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める方法)

第六十五条の十一 法第七十七条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約 筆記、触手話、指点字等とする。

(法第七十七条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六十五条の十二 法第七十七条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、同号に規定する意思疎通支援を行う者の派遣及び設置その他障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等に必要な支援並びに日常生活上の便宜を図るための用具であって同号の厚生労働大臣が定めるものの給付及び貸与とする。

(法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める施設)

第六十五条の十三 法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める施設は、地域 活動支援センターとする。

(法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六十五条の十四 法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

(法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者)

第六十五条の十四の二 法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、一般 相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者とする。

(基幹相談支援センターの設置の届出)

- 第六十五条の十四の三 法第七十七条の二第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 基幹相談支援センター(法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。以下 同じ。)の名称及び所在地
 - 二 法第七十七条の二第三項の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。) であって、同条第四項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表 者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 三 基幹相談支援センターの設置の予定年月日
 - 四 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
 - 五 基幹相談支援センターの平面図
 - 六 職員の職種及び員数
 - 七 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 八 営業日及び営業時間
 - 九 担当する区域
 - 十 その他必要と認める事項
- 2 受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市町村長に提出しなければならない。

(都道府県の地域生活支援事業)

第六十五条の十四の四 都道府県は、法第七十八条第一項の規定による事業において特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行うに当たっては、当該養成及び派遣については少なくとも手話、要約筆記、触手話及び指点字に係るもの、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うものとする。

(法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業)

第六十五条の十五 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業は、主として居 宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター(発達障害者支

援法(平成十六年法律第百六十七号)第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なものとする。

第四章 事業及び施設

(障害福祉サービス事業等に関する届出)

- 第六十六条 法第七十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる 事項とする。
 - 一 事業の種類(障害福祉サービス事業を行おうとする者にあっては、障害福祉サービスの 種類を含む。)及び内容
 - 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - 三 条例、定款その他の基本約款
 - 四 職員の定数及び職務の内容
 - 五 主な職員の氏名及び経歴
 - 六 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当 該市町村の名称を含む。)
 - 七 障害福祉サービス事業 (療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。)、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)、地域活動支援センターを経営する事業又は福祉ホームを経営する事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設の名称、種類(短期入所を行おうとする場合に限る。)、所在地及び利用定員

八 事業開始の予定年月日

- 2 法第七十九条第二項の規定による届出は、収支予算書及び事業計画書を提出することにより行うものとする。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- 第六十七条 法第七十九条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項各号に 掲げる事項とする。
- 第六十八条 法第七十九条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる 事項とする。
 - 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - 二 廃止又は休止の理由
 - 三 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置
 - 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(障害者支援施設に関する届出)

- 第六十八条の二 法第八十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲 げる事項とする。
 - 一 施設の名称及び所在地
 - 二 施設障害福祉サービスの種類及び内容
 - 三 建物の規模及び構造並びにその図面及び設備の概要

- 四 事業内容及び運営の方法
- 五 利用定員
- 六 職員の定員及び主な職員の履歴書
- 七 収支予算書
- 八 事業の開始の予定年月日
- 第六十八条の三 令第四十三条の七第一項の規定により障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 一 施設の休止又は廃止の理由及びその予定期日
 - 二 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置
 - 三 施設の建物及び設備の処分
 - 第五章 国民健康保険団体連合会の障害者総合支援法関係業務

(国民健康保険団体連合会の議決権の特例)

- 第六十八条の四 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くことができる。
- 2 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十九条第七項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、法第五十一条の十四第七項及び法第五十一条の十七第六項の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者(国民健康保険組合を除く。)を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

第六章 雑則

(身分を示す証明書の様式)

- 第六十九条 法第九条第二項及び法第十条第二項において準用する法第九条第二項の規定に より当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第一号のとおりとする。
- 2 法第十一条第三項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき 証明書の様式は、別表第二号のとおりとする。
- 3 法第四十八条第二項及び第五十一条の三第五項において準用する法第九条第二項の規定 により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第三号のとおりとする。
- 4 法第五十一条の二十七第三項及び第五十一条の三十二第五項において準用する法第九条 第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第四号のとおりとする。
- 5 法第六十六条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第五号のとおりとする。
- 6 法第八十一条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第六号のとおりとする。
- 7 法第八十五条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第七号のとおりとする。

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を 処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲 げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十四条の二十九 第三十四条の三十	厚生労働大臣	厚生労働大臣又は都道 府県知事
第三十五条第一項及び 第二項 第四十条 第四十五条第一項及び 第二項 第四十七条第一項及び 第二項 第四十八条第一項及び 第三項 第四十八条第一項及び 第三項 第四十九条 第五十条第一項 第五十条第一項 第二百 第二百	市町村等	指定都市
第三十四条の九第三十四条の九十四条の九十四条の九十四条の九十四条の九十四条の九十四条の九十四条のの九十二四条のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	都道府県知事	指定都市の市長

第三十四条の五十八 第三十五条第四項 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十六条第二項		
第三十四条の六十四	都道府県知事又は	指定都市の市長又は
第六十五条の十四の四	都道府県	指定都市
	派遣並びに意思疎通支 援を行う者の派遣に係 る市町村相互間の連絡 調整	派遣
	当たっては、当該養成及 び派遣については	当たっては、
	、当該派遣に係る市町村 相互間の連絡調整につ いては少なくとも手話 及び要約筆記に係るも のを行う	を行う
第六十五条の十五	主として居宅において 日常生活を営む障害達 管害者支援センター 管害者支援をでは、 一の成分のでは、 一の成分のでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ので、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので	達障害者支援センター (発達障害者支援法(平

第六十八条の三	市町村	指定都市以外の市町村
	必要なもの	
	あって広域的な対応が	
	むために必要な事業で	
	生活及び社会生活を営	
	害者等が自立した日常	
	間の連絡調整その他障	
	派遣に係る市町村相互	
	思疎通支援を行う者の	
	う者の養成及び派遣、意	

(中核市の特例)

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の 中核市(以下「中核市」という。)が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合におい ては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞ れ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十四条の七	都道府県知事	中核市の市長
第三十四条の八		
第三十四条の九		
第三十四条の十一		
第三十四条の十二		
第三十四条の十四		
第三十四条の十五		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十九		
第三十四条の二十の三		
第四項		
第三十四条の二十二		
第三十四条の二十三		
第三十四条の二十四		
第三十四条の二十五		
第三十四条の二十六		
第三十四条の三十		
第三十四条の五十七		
第三十四条の五十八		
第五十七条		
第六十二条		

	ī	Γ
第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十六条第二項		
第三十四条の六十四	都道府県知事又は	中核市の市長又は
第六十五条の十四の四	都道府県	中核市
	派遣並びに意思疎通支 援を行う者の派遣に係 る市町村相互間の連絡 調整	派遣
	当たっては、当該養成及 び派遣については	当たっては、
	、当該派遣に係る市町村 相互間の連絡調整につ いては少なくとも手話 及び要約筆記に係るも のを行う	を行う
第六十五条の十五	主と日常生活を営事にないて という	支援事業並びに特に専

	害者等が自立した日常 生活及び社会生活を営 むために必要な事業で あって広域的な対応が 必要なもの	
第六十八条の三	市町村	中核市以外の市町村

(権限の委任)

第七十二条 法第百七条第一項の規定により、法第五十一条の三第一項及び第四項、第五十一条の四、第五十一条の三十二第一項及び第四項並びに第五十一条の三十三に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置)

第一条の二 平成二十四年三月三十一日において法附則第二十一条第一項に規定する特定旧 法指定施設に入所していた者であって、同年四月一日以後引き続き当該特定旧法指定施設で あった施設に入所しているものに対する第一条の二の規定の適用については、当分の間、同 条中「第六条の十第二号の就労継続支援B型」とあるのは、「就労継続支援」とする。

(法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置)

第一条の三 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第六条の三中 「及び就労継続支援」とあるのは、「及び就労継続支援並びに旧法施設支援(法附則第二十 条に規定する旧法施設支援をいい、通所によるものに限る。)」とする。

(法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間に関する経過措置)

- 第一条の四 法附則第十九条第一項の規定により支給決定を受けたものとみなされた障害者 に係る法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、平成十八年十月一日における その者に係る法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条の十一第 三項第一号又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十二 第三項第一号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間の残存期間と同一の期間とする。
- 2 平成十八年十月一日以降に旧法施設支援(法附則第二十条に規定する旧法施設支援をい う。)の支給決定をされた者に係る法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、 支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と一月間から三十六月間まで の範囲内で月を単位として市町村が定める期間を合算して得た期間とする。ただし、支給決 定を行った日が月の初日である場合にあっては、一月間から三十六月間までの範囲内で月を 単位として市町村が定める期間とする。
- 第一条の五 平成十八年十月一日になされた支給決定(前条各項に規定するものを除く。)に 係る第十五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「十二月間」とあるのは「十八 月間」と、同項第二号中「三十六月間」とあるのは「四十二月間」とする。
- 第一条の六 平成二十三年十月一日になされた支給決定(同行援護に係るものに限る。)に係る第十五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「十二月間」とあるのは「十八月間」とする。

(特定費用に係る経過措置)

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二十五条第六号中 「施設入所支援」とあるのは、「施設入所支援又は旧法施設支援(法附則第二十条に規定す る旧法施設支援をいい、通所によるものを除く。)」とする。

(法附則第九条の規定により読み替えて適用する法第二十九条第三項に規定する額の算定 方法)

第三条 法附則第九条の規定により読み替えて適用する法第二十九条第三項に規定する額は、 同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉 サービス等に要した費用(特定費用(法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。)を 除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)に百分 の十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとす る。)とする。

(法附則第十二条の規定により読み替えて適用する法第二十九条第八項及び第三十二条第 六項に規定する厚生労働省令で定める法人)

- 第四条 法附則第十二条の規定により読み替えて適用する法第二十九条第八項及び第三十二 条第六項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的としない法人であって、次の 各号に掲げる要件に該当するものとする。
 - 一 当該法人が法第二十九条第八項又は第三十二条第六項の規定による支払に関する事務 (次号において「受託事務」という。)を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するも のであること。
 - 二 当該法人が受託事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって受 託事務が不公正になるおそれがないものであること。

(サービス等利用計画案の提出に関する経過措置)

第五条 平成二十七年三月三十一日までの間は、第十二条の二及び第三十四条の三十六の規定 の適用については、これらの規定中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であ って市町村が必要と認めるとき」とする。

(障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する経過措置)

- 第六条 平成二十四年九月三十日までの間は、第三十四条の二十八第一項及び第三十四条の六十二第一項の規定の適用については、これらの規定中「遅滞なく」とあるのは、「平成二十四年九月三十日までに」とする。
- 第七条 削除〔平成二二年四月厚劳令五九号〕

(法附則第十三条の自立支援医療に関する経過措置)

- 第八条 法の施行の日において現に法附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条第一項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給を受けている障害児の保護者、法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十九条第一項の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給を受けている障害者並びに法附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第一項の規定による医療に必要な費用の負担を受けている障害者及び障害児の保護者であって、自立支援医療費の支給を受けようとするものは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村等に提出しなければならない。
 - 一 当該提出に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日及び連絡先

- 二 当該提出に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、 居住地、連絡先及び当該障害児との続柄
- 三 当該提出に係る障害者等が受けることを希望する自立支援医療の種類
- 四 当該提出に係る障害者等の医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証に記載されている記号、番号及び保険者名称
- 五 支給認定基準世帯員の氏名
- 六 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定に基づき交付を受けた 精神障害者保健福祉手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあっては、その番号
- 七 当該提出に係る障害者等が指定自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関として希望するものの名称、所在地及び連絡先
- 八 令第二十九条第一項の基準に該当していることその他所得の状況に関する事項
- 九 高額治療継続者に該当するかの別
- 2 前項の規定による申請書の提出については、第三十五条第二項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定は、市町村等が法の施行の日以後に法第五十二条第一項の規定による支給認 定を行うことを妨げるものではない。
- 4 法附則第十三条による支給認定の有効期間は、一年以内であって、かつ、法附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条第一項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給を受けている障害児、法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十九条第一項の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給を受けている障害者並びに法附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第一項の規定による医療に必要な費用の負担を受けている障害者及び障害児の心身の障害の状態からみて指定自立支援医療を受けることが必要な期間とする。
- 5 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、第一項中「市町村等」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。
- 6 令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、第一項中「市町村等」とあるのは「中核市」と読み替えるものとする。 (法附則第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準等)
- 第九条 法附則第十四条第一項の厚生労働省令で定める基準は、精神障害の特性に応じ、精神 通院医療を適切に実施することができる態勢を整えていることとする。
- 2 法附則第十四条第二項の厚生労働省令で定める期間は、一年間とする。 (支給認定に係る経過的特例)
- 第九条の二 令附則第十二条に規定する所得割の額を算定する場合には、第三十八条の二の規 定を準用する。
- 2 令附則第十三条第二項第二号及び第三号に規定する所得割の額を算定する場合には、第五 十一条の二の規定を準用する。
- 第十条 令附則第十二条の合算した額の算定については、第三十九条の規定を準用する。
- 2 令附則第十三条第二項第二号及び第三号の合算した額を算定する場合には、第五十二条の 規定を準用する。
- 第十一条 平成十八年九月三十日以前に行われる支給認定に係る有効期間は、第四十三条の規

定にかかわらず、一年六月以内であって、支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態からみて指定自立支援医療を受けることが必要な期間とする。

(令附則第十三条の二の規定により読み替えて適用する令第四十二条の四第一項第二号及び第三号に規定する支給決定障害者の所得の状況を勘案して定める額の算定方法)

- 第十一条の二 令附則第十三条の二の規定により読み替えて適用する令第四十二条の四第一項第二号及び第三号に規定する支給決定障害者の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者の区分に応じ、当該各号に定める額(令第四十二条の四第一項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。)とする。
 - 一 障害福祉サービス(療養介護に限る。以下この号において同じ。)のあった月の属する年の前年(障害福祉サービスのあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年。以下この号において同じ。)に得た収入の額(国又は地方公共団体から特定の使途に充てることを目的として支給され、当該使途に費消される金銭その他障害福祉サービスに要する費用に充てることができない収入として市町村が認めた収入を除く。)を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)から当該障害福祉サービスのあった月の属する年の前年の租税及び社会保険料(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十四条第一項の規定による社会保険料をいう。)の費用を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を控除して得た額として市町村が認定した額(次号において「認定月収額」という。)が令第四十二条の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額(同号に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の合計額に限る。次号において同じ。)と同項第三号に掲げる額の合計額を下回る支給決定障害者零
 - 二 認定月収額が令第四十二条の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を超える支給決定障害者 認定月収額から同項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額 (児童福祉法施行規則の一部改正)
- 第十二条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第十三条 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)の一部を次のように 改正する。

[次のよう略]

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第十四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十 一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(知的障害者福祉法施行規則の一部改正)

第十五条 知的障害者福祉法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十六号)の一部を次のように 改正する。 [次のよう略]

附 則〔平成一八年三月三一日厚生労働省令第七八号抄〕 (施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成一八年九月二九日厚生労働省令第一六八号〕 (施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(様式の経過措置)

- 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って 使用することができる。
- 第三条 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号。以下この条において「法」という。) 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、法附則第四十八条の規定により なお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会 復帰施設を利用している者が、障害者自立支援法施行規則第七条第一項の申請を行う場合に は、当該精神障害者社会復帰施設の利用の状況を申請書に記載するものとする。

附 則〔平成一九年四月一日厚生労働省令第七二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一九年九月二五日厚生労働省令第一一二号抄〕

沿革

平成二一年 六月二九日厚生労働省令第一二二号 [障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令附則二条による改正]

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。 附 則〔平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号抄〕 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年七月一日厚生労働省令第一二五号〕

沿革

平成二一年 三月三一日号外厚生労働省令第六六号 [障害者自立支援 法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の一部 を改正する省令による改正]

平成二一年 六月二九日厚生労働省令第一二二号 [障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令附則三条による改正]

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則〔平成二一年三月三一日厚生労働省令第六六号〕

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成二一年三月三一日厚生労働省令第九○号〕

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則〔平成二一年三月三一日厚生労働省令第九一号〕

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則〔平成二一年六月二九日厚生労働省令第一二二号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。 附 則〔平成二一年一二月二八日厚生労働省令第一六八号抄〕 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則〔平成二二年一月一四日厚生労働省令第四号〕

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則〔平成二二年四月一日厚生労働省令第五九号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二三年九月二二日厚生労働省令第一一六号〕

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則〔平成二三年一二月二一日厚生労働省令第一五〇号抄〕 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。〔後略〕 附 則〔平成二四年三月一三日厚生労働省令第三〇号抄〕 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

[平成二四年三月二八日厚生労働省令第四○号抄]

(指定一般相談支援事業者に係るみなし指定の有効期間に関する経過措置)

第三十三条 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直 すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以 下「整備法」という。) 附則第十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める期間は、整備 法の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの期間とする。

附 則〔平成二四年三月二八日厚生労働省令第四〇号抄〕 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定(障害者自立支援法施行規則第七十一条の次に一条を加える改正規定に限る。)〔中略〕は、同年十月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って 使用することができる。

附 則〔平成二四年六月二五日厚生労働省令第九六号〕

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則〔平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号〕

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則〔平成二五年二月一五日厚生労働省令第一六号〕

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則〔平成二五年一一月二二日厚生労働省令第一二四号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則〔平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律〔平成二五年一一月法律第八四号〕(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則〔平成二六年九月二六日厚生労働省令第一一○号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、法〔再生医療等の安全性の確保等に関する法律=平成二五年一一月法律 第八五号〕の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則〔平成二六年一一月一三日厚生労働省令第一二二号抄〕 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則〔平成二七年三月三一日厚生労働省令第五五号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則〔平成二七年三月三一日厚生労働省令第五七号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二七年五月二九日厚生労働省令第一〇八号〕

この省令は、少年院法 [平成二六年六月法律第五八号] の施行の日 (平成二十七年六月一日) から施行する。

附 則〔平成二七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号抄〕 沿革

> 平成二八年一二月二八日号外厚生労働省令第一八七号 [健康保険法施 行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省 令の一部を改正する省令二条による改正]

(施行期日)

- 第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 [平成二五年五月法律第二七号] (以下「番号利用法」という。)の施行の日(平成二十七年十月五日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 〔前略〕第三十一条から第三十八条までの規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる 規定の施行の日(平成二十八年一月一日)

二~四 〔略〕

附 則〔平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号抄〕 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則〔平成二八年三月三一日厚生労働省令第五三号〕

この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律〔平成二六年六月法律第八三号〕附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。 〔後略〕

附 則〔平成二八年一二月二八日厚生労働省令第一八七号抄〕 (施行期日)

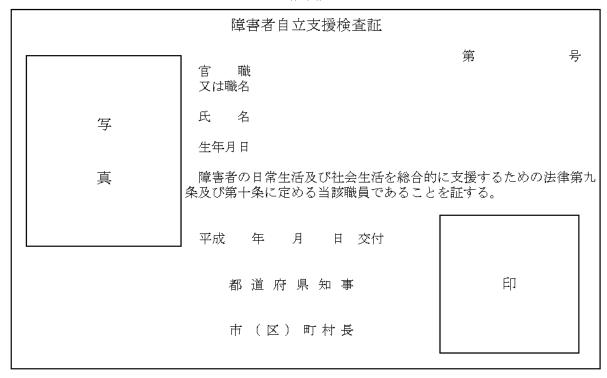
第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二九年二月九日厚生労働省令第五号〕

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表第一号(第六十九条第一項関係)

(表面)



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(秒)

(不正利得の徴収)

繁八条 市町村(改令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)は、(以下略)

2・3 (略)

(報告等)

- 第九条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他 その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告者しくは文書その他の物件の提出者しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
- 2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第十条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る隆書福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療者しくは 構装具の販売者しくは修理(以下「自立支援給付対象サービス等」という。)を行う者者しくはこれらを使用する者者しくはこれらの者であった者に対し、報告者し くは文書その他の物件の提出者しくは提示を命じ、又は当該額員に関係者に対して質問させ、者しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所者しくは 施設に立ち入り、その設備者しくは誤簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前条繁三項の規定は前項の規定による質問又は檢査について、同条繁三項の規定は前項の規定による補限について準用する。
- 集官十五条 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第九条集一項の規定による報告者しくは物件の提出者しくは提示をせず、者しくは虚偽の報告者しくは虚偽の物件の提出者しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、者しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 2 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第十条集一項の規定による報告者しくは物件の提出者しくは提示をせず、者しくは虚偽の報告者しくは虚偽の物件の提出者 しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、者しくは虚偽の答弁をし、者しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、者しくは忌避し た者に対し十万円以下の適料を科する規定を設けることができる。
- 3 (略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(秒)

(法集八条第一項の政令で定める医療)

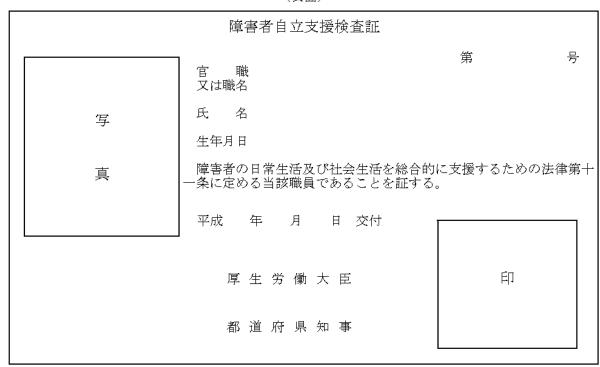
第三条 法第八条第一項の政令で定める医療は、精神通院医療とする。

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。
- 1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

別表第二号 (第六十九条第二項関係)

(表面)



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

(報告等)

第九条 (略)

- 2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人 の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (厚生労働大臣又は都道府県知事の自立支援給付対象サービス等に関する調査等)
- 第十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付に係る障害者等若しくは障害児の保護者又はこれらの者であった者に対し、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。
- 3 第九条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について で準用する。
- 第百十条 第十一条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。
- 1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

別表第三号(第六十九条第三項関係)

(表面) 障害者自立支援検査証 第 묫 官 職 又は職名 氏 名 写 生年月日 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四十八条及び第五十一条の三に定め る当該職員であることを証する。 平成 年 月 日 交付 厚生労働大臣 都 道 府 県 知 事 印 (区) 町 村 長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

(報告等) 第九条 (田

- 5九条 (略) 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 ・ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (報告等) 第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者(以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- る。 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
- (報告等)

 第五十一条の三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等(同条第四項の規定による
 届出を受けた厚生労働大臣等にあっては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。)における同条第一項の規定による
 素務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若
 しくは提示を命じ、当該指定事業者等若しくは当該指定事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問
 さく、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等の提供に関係の
 さる場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
 ~ 4 (略)

 「第九条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する 第五
- 5
- 5 第八米第一次の飛光はお 3でがんにつる 4 10で 2000 であった。 第百十一条 第四十八条第一項 (同条第三項において準用する場合を含む。)、第五十一条の三第一項、第五十一条の二十七第一項若 しくは第二項若しくは第五十一条の三十二第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告 若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁 をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。
- 1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

別表第四号 (第六十九条第四項関係)

(表面) 障害者自立支援検査証 第 뮷 又は職名 氏 莲 名 生年月日 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の二十七及び第五十一条の 三十二に定める当該職員であることを証する。 日 交付 厚生労働大臣 都道府県知事 印 (区) 町 村 長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

(報告等) 第九条 (略)

- :来 (哈) 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しな
- Recommended

 いればならない。

 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

- 注意
- ^{江島} この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。
- 1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

別表第五号 (第六十九条第四項関係)

(表面)

障害者自立支援検査証 号 第 又は職名 氏 名 写 生年月日 真 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六 十六条に定める当該職員であることを証する。 平成 年 月 日 交付 ÉΠ 都 道 府 県 知 事

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

(報告等)

第九条 (略)

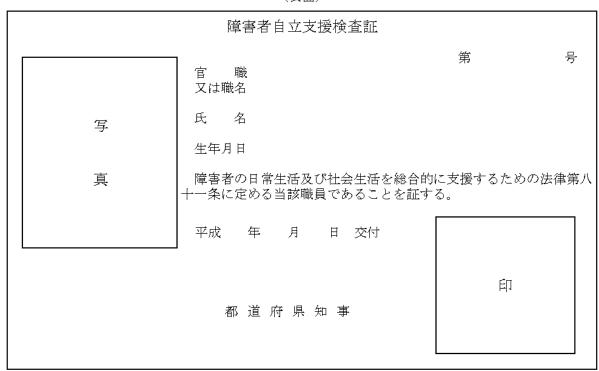
- 2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人 の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (報告等)
- 第六十六条 都道府県知事は、自立支援医療の実施に関して必要があると認めるときは、指定自立支援医療機関 若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であった者(以下この 項において「開設者であった者等」という。)に対し報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若し くは提示を命じ、指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であ った者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定自立支援医療 機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限 について準用する。
- 3 指定自立支援医療機関が、正当な理由がなく、第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該指定自立支援医療機関に対する市町村等の自立支援医療費の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。
- 1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

別表第六号 (第六十九条第五項関係)

(表面)



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

(報告等)

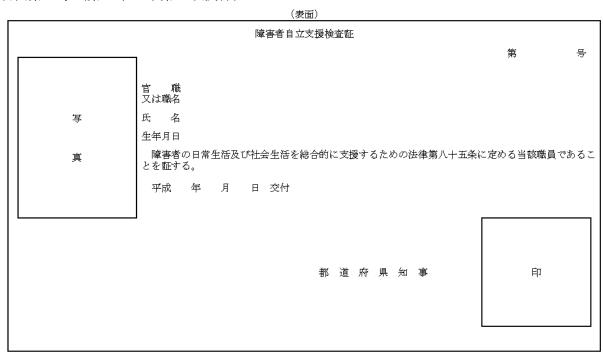
第九条 (略)

- 2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (報告の徴収等)
- 第八十一条 都道府県知事は、障害者等の福祉のために必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業若しくは移動支援事業を行う者若しくは地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者に対して、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

注音

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。
- 1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

別表第七号(第六十九条第七項関係)



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

(報告等)

第九条 (略)

- 2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (報告の徴収等)
- 第八十五条 都道府県知事は、市町村が設置した障害者支援施設の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、当該施設の長に対して、必要と認める事項の報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。 注章
- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。
- 1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則

発令 : 平成6年9月27日号外厚生省令第63号

最終改正:平成29年3月31日号外厚生労働省令第33号

改正内容:平成29年3月31日号外厚生労働省令第33号[平成29年4月1日]

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立の支援に関する法律施行規則

[平成六年九月二十七日号外厚生省令第六十三号]

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔現行=中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律=平成二五年一二月法律一〇六号により題名改正〕(平成六年法律第三十号)第二条第一項第一号及び第二号並びに第四項〔現行=五項=平成二五年一二月法律一〇六号により改正〕、第六条第一項、第七条並びに第十三条〔現行=一八条=平成六年一一月法律九五号・一九年一二月一二七号・二五年一二月一〇六号により改正〕第一項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則を次のように定める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則

(法第二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める者)

- 第一条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
 - 一 中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げる ことなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって出生の届 出をすることができなかったために同日において日本国民として本邦に本籍を有してい なかったもの(その出生の日において日本国民として本邦に本籍を有していた者を両親と するものに限る。)
 - 二 中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたものを母親とし、かつ、同日において日本国民として本邦に本籍を有していた者(同日以前から引き続き中国の地域に居住しているものを除く。)を父親として同月三日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者
 - 三 中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げる ことなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日にお いて日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月三日 以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者に準ずる事情にあるもの として厚生労働大臣が認める者

(法第二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者)

第二条 法第二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 樺太の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げる ことなく同年九月二日以前から引き続き樺太の地域に居住している者であって同日にお いて日本国民として本邦又は樺太に本籍を有していたもの
- 二 前号に掲げる者を両親として昭和二十年九月三日以後樺太の地域で出生し、引き続き樺 太の地域に居住している者
- 三 中国の地域以外の地域において前二号に掲げる者と同様の事情にあるものとして厚生 労働大臣が認める者

(一時帰国の目的)

- 第三条 法第二条第五項に規定する厚生労働省令で定める目的は、次のとおりとする。
 - 一 親族の訪問
 - 二 墓参り
 - 三 当該中国残留邦人等を養育した者であって本邦に居住しているものの訪問
 - 四 前三号に掲げる目的に準ずるものとして厚生労働大臣が認める目的

(永住帰国旅費の支給)

第四条 法第六条第一項に規定する永住帰国のための旅行に要する費用(以下「永住帰国旅費」という。)の支給は、中国残留邦人等が昭和二十年九月二日以後初めて永住帰国する場合に行うものとする。

(永住帰国旅費の内容)

- 第五条 永住帰国旅費とは、中国残留邦人等の居住地又は厚生労働大臣が指定する地から本邦における居住予定地までの船賃、航空賃、鉄道賃及び車賃並びに旅行中必要と認められる宿泊料、食費その他の費用で、当該永住帰国のための旅行及び当該中国残留邦人等の親族等(第十条に規定するものをいう。第七条、第十二条及び第十三条において同じ。)の本邦への旅行に要するものをいう。
- 2 前項の旅費は、法の目的に照らし最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。

(永住帰国旅費の支給方法)

第六条 永住帰国旅費の支給は、金銭によることができないとき、これによることが適当でないとき、その他法の目的を達成するために必要があるときは、乗車船券の交付その他の適切な方法により行うことができる。

(永住帰国旅費の支給の申請)

- 第七条 永住帰国旅費の支給を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、様式第一号による永住帰国旅費支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、申請者の親族(本邦に居住しているものに限る。)を代理人としてすることができる。
- 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類又は書面を添えなければならない。
 - 一 申請者の居住地を明らかにすることができる書類
 - 二 申請者の生年月日を明らかにすることができる書類
 - 三 申請者に親族等がいる場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
 - 四 申請者に親族等がいる場合には、その者の生年月日を明らかにすることができる書類
 - 五 申請者(中国の地域に居住しているものに限る。)に次に掲げる者がいる場合には、そ

の者が申請者の永住帰国に同意する旨の書面

- イ 申請者の配偶者(第十条第一号に規定するものを除く。)
- ロ 申請者又はその配偶者(第十条第一号に規定するものに限る。)の扶養を受けている 者(申請者と本邦で生活を共にするために本邦に入国するものを除く。)
- 4 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる書類又は書面のほか、永住帰国旅費の支給の決定に必要な書類又は書面の提出を求めることができる。

(決定及び通知)

第八条 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があったときは、永住帰国旅費の支給の要否及び 額を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。

(決定の取消し)

- 第九条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合においては、前条の決定の全部又は一部を取り消す ことができる。
 - 一 中国残留邦人等が虚偽の申請その他不正の行為によって永住帰国旅費の支給を受けた場合
 - 二 中国残留邦人等が支給を受けた永住帰国旅費を第五条第一項に規定する旅行に要する 費用以外の用途に使用した場合
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による取消しをしたときは、当該中国残留邦人等に対して書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(親族等)

- 第十条 法第六条第一項に規定する永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であって厚生労働省令で定めるものは、中国残留邦人等の親族等(当該中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国するものであって当該中国残留邦人等に同行するものに限る。)のうち、次に掲げるものとする。
 - 一 配偶者
 - 二 二十歳未満の実子(配偶者のないものに限る。)
 - 三 日常生活又は社会生活に相当程度の障害がある実子(配偶者のないものに限る。)であって当該中国残留邦人等又はその配偶者の扶養を受けているもの
 - 四 実子であって当該中国残留邦人等(五十五歳以上であるもの又は日常生活若しくは社会 生活に相当程度の障害があるものに限る。)の永住帰国後の早期の自立の促進及び生活の 安定のために必要な扶養を行うため本邦で生活を共にすることが最も適当である者とし て当該中国残留邦人等から申出のあったもの
 - 五 前号に規定する者の配偶者(前号に規定する者に同行して本邦に入国するものに限る。) 六 前各号に規定する者に準ずるものとして厚生労働大臣が認める者

(自立支度金の支給)

第十一条 法第七条に規定する中国残留邦人等及びその親族等の生活基盤の確立に資するために必要な資金(以下「自立支度金」という。)の支給は、中国残留邦人等が昭和二十年九月二日以後初めて永住帰国した場合に行うものとする。

(自立支度金の額)

- 第十二条 自立支度金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - 一 中国残留邦人等及びその親族等一人につき十六万千六百円(当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるもの

にあっては、一人につき八万八百円)

- 二 中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき○・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額
 - イ 二以下 十六万七百円
 - ロ 二・五以上三・五以下 八万三百五十円

(自立支度金の支給の申請)

- 第十三条 自立支度金の支給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。) は、本邦に上陸した日から一年以内に、様式第二号による自立支度金支給申請書を厚生労働 大臣に提出して申請しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は書面を添えなければならない。
 - 一 申請者の生年月日を明らかにすることができる書類
 - 二 申請者の住民票の写し(日本の国籍を有しない者にあっては、住民票の写し(在留資格 (出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条の二第一項に規定 する在留資格をいう。)を記載したものに限る。))
 - 三 申請者が本邦に上陸した日を明らかにすることができる書類
 - 四 申請者(中国の地域に居住していたものに限る。)に次に掲げる者がいる場合には、そ の者が申請者の永住帰国に同意する旨の書面
 - イ 申請者の配偶者(第十条第一号に規定するものを除く。)
 - ロ 申請者又はその配偶者(第十条第一号に規定するものに限る。)の扶養を受けていた 者(申請者と本邦で生活を共にするために本邦に入国したものを除く。)
 - 五 申請者に親族等がいる場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
 - 六 申請者に親族等がいる場合には、その者の生年月日を明らかにすることができる書類
 - 七 申請者に親族等がいる場合には、その者が本邦に上陸した日を明らかにすることができ る書類
- 3 申請者につき第七条第一項の規定による永住帰国旅費の支給の申請があったときは、その 申請の時に、当該申請者につき第一項の申請があったものとみなす。ただし、当該申請者が 別段の意思表示をしたときは、この限りでない。
- 4 第七条第四項及び第八条の規定は、自立支度金について準用する。この場合においては、 第七条第四項中「前項各号」とあるのは「第二項各号」と、第八条中「前条第一項」とある のは「第一項」と読み替えるものとする。

(法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十三条の二 法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、昭和二十二年一月一日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等(永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。)であって、その生まれた日以後中国の地域又は樺太の地域その他の中国の地域以外の地域においてその者の置かれていた事情にかんがみ、明治四十四年四月二日から昭和二十一年十二月三十一日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認めるものとする。

(法第十三条第三項の一時金の支給の申請)

第十三条の三 法第十三条第三項の一時金の支給を受けようとする者(以下この条及び第十八

条の八において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣 に提出して申請しなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 初めて永住帰国した日
- 三 かつて国民年金の被保険者(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。第十八条の八を除き、以下同じ。)であったことがある者にあっては、国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号(以下「基礎年金番号」という。)
- 四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号。以下「令」という。)第十七条に規定する老齢基礎年金等(以下「老齢基礎年金等」という。)の受給権者である者にあっては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード(年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 申請者が永住帰国した中国残留邦人等であることを明らかにすることができる書類
 - 二 初めて永住帰国した日を明らかにすることができる書類
 - 三 昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日(その日が昭和五十六年十二月 三十一日後の日であるときは、同月三十一日)までの期間のうち、日本国籍を有していた 期間に係るものを明らかにすることができる書類
 - 四 永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有することを明らかにすることができる書類
 - 五 日本国内に住所がない者にあっては、生年月日を明らかにすることができる書類及び居 住地を明らかにすることができる書類
 - 六 申請者が昭和二十二年一月一日以後に生まれた者であるときは、申請者が前条に規定する中国残留邦人等に該当することを明らかにすることができる書類
 - 七 国民年金手帳を所持しているときは、国民年金手帳
 - 八 老齢基礎年金等の受給権者である者にあっては、当該年金の年金証書
 - 九 法第十三条第三項の一時金の支払を受ける金融機関の名称及び口座番号を記載した書類
- 3 前項の場合において、厚生労働大臣は、同項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。
- 4 第七条第四項及び第八条の規定は、法第十三条第三項の一時金について準用する。この場合においては、第七条第四項中「前項各号に掲げる書類又は書面」とあるのは「第二項各号に掲げる書類」と、第八条中「前条第一項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。 (国民年金対象残留期間を有する者の申出)
- 第十四条 令第八条第一項の規定により同項に規定する旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、次に掲げる事項を記載した申出書を、速やかに、日本年金機構(以下「機構」という。)に提出しなければならない。
 - 一 氏名、生年月日及び住所
 - 二 かつて国民年金の被保険者であったことがある者であって、最後に国民年金の被保険者 の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあっては、変更前の氏名

- 三 国民年金の被保険者及びかつて国民年金の被保険者であったことがある者にあっては、 基礎年金番号
- 四 日本国内に住所がない者であって厚生労働大臣が定めるものにあっては、日本国内における最後の住所
- 五 老齢基礎年金等の受給権者である者にあっては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書 の年金コード
- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
 - 二 申出者が永住帰国した中国残留邦人等であることを明らかにすることができる書類
 - 三 生年月日を明らかにすることができる書類
 - 四 初めて永住帰国した日を明らかにすることができる書類
 - 五 昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日(その日が昭和五十六年十二月 三十一日後の日であるときは、同月三十一日)までの期間のうち、日本国籍を有していた 期間に係るものを明らかにすることができる書類
 - 六 令第一条第二項に規定する基準永住帰国日を明らかにすることができる書類
- 3 第一項の申出書は、申出者の住所地の市町村長(都の特別区にあっては、区長とする。) を経由して提出しなければならない。ただし、機構が特別の事情があると認めるときは、こ の限りでない。

(特例追納の申出等)

- 第十五条 令第九条第一項の規定による保険料の納付(以下「特例追納」という。)の申出は、 次に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に提出することに よって行わなければならない。
 - 一 氏名及び住所
 - 二 前条の申出を行った後に氏名を変更した者(国民年金の被保険者である者を除く。)に あっては、変更前の氏名
 - 三 特例追納を行おうとする月数
 - 四 基礎年金番号
- 2 特例追納は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)別紙第四号の十 五書式によって行うものとする。

(繰上げ年金の額の特例に係る改定の請求)

- 第十五条の二 令第十八条第一項の規定による同項に規定する繰上げ年金(以下「繰上げ年金」という。)の額の特例に係る改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣を経由して機構に提出することによって行わなければならない。
 - 一 氏名、生年月日及び住所
 - 二 基礎年金番号
 - 三 繰上げ年金の年金証書の年金コード
- 2 前項の請求書は、第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請と同時に、厚生労働大臣に対し経由のため提出しなければならない。

(老齢基礎年金等の額の改定の請求)

第十六条 令第十九条第二項の規定による老齢基礎年金等の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号
- 三 老齢基礎年金等の年金証書の年金コード
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
 - 二 特例追納を行ったことを明らかにすることができる書類 (裁定の請求の特例)
- 第十七条 請求者が次の表の上欄に掲げる規定による老齢年金の受給権を取得した際に同表の下欄に掲げる年金の受給権者であった場合には、老齢福祉年金支給規則(昭和三十四年厚生省令第十七号)第二条又は国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令(昭和六十一年厚生省令第十七号。以下「昭和六十一年改正省令」という。)附則第八条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十一年改正省令第一条の規定による改正前の国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第十六条の規定により機構に提出する同表の上欄に掲げる規定による老齢年金の裁定請求書に、同表の下欄に掲げる年金の国民年金証書を添えなければならない。

令第十二条	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)による通算老齢年金
	旧国民年金法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金
	旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当すること により支給する老齢年金
令第十三条	令第十四条の規定による老齢年金
	旧国民年金法による通算老齢年金
	旧国民年金法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金
	旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当すること により支給する老齢年金
令第十四条	旧国民年金法による通算老齢年金

(申請書等の記載事項)

- 第十八条 第十三条の三から第十六条までの規定によって提出する申請書、申出書又は請求書には、申請、申出又は請求の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。 (法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等)
- 第十八条の二 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。 一 当該特定中国残留邦人等(法第十三条第二項の特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。)
 - (当該世帯に当該特定中国残留邦人等以外の特定中国残留邦人等があるときは、その者を 含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額
 - イ 当該特定中国残留邦人等に支給される老齢基礎年金等、国民年金法による老齢基礎年

金以外の同法による年金たる給付、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付その他これらに類する給付の額のうち支払を受けるものの月額に相当する額(その額が国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間の月数が四百八十である者に支給される同法による老齢基礎年金の額(同法第二十七条に規定する改定率であって同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定したものを乗ずる場合におけるものに限る。)の月額に相当する額を上回るときは、当該額)

- ロ 当該特定中国残留邦人等に支給される法第十三条第三項の一時金の額のうち支払を 受けるもの
- ハ 当該特定中国残留邦人等の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額 に相当する額
- ニ ハに掲げる額以外の当該特定中国残留邦人等の勤労又は事業に基づいて得られる収入の月額に相当する額(以下「勤労収入等の額」という。)(その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)
- ホ 当該特定中国残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であって中国の地域又は樺太の地域その他の中国の地域以外の地域(本邦以外の地域に限る。以下「中国等の地域」という。)に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者(当該特定中国残留邦人等、次号に規定する当該特定配偶者及び第三号に規定する当該配偶者であった者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百六号。第十八条の七の二第一項において「平成二十五年改正法」という。)附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされた法第十四条第一項の支援給付を受けている配偶者を含む。以下この項において「当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等」という。)以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあっては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。)の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
- へ 当該特定中国残留邦人等の勤労収入等の額及びホに掲げる額以外の当該特定中国残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護(以下「保護」という。)の程度の決定において収入の額と認定されないもの
- ト イからへまでに掲げる額以外の当該特定中国残留邦人等の収入(平成二十五年度の一般会計補正予算(第1号)における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、平成二十七年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金、平成二十七年度の一般会計補正予算(第1号)における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金、平成二十八年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十八年度の一般会計補正予算(第2号)における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金(以下「給付金」という。)を除く。)の月額の十分の三に相当する額
- チ ハに掲げる額以外の当該特定中国残留邦人等の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定中国残留邦人等の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経

費の額に相当する額

- 二 当該世帯に当該特定中国残留邦人等の特定配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上 婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。) があるときは、当該特定配偶者に係る次に掲げる額
 - イ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額
 - ロ イに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額(その額が一万五千円を上回る ときは、一万五千円)
 - ハ 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であって中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者(当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあっては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。)の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
 - ニ 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当する額 のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの
 - ホ イから二までに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入(給付金を除く。)の月額の十 分の三に相当する額
 - へ イに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、 当該特定配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する 額
- 三 当該世帯に特定中国残留邦人等の特定配偶者であった者(以下「特定配偶者であった者」という。)があるとき(当該世帯に属する前にあっては継続してその特定配偶者であった者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる特定配偶者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。)附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該特定中国残留邦人等が法第十四条第一項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であった者が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該特定配偶者であった者に係る次に掲げる額
 - イ 当該特定配偶者であった者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る第一号イ又 は口に掲げるものとされていたものであって、当該特定配偶者であった者が支払を受けるもの
 - ロ 当該特定配偶者であった者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の 額に相当する額
 - ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の勤労収入等の額(その額が一万五千 円を上回るときは、一万五千円)
 - ニ 当該特定配偶者であった者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を 養育した者であって中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓 参り等のための当該世帯に属する者(当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の

当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあっては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。)の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

- ホ 当該特定配偶者であった者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であった者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの、法第十五条第一項の規定により支給される配偶者支援金(以下「配偶者支援金」という。)
- ト イからへまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の収入(給付金を除く。) の月額の十分の三に相当する額
- チ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の勤労収入等の額が一万五千円を上 回るときは、当該特定配偶者であった者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必 要経費の額に相当する額
- 四 当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の者があるときは、その者の 収入の月額に相当する額(イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回る ときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を 控除して得た額)
 - イ その者の前年分(一月から五月までの間にあっては、前々年分)の所得税に係る合計 所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の規定による合計所得金額をいう。 以下同じ。)から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額(同法の規 定による社会保険料控除の額をいう。以下同じ。)並びにその者の前年度分(四月及び 五月にあっては、前々年度分)の道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を 含む。以下同じ。)の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額
 - ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であって当該世帯に属する者に係るもの と当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に係るものとの差額に相当する額
- 2 法第十四条第一項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

- 第十八条の三 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
 - 一 当該世帯の当該特定中国残留邦人等の特定配偶者以外の前条第一項第二号に規定する 当該特定配偶者
 - 二 当該世帯の前条第一項第三号に規定する当該特定配偶者であった者 (法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等)
- 第十八条の四 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。
 - 一 当該特定配偶者(当該世帯に当該特定配偶者以外の特定配偶者であった者があるとき (当該世帯に属する前にあっては継続してその特定配偶者であった者が法第十四条第三 項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に 属する間にあっては継続して当該特定配偶者又はその特定配偶者であった者が同条第三 項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であった者が婚姻を していない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該特定配偶者であった者を含む。 以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額
 - イ 当該特定配偶者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第

- 一号イ又はロに掲げるものとされていたものであって、当該特定配偶者が支払を受ける もの
- ロ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額
- ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額(その額が一万五千円を上回る ときは、一万五千円)
- 二 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該特定配偶者又は次号に規定する特定配偶者であった者(以下この項において「当該特定配偶者等」という。)を養育した者であって中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
- ホ 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当する額 のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

へ 配偶者支援金

- ト イからへまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入(給付金を除く。)の月額の十 分の三に相当する額
- チ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、 当該特定配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する 額
- 二 当該世帯に特定配偶者であった者があるとき(当該世帯に属する前にあっては継続して その特定配偶者であった者が平成十九年改正法附則第四条第一項の規定により同項の支 援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当 該特定配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その特定配 偶者であった者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該特定 配偶者であった者に係る次に掲げる額
 - イ 当該特定配偶者であった者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る第十八条の 二第一項第一号イ又は口に掲げるものとされていたものであって、当該特定配偶者であ った者が支払を受けるもの
 - ロ 当該特定配偶者であった者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の 額に相当する額
 - ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の勤労収入等の額(その額が一万五千 円を上回るときは、一万五千円)
 - 二 当該特定配偶者であった者の収入の月額に相当する額のうち、当該特定配偶者等を養育した者であって中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
 - ホ 当該特定配偶者であった者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であった者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないものへ 配偶者支援金
 - ト イからへまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の収入(給付金を除く。) の月額の十分の三に相当する額

- チ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者であった者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額
- 三 当該世帯に当該特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額 (イに掲げる額の十分の七に相当する額が口に掲げる額を上回るときは、その者の収入の 月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額)
 - イ その者の前年分(一月から五月までの間にあっては、前々年分)の所得税に係る合計 所得金額から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額並びにその者の 前年度分(四月及び五月にあっては、前々年度分)の道府県民税及び市町村民税の額を 控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額
 - ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であって当該世帯に属する者に係るもの と当該特定配偶者等に係るものとの差額に相当する額
- 2 法第十四条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)

- 第十八条の五 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
 - 一 当該世帯の当該特定配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該特定配偶者

一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

- 二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該特定配偶者であった者 (法第十四条第三項の規定による支援給付の程度)
- 第十八条の六 法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付は、同条第三項に規定する世帯の収入の額が当該特定配偶者及び前条各号に掲げる者について生活保護法第八条第

(支援給付に係る厚生労働省令等の適用)

- 第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付(平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。)が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
 - 一 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第百一条から第百三条まで、第 百七条及び第百八条(これらの規定を同令第百三十四条第一項において準用する場合を含 む。)の規定の適用については、支援給付を保護と、医療支援給付を生活保護法第十五条 の医療扶助(以下「医療扶助」という。)とみなす。
 - 二 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第九十条から第九十二条まで、第九十七条及び第九十八条の規定の適用については、支援給付を保護と、医療支援給付を医療 扶助とみなす。
 - 三 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第七条の四、第七条の六、第七条の七、第十八条の四、第十八条の四十五、第十八条の四十六、第十八条の四十七第二項、第二十五条の三、第二十五条の二十四の四、第二十五条の二十四の五及び第二十五条の二十五第二項の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を必要とする状態にある者を生活保護法第六条第二項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)とみなす。
 - 四 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の規定の適用については、次に 定めるところによる。

- イ 介護保険法施行規則第八十三条の五(同令第百七十二条の二において準用する場合を含む。)、第九十七条の三、第百条及び第百十三条の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護と、支援給付を受けている者を生活保護法第六条第一項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)と、生活支援給付を同法の規定による生活扶助とみなす。
- ロ 介護保険法施行規則第百七十条第二項の規定の適用については、同項第五号中「第三十八条第一項第一号」とあるのは、「第三十八条第一項第一号(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)」とする。
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成十八年厚生労働省令第十九号) 第二十七条、第三十九条 (同令第五十二条 (同令附則第十条第二項において準用する場合を含む。)及び附則第十条第一項において準用する場合を含む。)、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第六十四条の四第二項及び第六十五条の四の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。
- 六 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令(平成十八年 厚生労働省令第二十四号)附則の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保 護者とみなす。
- 七 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)第 六十四条及び第六十五条の規定の適用については、支援給付を保護とみなす。
- 八 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十 一号)第六条、第七条、第九条及び第十条の規定の適用については、支援給付を受けてい る者を被保護者と、支援給付を保護とみなす。
- 九 厚生労働大臣が発する厚生労働省令以外の命令の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(法第十五条第一項の規定による配偶者支援金の支給の申請)

- 第十八条の七の二 法第十五条第一項の規定による配偶者支援金の支給を受けようとする者 (以下この条において「申請者」という。)は、様式第三号による配偶者支援金支給申請書 を法第十四条第三項又は平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定による法第十四条第 一項の支援給付の支給を当該申請者に対して行う都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理 する町村長に提出して申請しなければならない。
- 2 前項の申請書には、申請者が特定配偶者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、前項の申請を受けた都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、当該書類により証明すべき事実を戸籍等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(法第十三条第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供)

第十八条の八 法第十七条の規定による情報の提供は、申請者及び永住帰国した中国残留邦人等(明治四十四年四月二日以後に生まれた者に限る。)であって第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請を行っていないものの次に掲げる事項(申請

者にあっては、第四号に規定する氏名及び名称を除く。)に関する情報であって機構が保有するものの全部又は一部を提供することによって行うものとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号
- 三 国民年金の被保険者の資格に関する事項及び保険料の納付に関する事項
- 四 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者並びに法 律によって組織された共済組合の組合員及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第 二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の資格に関する事項並びに 事業所又は事務所の名称及び船舶所有者の氏名又は名称

(一時帰国旅費の支給)

- 第十九条 法第十八条第一項に規定する一時帰国のための旅行に要する費用(以下「一時帰国 旅費」という。)の支給は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
 - 一 中国残留邦人等が昭和二十年九月二日以後初めて一時帰国する場合
 - 二 中国残留邦人等が最後に本邦に上陸した日から一年が経過した後に初めて一時帰国する場合
- 2 前項に規定するほか、厚生労働大臣が特別の事情があると認める場合には、一時帰国旅費 の支給を行うことができる。

(一時帰国旅費の支給の申請)

- 第二十条 一時帰国旅費の支給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。) は、様式第四号による一時帰国旅費支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければな らない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 申請者の居住地を明らかにすることができる書類
 - 二 申請者の生年月日を明らかにすることができる書類
 - 三 申請者に次条に規定する親族等がいる場合には、当該事実を明らかにすることができる 書類
 - 四 第二十二条に規定する場合であって介護人(申請者に同行するものに限る。)がいると きは、当該事実を明らかにすることができる書類

(親族等)

第二十一条 法第十八条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、中国残留邦人等の十 八歳未満の子(配偶者がないものに限る。)であって当該中国残留邦人等に同行するものと する。

(一時帰国のために介護人が必要な場合)

第二十二条 法第十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該中国残留邦人等につき当該介護人の介護がなければ当該一時帰国のための旅行をすることが困難であると認められる場合とする。

(準用)

第二十三条 第五条、第六条、第七条第二項及び第四項、第八条並びに第九条の規定は、一時 帰国旅費について準用する。この場合においては、第五条中「居住予定地」とあるのは「滞 在予定地」と、「船賃」とあるのは「往復の船賃」と、「永住帰国」とあるのは「一時帰国」 と、「(第十条に規定するものをいう。第七条、第十二条及び第十三条において同じ。)」 とあるのは「(第二十一条に規定するものをいう。)又は介護人」と、第七条第二項中「前項」とあるのは「第二十条第一項」と、同条第四項中「前項各号に掲げる書類又は書面」とあるのは「第二十条第二項各号に掲げる書類」と、第八条中「前条第一項」とあるのは「第二十条第一項」と、第九条第一項中「前条」とあるのは「第二十三条において準用する前条」と、「第五条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第五条第一項」と読み替えるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十四条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請の趣旨及びその年月日並びに申請者の居住地を記載するとともに、申請者が自ら署名した書類(次項において「フレキシブルディスク等」という。)を提出することによって行うことができる。

第七条第一項	様式第一号による永住帰国旅費支給申請書
第十三条第一項	様式第二号による自立支度金支給申請書
第十八条の七の二第一項	様式第三号による配偶者支援金支給申請書
第二十条第一項	様式第四号による一時帰国旅費支給申請書

2 前項の表に掲げる第七条第一項の申請において、同条第二項に規定する代理人が前項の規 定によりフレキシブルディスク等を提出する場合は、フレキシブルディスクと併せて提出す る書類には、申請者の氏名及び居住地並びに代理人の居住地を記載するとともに、当該代理 人が自ら署名しなければならない。

(フレキシブルディスクの構造)

第二十五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。) X 六二二三号に適合する 九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

- 第二十六条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って しなければならない。
 - ー トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二 二五号に規定する方式
 - 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格 X 六 五号に規定する方式 (フレキシブルディスクにはり付ける書面)
- 第二十七条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
 - 一 申請者の氏名
 - 二申請年月日

様式第一号(第7条関係)

永住帰国旅費支給申請書

	<u> ር</u> . አ	(日才	(名)	ı				生年	月日		年	月	日
申	氏名	(現均	姳)	ı				性別	[男	女	職業		
請	本筆	普 地											
問	居住	主 地						最寄	乗車駅	R名			
者		也以外 絡 先						•					
	居住	产定地											
	共		名	生	年	月	日	続柄	職		業	配偶: 有	者の 無
親				4	丰	月	日					有·	無
				4	丰	月	日					有·	無
族				4	丰	月	日					有・	無
				4	羊	月	日					有・	無
築				4	羊	月	日					有・	無
				4	羊	月	日					有·	無

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費の支給を申請します。

平成	年	月	日	
				申請者署名

厚生労働大臣 殿

様式第二号 (第13条関係)

自立支度金支給申請書

	п. <i>н</i>	()	本名)	l					生生	₽月	目			年	月	目
	氏名	(男	(現地名)								男・	女	帰 の	国前 徴業		
	個人看	争														
申請	本籍	地														
者	現 在居 住	強の														
	帰国館居 住	かの地														
	本邦科	二上陸	整した	Ħ	年	1	月	月								
	氏		ź	2	生	年	月	目	繞	柄	鳩	国制	ήσ	職業	配信有	場番の無
					年	<u>!</u>	月	目							有	・無
親					年	!	月	目							有	• 無
族					年	<u>!</u>	月	目							有	·無
等					年	!	月	目							有	• 無
					年	!	月	月							有	• 無
					年	!	月	目							有	• 無

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律による自立支度金の支給を申請します。

平成 年 月 日

申請者署名	
中间日有一	

厚生労働大臣 殿

様式第三号(第18条の7の2関係)

配偶者支援金支給申請書

	80 NA 27 Y 40 L				
		※実施機関	事受付	†年月	
1	配偶者支援金を受けようとする方の住所 氏名				
2	亡くなった特定中国残留邦人等の氏名				
	※(支援給付受給者番号)				
3	特定中国残留邦人等の亡くなった日	平成	年	月	日
4	配偶者支援金を受けようとする方と亡くなった特定中国残留邦人等が、永住帰国前から死亡の日まで継続した婚姻関係にあった事実の有無	有	•		無

上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第15条第1項又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第3条第1項による配偶者支援金を申請します。

(申請日)

平成 年 月 日

申請者住所申請者氏名

(A)

支援給付及び配偶者支援金の実施機関の長 殿

(申請上の注意)

- 1 ※印欄は記入しないでください。
- 2 上記4欄の事実を証明する書類を添付してください。添付する書類の種類が わからない場合は、実施機関に御相談ください。なお、添付書類を省略するこ とができる場合があります。
- 3 この申請書は原則として、配偶者支援金を受けようとする方が申請してください。配偶者支援金を受けようとする方と申請者が異なる場合は、両者の関係を証する書類及び配偶者支援金を受けようとする方が申請できない理由を記した書類を合わせて添付してください。

両者の関係及び申請できない理由によっては、実施機関において申請書を受 理できないことがあります。

- 4 日本名と中国名(又はロシア名)両方お持ちの方は併記してください。
- 5 この申請書を提出した後で、実施機関から改めて審査のため必要な書類の提出を求めることがあります。

様式第四号(第20条関係)

一時帰国旅費支給申請書

	m. h	(日本	(名)	İ				生年	月日		年	月	日
申	氏名	(現均	姳)	İ				性別] 男	女	職業		
	本)	準 地											
請	居住	主 地						基内	乗車駅	山夕			
		也以外 絡 先						_ 权市	THE W	(SA			
者	滞在	予定地											
	最後は	こ本邦に	1上	塗した日	1	年	= 月	l E					
親	出		名	生	年	月	日	続柄	職		業	配偶有	猪の 無
族				左	F	月	日					有	・無
等 又				左	F	月	日					有	・無
は介				左	F	月	日					有	・無
頀				左	F	月	日					有	・無
人				左	F	月	日					有	・無

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律による一時帰国旅費の支給を申請します。

平成	年	Ħ	
-11- ПХ.	—	н	

申請者署名	

厚生労働大臣 男

(注意)「続柄」の欄は、介護人については、申請者との関係を記入すること。 附 則 (施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日〔平成六年一○月一日〕から施行する。

(厚生省組織規程の一部改正)

第二条 厚生省組織規程(昭和五十九年厚生省令第三十号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕

附 則〔平成七年三月二七日厚生省令第一二号〕

- 1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第十四条第一項第二号の改正規定 は、平成七年十月一日から施行する。
- 2 平成七年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則〔平成八年三月二六日厚生省令第一四号〕

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則〔平成八年一〇月一一日厚生省令第五八号抄〕

沿革

平成一九年一二月二八日号外厚生労働省令第一五四号 [中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則二条による改正]

(施行期日)

第一条 この省令は、平成九年一月一日から施行する。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第十九条 附則第二条第一項に規定する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三条の三第一項第三号に規定する基礎年 金番号は、同号の規定にかかわらず、附則第二条第一項の規定により交付された通知書に記 載された記号番号とする。
- 2 附則第四条に規定する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三条の三第一項第三号に規定する基礎年金番号は、同号の規定にかかわらず、附則第四条第一号の記号番号とする。

(請求等に係る経過措置)

第二十一条 この省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりした請求、届出その他の行為は、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によってした請求、届出その他の行為とみなす。

附 則〔平成九年四月一日厚生省令第四二号〕

(施行期日等)

1 この省令は、公布の日から施行し、平成九年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成九年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則〔平成一〇年四月二日厚生省令第四八号〕

(施行期日等)

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成十年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則〔平成一一年三月二六日厚生省令第二七号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一一年三月三〇日厚生省令第三一号〕

(施行期日)

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十一年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則〔平成一二年二月二八日厚生省令第一八号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請、届出その他の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

附 則〔平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号抄〕 (施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って 使用することができる。

附 則〔平成一四年三月三一日厚生労働省令第五六号〕

- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令及び中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十 四年政令第百一号)附則第三条に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、 次の各号に掲げる額を合計した額とする。
 - 一 四十九万八千円に市町村(特別区を含む。以下同じ。)の地域の区分による国民年金の 基礎年金等事務費交付金の算定に関する省令別表第一(1)、(2)、(3)及び(4) の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額に、当該市町村における年間平均被保険者 数に応じて同令別表第二に定める点数に社会保険庁長官が定める調整係数を乗じて得た 点数を乗じて得た額に、十二分の二を乗じて得た額
 - 二 当該市町村における平成十三年度の交付単価(第一条の規定による改正前の国民年金の

基礎年金等事務費交付金の算定に関する省令別表第三に定める交付単価をいう。)に、平成十四年四月に係る市町村検認等取扱件数(第一条の規定による改正前の国民年金の基礎年金等事務費交付金の算定に関する省令第一条第五号に規定する市町村検認等取扱件数をいう。)を乗じて得た額

附 則〔平成一五年三月三一日厚生労働省令第七○号〕

(施行期日)

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十五年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則〔平成一五年三月三一日厚生労働省令第七二号〕

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則〔平成一六年四月一日厚生労働省令第九三号〕

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十六年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則〔平成一七年三月三一日厚生労働省令第五八号〕

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則〔平成一八年三月三一日厚生労働省令第九一号〕

(施行期日)

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十八年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則〔平成一九年一二月五日厚生労働省令第一四五号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一九年一二月二八日厚生労働省令第一五四号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第十三条の次に二条を加える改正規定(第十三条の二に係る部分に限る。)は、同年三月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年二月八日厚生労働省令第一一号〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

(繰上げ年金の額の特例に係る改定の請求に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三条の三第一項の規定による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十三条第三項の一時金の支給の申請を行った者について、この省令による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十五条の二第二項の規定

を適用する場合においては、同項中「第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の 一時金の支給の申請と同時」とあるのは、「平成二十年三月十七日まで」とする。

附 則〔平成二〇年三月一八日厚生労働省令第三七号〕 沿革

- 平成二一年 六月 一日厚生労働省令第一一五号 [中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行 規則等の一部を改正する省令二条による改正]
- 平成二五年 七月二三日厚生労働省令第九一号 [中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令二条による改正]
- 平成二六年 六月 三日厚生労働省令第六七号〔中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令二条による改正〕
- 平成二六年 九月 九日号外厚生労働省令第一〇四号〔中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令二条による改正〕
- 平成二七年 五月二六日厚生労働省令第一〇五号 [中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令二条による改正]
- 平成二八年 二月二六日厚生労働省令第二六号〔中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令二 条による改正〕
- 平成二八年 七月一一日厚生労働省令第一二五号 [中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 二条による改正]
- 平成二九年 三月二二日厚生労働省令第二〇号 [中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令二条による改正]

(施行期日)

- 第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。 (改正法附則第二条の規定による支援給付の実施の方法)
- 第二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する特定中国残留邦人等(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「法」という。)第十三条第二項の特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。)に対しては、当該特定中国残留邦人等が改正法附則第一

条第四号に掲げる規定の施行の日に法第十四条第一項の支援給付の開始の申請を行ったものとみなして、法に定めるところにより、同項の支援給付を行うものとする。

(改正法附則第三条に規定する厚生労働省令で定める機関)

第三条 改正法附則第三条に規定する厚生労働省令で定める機関は、助産機関とする。

(改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等)

- 第四条 改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。
 - 一 当該配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。) (当該世帯に当該配偶者以外の特定中国残留邦人等の配偶者であった者(以下「配偶者であった者」という。)があるとき(当該世帯に属する前にあっては継続してその配偶者であった者が改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該配偶者又はその配偶者であった者が同項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であった者が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該配偶者であった者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額
 - イ 当該配偶者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)第十八条の二第一項第一号イ又は口に掲げるものとされていたものであって、当該配偶者が支払を受けるもの
 - ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額
 - ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労又は事業に基づいて得られる収入の月額に相 当する額(以下「勤労収入等の額」という。)(その額が一万五千円を上回るときは、 一万五千円)
 - ニ 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者を養育した者であって中国 等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶 者の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
 - ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

へ 配偶者支援金

- ト イからへまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入(平成二十五年度の一般会計補正予算(第1号)における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、平成二十七年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金、平成二十七年度の一般会計補正予算(第1号)における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金者しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十八年度の一般会計補正予算(第2号)における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金を除く。)の月額の十分の三に相当する額
- チ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該 配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

- 二 当該世帯に前号に規定する当該配偶者以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額(イに掲げる額の十分の七に相当する額が口に掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額)
 - イ その者の前年分(一月から五月までの間にあっては、前々年分)の所得税に係る合計 所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の規定による合計所得金額をいう。) から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額(同法の規定による社会 保険料控除の額をいう。)並びにその者の前年度分(四月及び五月にあっては、前々年 度分)の道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。)の額を控除して 得た額を十二で除して得た額に相当する額
 - ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であって当該世帯に属する者に係るもの と前号に規定する当該配偶者に係るものとの差額に相当する額
- 2 改正法附則第四条第一項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

第五条 改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、当該世帯の当該配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者とする。

(改正法附則第四条第一項の規定による支援給付の程度)

第六条 改正法附則第四条第一項の規定による同項の支援給付は、同項に規定する世帯の収入 の額が当該配偶者及び前条に規定する者について生活保護法第八条第一項の基準により算 出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

附 則〔平成二○年三月三一日厚生労働省令第八○号〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(標示に関する経過措置)

第二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)様式第三号の規定の例による場合においては、同号中「生活保護指定(医)」とあるのは、「中国残留邦人等支援法指定(医)(又は生活保護指定(医))」と読み替えるものとする。

附 則〔平成二一年六月一日厚生労働省令第一一五号〕

この省令は、平成二十一年六月一日から施行し、同日以後に中国残留邦人等の円滑な帰国の 促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十八条の二第二項及び第十八条の 四第二項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 律施行規則の一部を改正する省令附則第四条第二項の規定により算出する世帯の収入の額に ついて適用する。

附 則〔平成二一年一二月二八日厚生労働省令第一六七号抄〕 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則〔平成二一年一二月二八日厚生労働省令第一六八号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則〔平成二三年三月三一日厚生労働省令第四一号〕

(施行期日)

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十三年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則〔平成二四年三月二三日厚生労働省令第三四号〕

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十四年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額 については、なお従前の例による。

附 則〔平成二四年三月二八日厚生労働省令第四○号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。〔後略〕

附則〔平成二四年六月二九日厚生労働省令第九七号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則〔平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号〕

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則〔平成二五年七月二三日厚生労働省令第九一号〕

この省令は、平成二十五年八月一日から施行し、同日以後に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十八条の二第二項及び第十八条の四第二項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第四条第二項の規定により算出する世帯の収入の額について適用する。

附 則〔平成二五年九月一九日厚生労働省令第一〇六号〕

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十五年九月三十日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則〔平成二六年三月三一日厚生労働省令第三七号〕

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十六年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額 については、なお従前の例による。

附 則〔平成二六年六月三日厚生労働省令第六七号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二六年九月九日厚生労働省令第一〇四号〕 ※N. K.

- 平成二七年 五月二六日厚生労働省令第一〇五号〔中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 三条による改正〕
- 平成二八年 二月二六日厚生労働省令第二六号〔中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令三 条による改正〕
- 平成二八年 七月一一日厚生労働省令第一二五号 [中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 三条による改正]
- 平成二九年 三月二二日厚生労働省令第二〇号〔中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令三条による改正〕

(施行期日)

- 第一条 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。 (支援給付の実施に関する経過措置)
- 第二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百六号。以下「平成二十五年改正法」という。) 附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた法第十四条第一項の支援給付を受けている配偶者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号。以下「施行規則」という。)第十八条の二から第十八条の六までの規定の適用については、なお従前の例による。

(平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等)

- 第三条 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のと おりとする。
 - 一 当該配偶者(当該世帯に当該配偶者以外の配偶者であった者があるとき(当該世帯に属する前にあっては継続してその配偶者であった者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「法」という。)第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該配偶者又はその配偶者であった者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であった者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該配偶者であった者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額
 - イ 当該配偶者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る施行規則第十八条の二第一

項第一号イ又は口に掲げるものとされていたものであって、当該配偶者が支払を受ける もの

- ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額
- ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額(その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)
- 二 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者又は次号に規定する配偶者であった者(以下この項において「当該配偶者等」という。)を養育した者であって中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
- ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保 護の程度の決定において収入の額と認定されないもの
- へ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入(平成二十五年度の一般会計補正予算(第1号)における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、平成二十七年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金、平成二十七年度の一般会計補正予算(第1号)における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十八年度の一般会計補正予算(第2号)における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金(次号トにおいて「給付金」という。)を除く。)の月額の十分の三に相当する額
- ト ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該 配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額
- 二 当該世帯に配偶者であった者があるとき(当該世帯に属する前にあっては継続してその配偶者であった者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であった者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該配偶者であった者に係る次に掲げる額
 - イ 当該配偶者であった者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る施行規則第十八 条の二第一項第一号イ又は口に掲げるものとされていたものであって、当該配偶者であった者が支払を受けるもの
 - ロ 当該配偶者であった者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に 相当する額
 - ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者であった者の勤労収入等の額(その額が一万五千円を 上回るときは、一万五千円)
 - ニ 当該配偶者であった者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者等を養育した者であって中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
 - ホ 当該配偶者であった者の勤労収入等の額以外の当該配偶者であった者の収入の月額

に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

- へ 配偶者支援金
- ト イからへまでに掲げる額以外の当該配偶者であった者の収入(給付金を除く。)の月 額の十分の三に相当する額
- チ ロに掲げる額以外の当該配偶者であった者の勤労収入等の額が一万五千円を上回る ときは、当該配偶者であった者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の 額に相当する額
- 三 当該世帯に当該配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額(イに掲げる額の十分の七に相当する額が口に掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額)
 - イ その者の前年分(一月から五月までの間にあっては、前々年分)の所得税に係る合計 所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の規定による合計所得金額をいう。) から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額(同法の規定による社会 保険料控除の額をいう。)並びにその者の前年度分(四月及び五月にあっては、前々年 度分)の道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。)の額を控除して 得た額を十二で除して得た額に相当する額
 - ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であって当該世帯に属する者に係るもの と当該配偶者等に係るものとの差額に相当する額
- 2 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)

- 第四条 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のと おりとする。
 - 一 当該世帯の当該配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者
 - 二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該配偶者であった者

(平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定による支援給付の程度)

第五条 平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定による法第十四条第一項の支援給付は、 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する世帯の収入の額が当該配偶者及び前条各 号に掲げる者について生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第八条第一項の基準に より算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

(平成二十五年改正法附則第三条第一項の規定による配偶者支援金の支給の申請)

- 第六条 平成二十五年改正法附則第三条第一項の規定による配偶者支援金の支給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、施行規則様式第三号による配偶者支援金支給申請書を法第十四条第三項又は平成二十五年改正法附則第三条第一項の規定による同条第一項の支援給付の支給を当該申請者に対して行う都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長に提出して申請しなければならない。
- 2 前項の申請書には、申請者が特定配偶者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、前項の申請を受けた都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、当該書類により証明すべき事実を戸籍等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

附 則〔平成二六年一一月一二日厚生労働省令第一二一号抄〕

第一条 この省令は平成二十七年一月一日から施行する。 附 則〔平成二六年一一月一三日厚生労働省令第一二二号抄〕 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。 附 則〔平成二七年四月一〇日厚生労働省令第八五号〕 (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、な お従前の例による。

附 則〔平成二七年五月二六日厚生労働省令第一○五号〕 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号抄〕

-成二七年几月二九日厚生労働省令第一五○号抄。 沿革

> 平成二八年一二月二八日号外厚生労働省令第一八七号 [健康保険法施 行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省 令の一部を改正する省令二条による改正]

(施行期日)

- 第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 [平成二五年五月法律第二七号] (以下「番号利用法」という。)の施行の日(平成二十七年十月五日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 〔前略〕第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定 番号 利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)

二~四 〔略〕

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第十三条 この省令の施行の際現に提出されている第二十九条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則による自立支度金支給申請書(次項において「旧様式」という。)は、同条の規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則による自立支度金支給申請書とみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って 使用することができる。

附 則〔平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号抄〕 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則〔平成二八年二月二六日厚生労働省令第二六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二八年三月三一日厚生労働省令第七四号〕

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十八年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則〔平成二八年七月一一日厚生労働省令第一二五号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二八年一二月二八日厚生労働省令第一八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二九年三月二二日厚生労働省令第二〇号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二九年三月三一日厚生労働省令第三三号〕

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十九年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。